

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び
維持管理に関する条例

手 引 書

令和3年9月
令和4年11月改訂
令和5年7月改訂
令和6年3月改訂

山 梨 県

目次

1	第1条 目的	1
	(1) 地域環境	1
	(2) 地域環境に与える影響	1
2	第2条 定義	2
	(1) 太陽光発電施設	2
	(2) 太陽光発電施設の設置	2
	(3) 設置工事の着手	3
	(4) 発電出力	3
	(5) 太陽光発電施設の増設	3
	(6) 太陽光発電事業	3
	(7) 事業区域	3
	(8) 事業者	4
3	第3条 基本理念	5
	(1) 基本理念	5
4	第4条 事業者の責務	6
	(1) 関係法令の遵守	6
	(2) 地域環境の保全、災害発生の防止	6
	(3) 地域住民への説明等	6
5	第5条 市町村との協力	7
	(1) 市町村との協力	7
6	第6条 関係機関の協力	8
	(1) 関係機関の協力	8
7	第7条 設置規制区域	9
	(1) 設置規制区域	9
	(2) 地域森林計画対象民有林（条例第7条第1号）	10
	(3) 国有林（条例第7条第1号）	10
	(4) 当該区域に準ずるものとして規則で定める区域（条例第7条第1号）	10
	(5) 地すべり防止区域（条例第7条第2号）	11
	(6) 急傾斜地崩壊危険区域（条例第7条第3号）	11
	(7) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（条例第7条第4号）	11
	(8) 砂防指定地（条例第7条第5号）	11
	(9) 設置規制区域の確認方法	11
	(10) 設置規制区域確認表の提出	12
8	第8条 設置許可の申請	15

(1)	設置許可申請手続き	15
(2)	設置許可申請書記載事項	15
(3)	標識の設置及び維持管理計画の公表	18
(4)	設置許可申請書の添付書類	24
9	第9条 環境及び景観に及ぼす影響の評価等	28
(1)	国・県の環境アセスメント制度対象事業	28
(2)	国・県の環境アセスメント制度対象外事業の評価方法	29
10	第10条 地域住民等への説明等	36
(1)	説明の目的	36
(2)	説明会の内容	37
(3)	説明の対象となる地域住民等	37
(4)	説明会の開催方法	37
(5)	事業計画を周知するための標識の設置	38
(6)	説明会の記録	38
11	第11条 設置許可の基準等	39
(1)	地域森林計画対象民有林・国有林等の区域に係る許可基準	40
(2)	地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地に係る許可基準	40
(3)	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に係る許可基準	40
(4)	太陽光発電設備に関する基準	41
(5)	関係法令の遵守	41
(6)	市町村長への意見照会	41
(7)	許可条件の設定	41
(8)	設置規制区域の変更に伴う場合の手続き	42
(9)	設置許可内容の公表	42
12	第12条 変更の許可	43
(1)	変更許可申請	43
(2)	変更の許可を要しない軽微な変更の届出	44
13	第13条 許可の取消	46
(1)	許可の取消	46
(2)	許可の取消の公表	46
14	第14条 設置届出	47
(1)	設置届出手続き	47
(2)	設置届出記載事項	47
(3)	地域住民等への説明	49
(4)	設置届出の添付書類	52
(5)	標識の設置及び維持管理計画の作成・公表	53

1 5	第 15 条	届出内容の変更	56
	(1)	変更届出	56
	(2)	変更の届出を要しない軽微な変更	56
1 6	第 16 条	工事の届出	57
	(1)	設置工事着手届出	57
	(2)	設置工事完了届出	57
1 7	第 17 条	標識の設置	58
	(1)	標識の設置	58
	(2)	標識の規格など	59
	(3)	標識の記載の変更	59
	(4)	他法令で設置する標識との関係	59
1 8	第 18 条	維持管理	61
	(1)	維持管理基準	62
	(2)	維持管理計画	63
	(3)	維持管理計画の見直し	64
	(4)	維持管理計画の公表	64
	(5)	維持管理計画の提出	64
	(6)	維持管理の結果と報告	65
	(7)	事故等が発生したときの対応及び報告	65
1 9	第 19 条	地位の承継等	89
	(1)	地位承継等届出	90
	(2)	太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等	90
	(3)	地位承継届出内容の公表	90
	(4)	維持管理計画の作成	90
2 0	第 20 条	廃止	91
	(1)	廃止届出書	91
	(2)	事業廃止に係る留意事項	91
2 1	第 21 条	指導及び助言	92
	(1)	指導及び助言	92
2 2	第 22 条	報告の徴収	93
	(1)	報告の徴収	93
2 3	第 23 条	立入検査	94
	(1)	立入検査	94
2 4	第 24 条	勧告	95
	(1)	勧告	95
2 5	第 25 条	措置命令	96

(1) 措置命令	96
2 6 第 26 条 違反事実の公表等	97
(1) 違反事実の公表	97
(2) 意見の陳述	97
(3) 経済産業大臣への通知等	97
2 7 第 27 条 市町村の条例との関係	98
(1) 市町村の条例との関係	98
2 8 第 28 条 規則への委任	99
(1) 規則への委任	99
2 9 第 29 条 罰則	100
(1) 過料	100
3 0 附則第 1 条 施行期日	101
(1) 施行期日	101
3 1 附則第 2 条 適用関係	102
(1) 適用関係	102
3 2 附則第 3 条 既存施設の変更許可	103
(1) 既存施設の変更許可	103
3 3 附則第 4 条 既存施設の届出	107
(1) 既存施設の届出	107
(2) 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等	107
(3) 標識の設置及び維持管理計画の公表	107
(4) 既存施設の届出内容の変更	108
3 4 附則第 5 条 既存施設の標識の設置	111
(1) 既存施設の標識の設置	111
(2) 既存施設の標識の変更	111
3 5 附則第 6 条 既存施設の維持管理	112
(1) 既存施設の維持管理	112
3 6 附則第 7 条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置 法の一部改正に伴う経過措置	114
(1) 法律の一部改正に伴う経過措置	114
3 7 附則第 8 条 罰則	115
(1) 過料	115
3 8 新規則第 1 条 用語関係	116
(1) 用語の説明	116
3 9 改正条例附則第 1 条 施行期日	117
(1) 施行期日	117

4 0	改正条例附則第 2 条	発電出力 10kW 未満の太陽光発電施設の適用関係	118
	(1)	適用関係	118
4 1	改正条例附則第 3 条	発電出力 10kW 未満の既存施設の変更許可	119
	(1)	既存施設の変更許可	119
4 2	改正条例附則第 4 条	発電出力 10kW 未満の既存施設の届出	122
	(1)	既存施設の届出	122
	(2)	標識の設置及び維持管理計画の作成・公表	122
	(3)	既存施設の届出内容の変更	122
4 3	改正条例附則第 5 条	発電出力 10kW 未満の既存施設の標識の設置	124
	(1)	既存施設の標識の設置	124
	(2)	既存施設の標識の変更	124
4 4	改正条例附則第 6 条	発電出力 10kW 未満の既存施設の維持管理	125
	(1)	既存施設の維持管理	125
4 5	改正条例附則第 7 条	罰則	127
	(1)	過料	127
		資料集	129
1		山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	131
2		山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則	143
3		山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則	148
4		関係法令一覧表	150
5		市町村太陽光発電担当部署	155
		様式集（記載例）	157
	(1)	規則で定める様式	159
		第 1 号様式（第 3 条関係）	161
		第 2 号様式（第 6 条関係）	163
		第 3 号様式（第 7 条関係）	164
		第 4 号様式（第 7 条関係）	166
		第 5 号様式（第 8 条関係）	168
		第 6 号様式（第 9 条関係）	170
		第 7 号様式（第 10 条関係）	171
		第 8 号様式（第 10 条関係）	172
		第 9 号様式（第 12 条、第 13 条関係）	173
		第 10 号様式（第 12 条関係）	175
		第 11 号様式（第 12 条関係）	176
		第 12 号様式（第 13 条関係）	178

第13号様式（第13条関係）	180
第14号様式（第14条関係）	182
第15号様式（第15条関係）	183
(2)手引書で定める様式	185
様式その①（条例附則第3条関係・改正条例附則第3条関係）	187
様式その②（条例附則第4条関係・改正条例附則第4条関係）	189
様式その③（条例附則第4条関係・改正条例附則第4条関係）	191
様式その④（条例附則第4条関係・改正条例附則第4条関係）	193

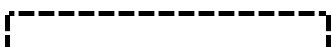
【凡例】

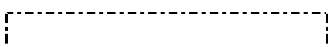
本手引書では、法令等について次のとおり表記しています。

- ・ 条例：山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和 3 年山梨県条例第 27 号）
- ・ 改正条例：山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年山梨県条例第 3 号）
- ・ 規則：山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則（令和 3 年山梨県規則第 37 号）
- ・ 新規則：山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則（令和 4 年山梨県規則第 1 号）
- ・ FIT 法：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（令和 4 年 4 月 1 日までは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」）
- ・ FIT 制度：再生可能エネルギー固定価格買取制度
- ・ 手引書：山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例手引書

 : 条例による規定

 : 改正条例による規定

 : 規則による規定

 : 新規則による規定

＜条例制定の背景＞

平成 24 年 7 月に F I T 制度が創設されて以降、日照時間に恵まれた本県では、太陽光発電施設の導入が急速に進み、それに伴い、災害、環境及び景観等に関する様々な問題が顕在化してきました。

こうした中、県では平成 27 年に太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを策定し事業者への指導を行ってきましたが、ガイドラインによる事業者指導には限界があることや、全国的に施設の事故事例が増加傾向であり、地域住民の不安や懸念が増しているため、施設の適切な維持管理を徹底する必要があることから、令和 3 年 7 月 13 日に条例を制定しました（令和 3 年 10 月 1 日一部施行、令和 4 年 1 月 1 日全面施行）。

＜条例の一部改正について＞

令和 3 年 7 月に条例を制定し、太陽光発電施設の適正な設置や維持管理に向けた規制を強化したところですが、他県において、発電出力 10kW 未満の小規模な施設をめぐり、地域住民とトラブルになった事例が発生しました。

このため、こうした事態にも適切に対応していく必要があることから、発電出力によらず、野立ての太陽光発電施設全てに規制対象を拡大することとしました。

（条例改正の内容）

- ・「発電出力 10kW 以上」を削除し、全ての太陽光発電施設（建築物に設置されるものを除く）を対象とする。
- ・10kW 未満の既存施設の届出等については、令和 4 年 9 月 30 日までに提出する。

＜手引書及び山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドラインについて＞

本手引書は、条例及び規則に沿った、それぞれの規定についての考え方・手続の方法等について記載したものです。

本条例施行以前に策定された「山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、太陽光発電施設の設計・施工、維持管理、撤去・処分について説明しています。また、本条例で規定する設置規制区域ではありませんが、農用地区域、風致地区、文化財指定エリアなど、立地に当たり配慮が必要なエリアについて市町村毎に掲載しています。

本条例の施行に伴い、「ガイドライン」に記載されている「事業概要書」の提出などの手続は不要ですが、それ以外の、適切な事業実施のために推奨される事項については「ガイドライン」を参考にして事業を実施してください。

＜設置許可申請書等提出先＞

事業地	提出先
甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒407-0024 韮崎市本町 4-2-4 TEL 0551-23-3087
山梨市、笛吹市、甲州市	峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒404-8601 甲州市塩山上塩後 1239-1 TEL 0553-20-2720
市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田 111-1 TEL 055-240-4140
富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒402-0054 都留市田原 2-13-43 TEL 0554-45-7811

＜提出部数＞ （事業者は、別途控えを保管してください。）

・許可に係る申請一式(設置許可申請書、設置変更許可申請書、既存施設の変更許可申請書)

3部(正本1部、副本2部) 内訳: 県用2部、市町村用1部

・各届出書等一式

2部(正本1部、副本1部) 内訳: 県用1部、市町村用1部

※市町村用は、地域の実情を把握するため、市町村への情報提供としてご提出をお願いします。

※正本は、申請書等に代表者印等を押印した書類とし、副本は、正本のコピーとします(正本と同じく代表者印を押印した書類でも可)。写真や図面が白黒により判別しづらい場合がありますので、カラーコピーが望ましいです。

＜提出書類への押印＞

本条例に基づき提出する全ての書類への押印(印影を画像化した電子印鑑も含む)は、法人にあつては、代表者印または社印としてください。個人にあつては、自筆による署名でも可とします。

1 第1条 目的

第一条 この条例は、地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物の多様性の保全等に重要な役割を果たしている森林が県土の多くを占める本県において、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境に与える影響に鑑み、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の全般について地域環境を保全し、又は災害の発生を防止する方法により適切に実施するよう必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図ることを目的とする。

第一条 この規則は、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和三年山梨県条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 地域環境

本条例における地域環境とは、事業区域周辺の地域における自然環境、県民が安全で安心に暮らせるための生活環境、良好な景観等を指しています。

(2) 地域環境に与える影響

F I T制度の導入以降、太陽光発電施設の導入が急速に進んだことに伴い、森林伐採に伴う災害防止機能の低下、太陽光パネルの反射光による住環境の悪化、景観の阻害など地域環境に与える影響として問題が顕在化しています。

2 第2条 定義

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物に設置されるものを除く。)をいう。
- 二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設(これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。)をいう。
- 三 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業をいう。
- 四 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- 五 事業者 太陽光発電事業を実施する者をいう。

(1) 太陽光発電施設

太陽光発電施設とは、太陽光発電設備、附帯施設及びこれらを設置するために必要な土地(太陽光発電施設の設置工事に伴い、木竹の伐採及び土地の形質の変更を行った土地を含む。)で構成されるものをいいます。なお、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものは除くこととしています。

太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換する設備(太陽電池モジュール、それを支持する架台等)及びその附帯設備(パワーコンディショナー、接続箱、蓄電池等)になります。ただし、次に当てはまるものは、太陽光発電設備として取り扱いません。

- ①太陽電池モジュールと一体型の製品(屋外照明機器、防犯カメラ、鳥獣害対策電気柵、ポータブル電源等)
- ②太陽電池モジュールとそれを電源とする製品本体とは別個であるが、製品と一体性を有し、製品に付随して設置されている太陽電池モジュールで構成されているもの など

附帯施設とは、道路(建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道)から施設までの進入路(当該施設へのアクセスのために必要な管理道等)、敷地を安定させるために造成する部分(法面や擁壁、排水施設等を含む。)になります。

(2) 太陽光発電施設の設置

太陽光発電施設の設置とは、太陽光発電施設を新たに設置することと、増設することの両方を含みます。また、これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更も含みます。

(3) 設置工事の着手

太陽光発電施設の設置工事の着手とは、次の①・②全てに該当することをいいます。

①太陽光発電施設を設置する現地における工事の着手（木竹の伐採、土地の形質変更を含む。）とし、設置計画（工事工程表など）に基づき継続して工事が行われていること。

※ただし、現地調査、測量、資材・車両の搬入等の準備工、太陽光パネル等の製造は除く。

②関係法令等に基づいた手続き完了後に実施されるもの。

なお、正当な理由がなく、設置計画に基づき工事を行わないなど、継続性がないものは着手とはみなしません。

(4) 発電出力

発電出力とは、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値になります。パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値としてください。

(5) 太陽光発電施設の増設

太陽光発電施設の増設とは、次の事項が該当します。

- ・事業区域の面積を広げること
- ・事業区域の面積を広げない場合であっても、事業区域内で太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等の面積又は数を増加させること
- ・太陽光発電施設の事業区域内の位置を変更すること
- ・太陽光発電設備の構造の変更
- ・太陽光発電施設の出力または太陽電池の合計出力の増加
- ・擁壁・排水設備等の工作物の変更
- ・事業区域の木竹の伐採及び土地の形質の変更

※破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの単なる取り替え、架台の修理、交換等の太陽光発電施設の機能を維持するための行為は、増設には含みません。

(6) 太陽光発電事業

太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業のことをいいます。

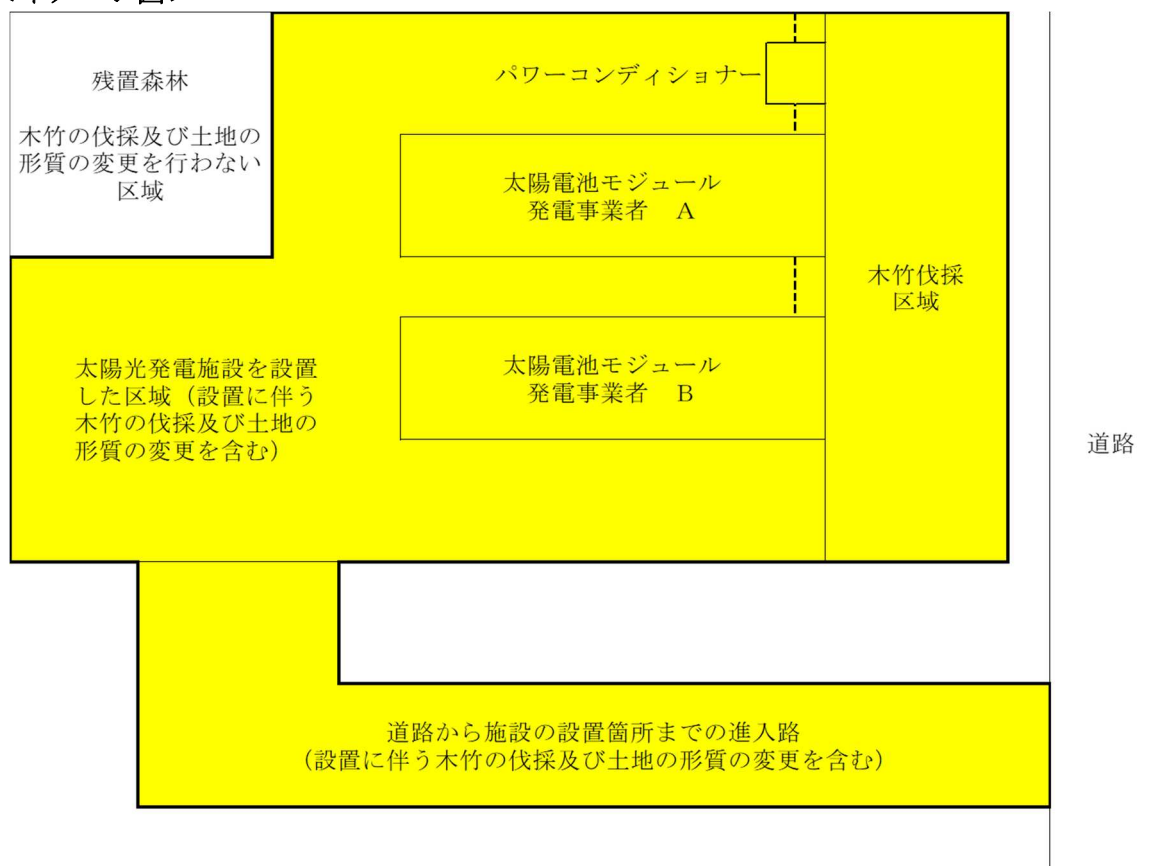
(7) 事業区域

事業区域とは、太陽光発電施設を設置及び管理する上で必要となる土地の区域です。

なお、ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の事業区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール（フロート部分を含む。）の水平投影面積に、陸上に設置する附属施設等に必要な土地を加えた区域とします。

次のイメージ図で太い実線で囲まれた部分が事業区域の範囲となります。

<イメージ図>



届出書を提出する場合、事業者ごとに届出書を提出するか、設備を共用している施設や隣接する事業者の施設でまとめてひとつの届出書で提出するか、どちらかの方法で届出書を提出してください。

(8) 事業者

太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業を実施する者をいいます。事業者に該当するか否かについて、個人か法人かは問いません。

3 第3条 基本理念

第三条 太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならない。

(1) 基本理念

太陽光発電事業の基本理念を明文化したものです。

太陽光発電事業は、設置、稼働、廃止に至るまでの一連の事業において、災害発生リスクや地域環境に影響を与えることなく、地域に受け入れられ、理解を得て事業を実施していくものとして規定しています。

4 第4条 事業者の責務

第四条 事業者は、関係法令の規定を遵守しなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、地域住民に十分な情報提供及び説明を行い、太陽光発電事業の実施について理解を求め、及び地域住民との良好な関係を築くよう努めなければならない。

(1) 関係法令の遵守

事業者は、条例や規則を遵守するのはもちろんのこと、太陽光発電施設の設置に係る様々な関係法令についても遵守する必要があります。事業者の責任において、法令を所管する行政機関へ問い合わせをするなど、手続きが必要か否か確認する必要があります。

なお、設置許可申請書を提出する際、関係法令の手続き状況について、P24「太陽光発電施設設置計画書」として提出していただきます。

(2) 地域環境の保全、災害発生の防止

事業者は、太陽光発電事業を実施する際、地域環境に与える影響に鑑み、事業全般において地域環境を保全し、災害発生を防止するための対策を行うことを義務付けています。

(3) 地域住民への説明等

事業者は、防災、環境、景観面等について地域住民が不安を抱かないよう、事業を実施しなければなりません。

このため、地域住民に事業の十分な説明を行い、理解を求めなければならないと規定してします。そして、地域住民との良好な関係を築くよう努めなければならないと規定しています。

なお、設置規制区域に設置する場合は、地域住民等に対し、説明会を開催し、事業計画の説明を行う必要があります。このことについては、P36「第10条 地域住民等への説明等」を参照してください。

5 第5条 市町村との協力

第五条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長その他の関係市町村の長に対し、資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

(1) 市町村との協力

条例の目的である、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図るため、必要に応じ、関係市町村長に対して協力を求めることができるとしたものです。

関係市町村長とは、事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長のほか、事業区域に隣接する市町村の長なども含まれます。

6 第6条 関係機関の協力

第六条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、一般送配電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）その他関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

（1）関係機関の協力

前条の市町村との協力に加えて、条例の目的である、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図るため、必要に応じ、太陽光発電事業に関係する民間企業・団体に対して協力を求めることができるとしたものです。

7 第7条 設置規制区域

第七条 事業者は、次に掲げる区域（以下「設置規制区域」という。）においては、太陽光発電施設の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ知事の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合は、この限りでない。

- 一 森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林の区域及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域並びに当該区域に準ずるものとして災害の発生を防止する見地から規則で定める区域
- 二 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域及び同法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域
- 五 山梨県砂防指定地管理条例（平成十五年山梨県条例第七号）第二条に規定する砂防指定地の区域

第二条 条例第七条第一号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 現に設置され、又は設置の工事に着手されている太陽光発電施設の事業区域であって、当該太陽光発電施設の設置の時に於いて森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域であった区域
- 二 前号に掲げるもののほか、森林法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域であった区域のうち、災害の発生を防止する見地から知事が定める区域

（1）設置規制区域

県土の約8割を占める森林が、地球温暖化の防止や山地災害の防止など多面的な機能を持つことに鑑み、森林伐採を伴う設置や災害リスクの高い区域への設置は、禁止としています。設置を禁止する区域に設置しようとする事業者は、条例第8条から第10条までの手続きを行い、第11条の許可基準を満たす場合に限り、知事は、設置を許可することができるものとしています。

なお、設置規制区域内において、条例の施行日前に工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）については、新たな許可申請は必要ありませんが、条

例附則第4条第1項の届出を行う必要があります(詳しくは、P107「附則第4条 既存施設の届出」で説明しています)。

また、設置規制区域内の既存施設において、条例の施行日以後に条例附則第3条で定める事項を変更しようとする場合は、変更許可申請の手続きが必要となります(詳しくはP103「附則第3条 既存施設の変更許可」で説明しています)。

(2) 地域森林計画対象民有林(条例第7条第1号)

地域森林計画対象民有林とは、森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、計画的に森林の育成や管理に努める森林です。

また、地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物多様性の保全、水源の涵養等、多面的機能の観点から、適切な管理を行い保全に努めている森林です。

(3) 国有林(条例第7条第1号)

国が所有する森林・原野のことで、国民共通の財産として国が管理しています。国有林の多くは、地形の急峻な奥地の山々や河川の源流などに分布しています。そのため、国有林の多くは水源を守り、土砂崩れなどの災害を防ぐといった公益的な役割を果たしています。

地域森林計画対象民有林と同様、多面的機能の観点から、適切な管理を行い保全に努めている森林です。

(4) 当該区域に準ずるものとして規則で定める区域(条例第7条第1号)

条例で規定する設置規制区域のほか、災害の発生を防止する見地から、規則で設置規制区域を規定しています。

① 規則第2条第1号

現在、設置され、又は設置の工事に着手されている太陽光発電施設の設置時において、設置場所が森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林であった区域です。

※設置後に地域森林計画から外された区域も該当します。

② 規則第2条第2号

知事が定める区域とは、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域であった区域において、発電出力10kW以上の施設は、条例施行日(令和3年10月1日)前、発電出力10kW未満の施設は、条例施行日(令和4年4月1日)前に太陽光発電施設が設置されていない、又は設置工事に着手していない区域です。

なお、当該区域に現に太陽光発電施設以外の施設等が設置されている場合、又は太陽光発電施設やその他の施設等が設置されていた場合は、区域から除きます。

(5) 地すべり防止区域 (条例第7条第2号)

地すべり等防止法に基づき指定され、地すべりを誘発・助長する行為が禁じられている区域です。

(6) 急傾斜地崩壊危険区域 (条例第7条第3号)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定され、がけ崩れ災害から人命を守るため、崩壊防止工事の施工のほか、がけ崩れを誘発・助長する行為の制限が行われる区域です。

(7) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (条例第7条第4号)

土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき指定され、急傾斜地の崩壊、土石流または地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域です。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域です。

(8) 砂防指定地 (条例第7条第5号)

砂防法に基づき指定され、土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐため、砂防えん堤などの工事を行う、土地の形を変えるなどの行為を制限する区域です。

(9) 設置規制区域の確認方法

太陽光発電施設を設置する（設置されている）場所が、設置規制区域（①地域森林計画対象民有林等 ②国有林 ③地すべり防止区域 ④急傾斜地崩壊危険区域 ⑤土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ⑥砂防指定地）に該当するかを確認する必要があります。

確認結果は、「設置規制区域確認表」に記載して届出書等へ添付する必要があります。設置規制区域の確認は、山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課へご連絡をお願いいたします。

【設置規制区域確認時に必要となる情報・資料】

ア) 問い合わせ者氏名

イ) 事業区域または発電施設設置予定地の全ての地番

ウ) 固定価格買取制度の設備 ID(取得している場合)

エ) 位置図※1 } (事業区域を赤で囲ってください)
オ) 公図※2 }

カ) 登記簿 (全部事項証明) ※2

※1 複製可能な住宅地図、国土地理院地図もしくはインターネット配信地図に位置を示したものをご用意ください。

※2 登記簿と公図は、「登記情報提供サービス」にて取得した登記簿及び公図 (法務局の証明文章・公印がない) でも構いません。

【設置規制区域確認お問い合わせ先】

上記 ア) ～カ) を電子メールでお送りください。

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課

taiyo-jorei@pref.yamanashi.lg.jp TEL 055-223-1503

【設置規制区域確認表の記載方法】

当課から設置規制区域の確認に対する回答がありましたら、その回答内容を基に「設置規制区域確認表」を作成してください。

「設置規制区域確認表」の「区域」ごとに確認状況 (該当の有・無・指定なし、確認所属、確認日、担当者名) を、当課からご連絡しますので、それを「設置規制区域確認表」へ記載してください。

(10) 設置規制区域確認表の提出

以下の書類を提出する際には、設置規制区域を確認した書類として、「設置規制区域確認表」を必ず添付して提出してください。

- ・ 条例第 8 条 (規則第 3 条) 設置許可申請書
- ・ 条例第 12 条 (規則第 7 条) 設置変更許可申請書
- ・ 条例第 14 条 (規則第 8 条) 設置規制区域外施設の設置届出書
- ・ 条例第 15 条 (規則第 9 条) 設置規制区域外施設の変更届出書
- ・ 条例附則第 3 条 (規則附則 2 条) その 1 既存施設の変更許可申請書
- ・ 条例附則第 4 条 (規則附則 2 条) その 2 既存施設の届出書
- ・ 条例附則第 4 条 (規則附則 2 条) その 3 既存施設の変更届出書

【参考：地域別設置規制区域指定状況（令和5年7月現在）】

以下に記載されている市町村には、設置規制区域の指定があります。設置規制区域は追加指定が行われる可能性があるため、適宜確認を行うなど、その情報に注意する必要があります。

設置規制区域	中北	峡東	峡南	富士・東部
①-1 地域森林計画対象民有林 ①-2 規則第2条で定める区域 (地域森林計画対象民有林であった区域) 条例第7条第1号	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市	山梨市、笛吹市、甲州市	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
② 国有林（官行造林地を含む） 条例第7条第1号 ※既存施設で国有林に該当している施設はありません。	甲府市	山梨市、笛吹市	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市
③-1 地すべり防止区域 (林野庁所管) 条例第7条第2号			市川三郷町、身延町、南部町	大月市、上野原市
③-2 地すべり防止区域 (農林水産省所管) 条例第7条第2号	甲府市 (下向山町、塚原町)		市川三郷町、身延町、南部町	
③-3 地すべり防止区域 (国土交通省所管) 条例第7条第2号 ④ 急傾斜地崩壊危険区域 条例第7条第3号 ⑤ 土砂災害警戒区域/土砂災害特別警戒区域 条例第7条第4号 ⑥ 砂防指定地 条例第7条第5号	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	山梨市、笛吹市、甲州市	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

注 既存施設とは以下を指します。

- ・10kW 以上の場合、令和3年10月1日前に設置の工事に着手した施設
- ・10kW 未満の場合、令和4年4月1日前に設置の工事に着手した施設

「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」第7条に係る
設置規制区域確認表

【施設情報】

<input type="checkbox"/> 既存施設 <input type="checkbox"/> 新規施設 (どちらかにレ点を入れてください。)	
設置場所 _____	
事業者名 _____	
確認担当者所属・氏名 _____	
F I T 認定 I D _____	

【設置規制区域確認状況】

区域	該当の有無	確認先
①-1 地域森林計画 対象民有林※ ＜第1号＞	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定なし	林務環境事務所 森づくり推進課 <input type="checkbox"/> 中北 <input type="checkbox"/> 峡東 <input type="checkbox"/> 峡南 <input type="checkbox"/> 富士・東部 確認日 年 月 日 (担当者)
①-2 規則第2条で定める区域(地域森林計画対象民有林であった区域) ＜第1号＞	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定なし	環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課 確認日 年 月 日 (担当者)
②国有林※ ＜第1号＞	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定なし	山梨森林管理事務所 確認日 年 月 日 (担当者)
③-1 地すべり防止区域(林野庁所管) ＜第2号＞	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定なし	林務環境事務所 治山林道課 <input type="checkbox"/> 峡南 <input type="checkbox"/> 富士・東部 ※中北、峡東に指定区域はありません(R5.7月時点) 確認日 年 月 日 (担当者)
③-2 地すべり防止区域(農林水産省所管) ＜第2号＞	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定なし	農務事務所 地域農政課 <input type="checkbox"/> 中北 <input type="checkbox"/> 峡南 ※峡東、富士・東部に指定区域はありません(R5.7月時点) 確認日 年 月 日 (担当者)
③-3 地すべり防止区域(国土交通省所管) ＜第2号＞	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	建設事務所 河川砂防管理課 <input type="checkbox"/> 中北 <input type="checkbox"/> 中北(峡北支所) <input type="checkbox"/> 峡東 <input type="checkbox"/> 峡南 <input type="checkbox"/> 峡南(身延支所) <input type="checkbox"/> 富士・東部 <input type="checkbox"/> 富士・東部(吉田支所) 確認日 年 月 日 (担当者)
④急傾斜地崩壊危険区域 ＜第3号＞	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	建設事務所 河川砂防管理課 <input type="checkbox"/> 中北 <input type="checkbox"/> 中北(峡北支所) <input type="checkbox"/> 峡東 <input type="checkbox"/> 峡南 <input type="checkbox"/> 峡南(身延支所) <input type="checkbox"/> 富士・東部 <input type="checkbox"/> 富士・東部(吉田支所) 確認日 年 月 日 (担当者)
⑤土砂災害警戒区域／土砂災害特別警戒区域 ＜第4号＞	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	建設事務所 河川砂防管理課 <input type="checkbox"/> 中北 <input type="checkbox"/> 中北(峡北支所) <input type="checkbox"/> 峡東 <input type="checkbox"/> 峡南 <input type="checkbox"/> 峡南(身延支所) <input type="checkbox"/> 富士・東部 <input type="checkbox"/> 富士・東部(吉田支所) 確認日 年 月 日 (担当者)
⑥砂防指定地 ＜第5号＞	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	建設事務所 河川砂防管理課 <input type="checkbox"/> 中北 <input type="checkbox"/> 中北(峡北支所) <input type="checkbox"/> 峡東 <input type="checkbox"/> 峡南 <input type="checkbox"/> 峡南(身延支所) <input type="checkbox"/> 富士・東部 <input type="checkbox"/> 富士・東部(吉田支所) 確認日 年 月 日 (担当者)

＜上記とりまとめ＞

環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課 担当者() 回答日(年 月 日)

注 本様式は、地域別設置規制区域指定状況に対応する確認表になります。

※ 既存施設については、①-1 と②は確認不要です。

8 第8条 設置許可の申請

第八条 設置規制区域内に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書に、必要な図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 太陽光発電施設の設置の場所
- 三 事業区域の位置及び面積
- 四 太陽光発電施設の出力
- 五 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- 六 太陽光発電施設の設置計画に関する事項
- 七 太陽光発電施設の構造に関する事項
- 八 環境及び景観に及ぼす影響の評価に関する事項
- 九 第十条第一項の規定による地域住民等への説明等の状況に関する事項
- 十 その他規則で定める事項

第三条 条例第八条の申請書は、第一号様式によるものとする。

(1) 設置許可申請手続き

設置規制区域の確認（P11 参照）により、太陽光発電施設を設置する場所が設置規制区域内であることを確認した場合は、本条に基づき、太陽光発電施設を設置する旨の許可申請手続きを行ってください。具体的には、第1号様式「設置許可申請書」（P161 参照）に必要事項を記載した上で、様式に記載のある書類を添付して提出してください。併せて、第9号様式「維持管理計画の提出書」（P173）を、設置許可申請書とともに提出してください。

申請書に記載すべき事項のうち、環境及び景観に及ぼす影響の評価等に関する事項については条例第9条、地域住民等への説明等の状況に関する事項については条例第10条により、別途手続きが定められています。申請書に必要となる資料及び記載内容については、以下及び「太陽光発電施設設置許可の手引き」により作成してください。

- ⚠ 事業区域に条例第7条第1項の区域が含まれている場合は、設置許可を受ける前に木竹の伐採等を行うことはできません。

(2) 設置許可申請書記載事項

条例第8条で定める設置許可申請は第1号様式「設置許可申請書」（P161 参照）により行います。申請書の記載事項は次のとおりです。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

申請書右上の記載欄に必要事項を記載してください。押印（印影を画像化した電子印鑑も含む）は、法人にあっては代表者印または社印としてください。個人にあっては、自筆による署名でも可とします。※申請者とは、発電事業者になります。

② 太陽光発電施設の設置場所

許可申請に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載してください。

③ 事業区域の面積

太陽光発電施設の設置場所に記載した土地の地番における事業区域面積を合計した値を記載してください（小数点以下第1位まで記載してください）。

④ 太陽光発電施設の出力

太陽光発電施設の出力については、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方を記載してください。

太陽電池の合計出力については、太陽電池モジュールの発電出力の合計を記載してください（それぞれ、小数点以下第1位まで記載してください）。

⑤ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間

一 発電電力の用途

該当する用途に○を付してください。

売電となる場合は設備IDの記載、その他用途の場合は具体的な用途を記載してください。※固定価格買取制度（FIT制度）の認定を受けていない施設で、売電を行っている場合は、設備IDに「なし」と記載し、備考欄に売電先を記載してください。

二 設置規制区域の種類

対象となる規制区域全てに○を付してください。

三 設置工事着手予定年月日

太陽光発電施設の設置工事着手予定年月日を記入してください。

四 設置工事完了予定年月日

太陽光発電施設の設置工事完了予定年月日を記入してください。

五 運転開始予定年月日

太陽光発電施設を稼働し、太陽光発電事業を開始する予定年月日を記入してください。

六 事業廃止予定年月日

太陽光発電事業を廃止し、施設の撤去を完了する予定年月日を記入してください。

⑥ 太陽光発電施設の設置計画に関する事項

P20「太陽光発電施設設置計画書」により、以下の項目について記載し提出してください。

- ・ 太陽光発電施設の設置場所
- ・ 事業区域の面積
- ・ 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の種類
- ・ 太陽光発電施設の出力（太陽電池の合計出力）
- ・ 土地の地目
- ・ 事業区域における規制区域
- ・ 規制区域及びその面積
- ・ 防災対策等設置施設
- ・ 関係法令（関係法令チェックリストによる）
- ・ 工程表（工事スケジュール等）

⑦ 太陽光発電施設の構造に関する事項

設置する太陽光発電施設に関する以下の資料を提出してください。また、設計者を明示してください。

- ・ 太陽電池モジュール仕様及びパワーコンディショナー仕様（メーカーカタログによる提出も可）
- ・ 架台（太陽光モジュールを支持する工作物）の設計根拠資料及び設計図
- ・ その他工作物設計図
- ・ 太陽光発電施設と設置する土地との状況（斜面の角度、基礎ぐいの長さ等）が分かる資料

なお、架台の設計根拠については、太陽光発電施設と設置する土地との状況（斜面の角度、杭基礎の長さ等）が明確となるよう、杭基礎を含めた太陽光発電施設の断面を含めるものとします。

⑧ 環境及び景観に及ぼす影響の評価等に関する事項

環境影響評価法第2条第1項に規定する環境影響評価又は山梨県環境影響評価条例第2条第1項に規定する環境影響評価の実施対象となっている場合は、その環境影響評価で作成する補正後の評価書及び評価書を要約した書類の写しを添付してください。

上記環境影響評価の対象とならない（山梨県環境影響評価条例第3分類事業の判定で環境影響評価の手続が不要とされた事業を含む。）場合は、P29「国・県の環境アセスメント制度対象外事業の評価方法」により、事業の内容、立地場所や周辺環境等を考慮し、事業が及ぼす環境影響の評価を行い、その結果（任意様式）を提出

してください。

⑨ 地域住民等への説明等の状況に関する事項

次の内容を記載及び添付し提出してください（任意様式）。説明会を複数実施している場合は、開催した全ての説明会において作成し、提出してください。

その他、地域住民等への説明等の詳細はP36「第10条 地域住民等への説明等」を確認してください。

一 説明会の名称

実際に開催した説明会の名称

二 対象地域

説明会を実施した市町村の名称

三 対象者

説明会の対象とした人の属性、対象となる世帯・人数

例：〇〇自治会（〇世帯〇人）、〇〇地区（〇世帯〇人）に居住している人

四 実施日時

説明会を実施した日及び時間

五 開催場所

説明会を実施した場所

六 出席人数

説明会に参加した人数

例：説明者〇人、対象者（〇世帯〇人）のうち参加者〇世帯〇人

七 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等の有無

合意・協定等がある場合は、その旨を記載するとともに、「その他知事が必要と認める書類」として、当該合意・協定等に係る書面の写しを添付

八 説明資料

説明会で実際に使用した資料

九 説明会の概要

説明の内容、意見・質問の状況とそれに対する回答（対応）を要約した概要

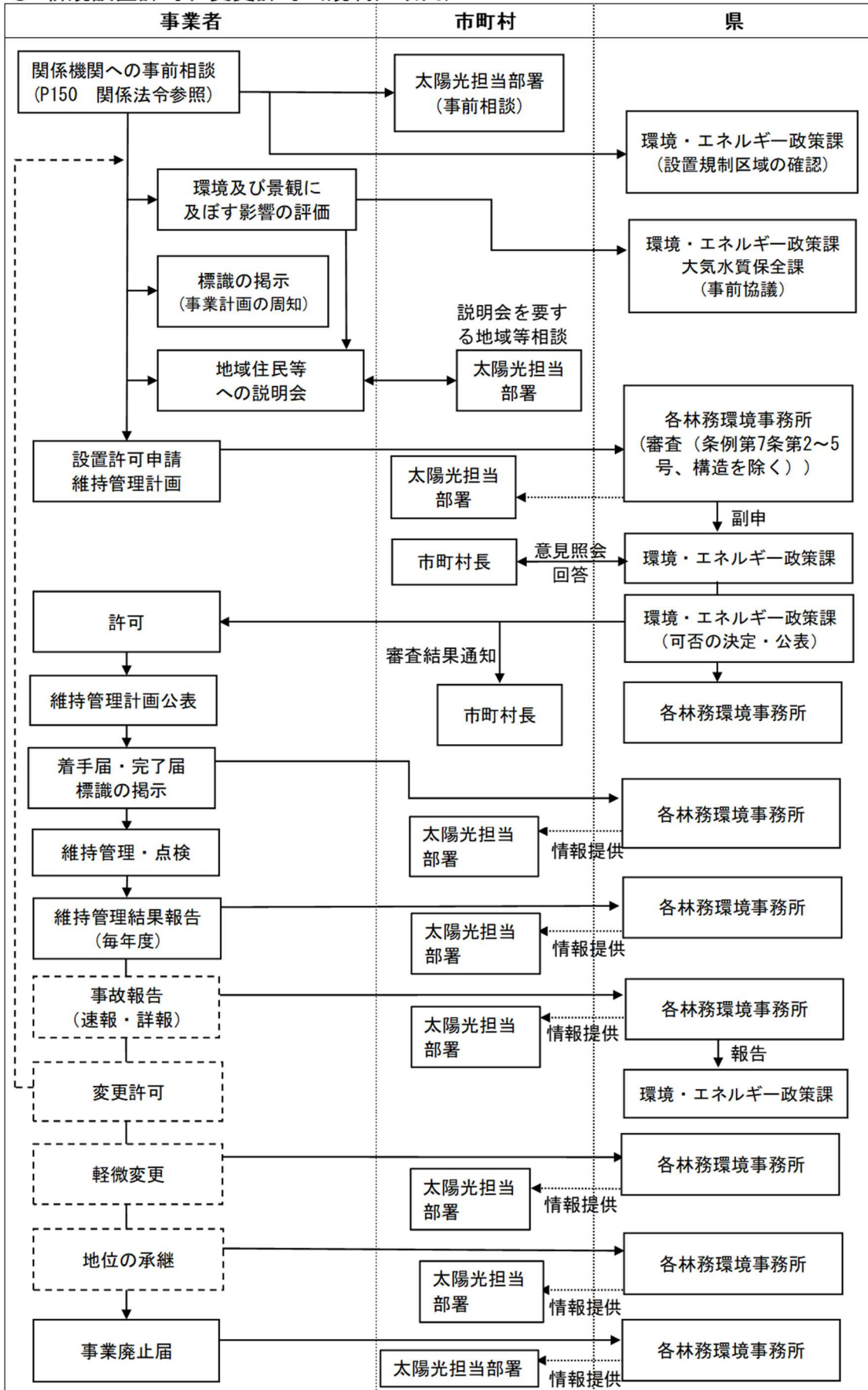
十 説明会の議事録

実際の説明内容、質疑応答等を要約せず作成した議事録

（3）標識の設置及び維持管理計画の公表

許可を受けて太陽光発電施設を設置した際は、P58「第17条 標識の設置」により、事業区域内の公衆の見えやすい場所に標識を設置するとともに、P61「第18条 維持管理」により、維持管理計画を公表してください。

○ 新規設置許可、変更許可（規制区域内）



太陽光発電施設設置計画書

太陽光発電施設の設置場所			
事業区域の面積	m^2 (うち設置規制区域外の面積 m^2)		
太陽電池モジュール (太陽光パネル)の種類	<input type="checkbox"/> 単結晶 <input type="checkbox"/> CIGS	<input type="checkbox"/> 多結晶 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 薄膜シリコン <input type="checkbox"/> CIS)
太陽光発電施設の出力量	(太陽電池の合計出力 キロワット キロワット)		
土地の地目	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	<input type="checkbox"/> 山林)
事業区域における設置規制区域	<input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 土砂災害	<input type="checkbox"/> 地すべり <input type="checkbox"/> 砂防	<input type="checkbox"/> 急傾斜地
設置規制区域及びその面積	森林 ^{※1}	開発行為に係る区域 開発行為をしようとする森林 (うち残置森林面積)	m^2 m^2 m^2
	地すべり		m^2
	急傾斜地		m^2
	土砂災害		m^2
	砂防		m^2
防災対策等設置施設	<input type="checkbox"/> 調整池 <input type="checkbox"/> 沈砂池 <input type="checkbox"/> 排水設備 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 管理用道路 <input type="checkbox"/> その他 ()		
関係法令	(別紙) 関係法令チェックリストのとおり		
工程表	(別葉にて提出)		

※1 森林に関する各区域に関しては「太陽光発電施設設置許可の手引き」を確認すること。

関係法令チェックリスト

番号	項目	該当の有無	手続状況 (有の場合のみ)	確認・手続先の所属名
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
2	山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例に基づく景観評価手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
3	環境影響評価法に基づく環境影響評価手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
4	山梨県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
5	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
6	自然公園法に基づく行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
7	山梨県自然公園条例に基づく行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
8	山梨県自然環境保全条例に基づく行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
9	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
10	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	

番号	項目	該当の有無	手続状況 (有の場合のみ)	確認・手続先の所属名
11	森林法に基づく林地開発許可手続、伐採の届出手続、保安林内の行為許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
12	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例に基づく所有権等の移転等届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
13	山梨県土砂の埋め立て等の規制に関する条例に基づく行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
14	農地法に基づく農地転用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
15	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
16	山梨県景観条例に基づく大規模行為の届出（市町村景観計画区域内の場合は適用除外）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
17	景観法に基づく景観条例の届出対象行為	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
18	山梨県屋外広告物条例に基づく行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
19	道路法に基づく道路に関する工事許可、道路占用許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
20	河川法に基づく土地の占用許可、行為の許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
21	山梨県砂防指定地管理条例に基づく砂防指定地内における行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	

番号	項目	該当の有無	手続状況 (有の場合のみ)	確認・手続先の所属名
22	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
23	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
24	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
25	都市計画法に基づく開発行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
26	山梨県宅地開発事業の基準に関する条例に基づく開発行為	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
27	山梨県風致地区条例及び市長村の風致地区条例に基づく行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
28	建築基準法に基づく確認申請手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
29	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	
30	県文化財保護条例に基づく行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	

【注意事項】

- ・ 太陽光発電施設の設置に関する土地利用等に係る一般的な関係法令を記載しています。必要に応じて項目を追加してください。
- ・ 事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を事業者の責任において確認してください。

(4) 設置許可申請書の添付書類

設置許可申請書に添付する書類は次のとおりです（規則第3条）。

名称	縮尺	記載事項	備考
1 位置図	1/10,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 事業区域の位置 3 周辺の土地利用及び地形の状況 4 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 5 事業区域内において排出される雨水の流出又は河川への経路 6 関係法令に基づく規制区域等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域を赤色等で囲んでください。 ・位置図内に設置規制区域とそうでない区域がある場合はそれぞれの区域を明示してください。
2 事業区域図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 事業区域の境界 3 土地の形状 4 県界及び市町村界 5 市町村の区域内の町、字等の境界 6 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに該当土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称 	同上
3 配置図	1/1,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 事業区域の境界 3 道路及び目標となる地物 4 太陽光発電施設及び工作物の位置、形状及び寸法 5 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 6 事業区域内の植栽計画 7 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状 	同上
4 造成計画平面図及び縦横断面図	1/1,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 事業区域の境界 	同上

名称	縮尺	記載事項	備考
		3 切土又は盛土(以下、「切土等」という。)を行う土地の位置及び形状 4 切土等を行った後の地盤面の計画高 5 崖又は擁壁の位置 6 法面の保護の方法 7 縦横断線の位置	
5 擁壁構造図 (正面図 平面図 側面図 断面図 配筋図) (擁壁を設置する場合に限る)	1/50 以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種別及び寸法 3 裏込めコンクリートの寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 6 擁壁を設置する前後の地盤面 7 基礎地盤の地質 8 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 9 安定計算書	
6 排水計画に係る平面図 (正面図 平面図 側面図 断面図)	1/500 以上	1 排水区域の区域界 2 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口位置及び放流先の名称	
7 太陽光発電施設の構造図	1/50 以上	構造耐力上主要な部分である部材(長期・短期荷重を負担する部材、接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法	
8 条例第7号各号に掲げる設置規制区域の種類に応じて知事が必要と認める図面及び資料		「太陽光発電施設設置許可の手引き」による	

名称	縮尺	記載事項	備考
9 資金計画書		当該発電事業に係る資金計画書	
10 貸借対照表及び損益計算書		直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書	申請者が法人である場合
11 所得税関係を証する書類		直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類の写し	申請者が個人である場合
12 現況写真		<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真 2 太陽光発電施設及び工作物付近の地形や周辺状況が判明する写真 3 事業区域内に設置した標識の写真(条例第10条第2項) 	写真の撮影位置、撮影方向を明示した図面を添付すること。
13 地域住民等への説明等の状況		<ol style="list-style-type: none"> 1 地域住民等への説明等の状況として以下の事項について記載する <ol style="list-style-type: none"> ① 説明会の名称、対象地域、対象者 ② 実施日時、開催場所、出席人数 ③ 合意・協定等の有無 2 説明会で使用した資料 3 説明会の概要 4 説明会の議事録 	
14 環境及び景觀に及ぼす影響の評価等		<ol style="list-style-type: none"> 1 第4条第1号に該当する場合 環境影響評価法第25条第3項の規定により送付した補正後の評価書(補正を必要としない場合は、同法第22条第1項の規定により送付した評価書)の写し 2 第4条第2号に該当する場合 山梨県環境影響評価条例第26条第3項の規定により送付した補正後の評価書及びこれを要約し 	

名称	縮尺	記載事項	備考
		<p>た書類(補正を必要としない場合は、同条例第 24 条第 3 項の規定により送付した評価書及びこれを要約した書類)の写し</p> <p>3 第 4 条第 3 号に該当する場合 山梨県環境影響評価条例第 2 条第 1 項に規定する環境影響評価の方法を基準として、知事が定める方法により行った環境影響評価の書類</p>	
<p>15 その他知事が認める書類</p> <p>① 設置規制区域確認表</p> <p>② 太陽光発電施設(架台・基礎)の構造計算書</p> <p>③ 載荷試験結果(地盤調査結果)</p> <p>④ 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等に係る書面の写し</p>		<p>左記①について</p> <p>事業者についての情報、設置規制区域への該当の有無、確認日、回答した職員名(設置規制区域確認表の作成については P11 をご確認ください)</p> <p>左記④について</p> <p>太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等がある場合には、当該合意、協定等に係る書面の写し</p>	

9 第9条 環境及び景観に及ぼす影響の評価等

第九条 設置許可の申請を行おうとする者（以下「設置許可申請者」という。）は、あらかじめ、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が環境及び景観に及ぼす影響について、規則で定めるところにより、環境及び景観の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において環境及び景観の保全のための措置を検討し、当該措置が講じられた場合における環境及び景観に及ぼす影響を総合的に評価しなければならない。

第四条 条例第九条の規定により行う評価は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- 一 申請に係る太陽光発電施設の設置が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合 同条第一項に規定する環境影響評価
- 二 申請に係る太陽光発電施設の設置が山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第二条第五項に規定する対象事業に該当する場合 同条第一項に規定する環境影響評価
- 三 前二号のいずれにも該当しない場合 山梨県環境影響評価条例第二条第一項に規定する環境影響評価の方法を基準として知事が定める方法

太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、近隣に住宅等がある場合には騒音や反射光による生活環境への影響などの問題が生じる事例や、自然環境が豊かな場所では、動植物等の生態系等への影響も懸念されます。

このため、太陽光発電事業の実施に伴って、環境や景観へどのような影響があるのかを調査し、その影響を回避又はできる限り低減する必要があります。

環境及び景観に及ぼす影響の評価等は、事業の規模、周辺地域の状況によって異なるため、一律の基準での対策は困難です。このため、設置許可申請者（太陽光発電事業を実施しようとする者）は、事業実施に伴い影響を受ける環境の構成要素（騒音、反射光、動植物等）ごとに予測評価を行い、その過程で環境を保全する措置について検討し、その措置が事業による環境・景観への影響を回避又はできる限り低減しているかどうかを評価することとしています。

(1) 国・県の環境アセスメント制度対象事業

環境影響評価法（以下「法アセス」という。）及び山梨県環境影響評価条例（以下「条例アセス」という。）の対象となる事業は、「法アセス及び条例アセス対象事業整理表」のとおりであり、法アセス及び条例アセスに基づき環境影響評価を実施してください。なお、法アセス及び条例アセスに基づき説明会を実施しますので、改

めて条例第10条第1項（P36）に規定する説明会を実施する必要はありませんが、条例第10条第1項で規定する説明会の対象者が、法アセス及び条例アセスに基づき実施される説明会開催の周知から漏れることがないようにご配慮ください。

また、条例第10条第1項で規定する説明会における説明の内容はP37「説明会の内容」のとおりであり、法アセス及び条例アセスの対象事業であっても、環境影響評価方法書及び準備書の内容以外の、太陽光発電施設の事業に関する事項も説明するとともに、意見概要書及び見解書にて意見に対して回答してください。

法アセス及条例アセス対象事業整理表（太陽電池発電所の設置工事、変更工事）

国	第1種事業	第2種事業	—	—
県	—	第1分類事業	第2分類事業	第3分類事業
対象要件	出力4万kW以上	出力3万kW以上～4万kW未満	事業の用に供する区域18ha以上	事業の用に供する区域9ha（当該区域に森林※が0.5ha以上含まれる場合は0.5ha）以上

※森林とは、森林法第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林をいう。

- ・環境影響評価法（国）
 - 第1種事業：環境アセスメントを実施
 - 第2種事業：環境アセスメントの必要性を国が判断
- ・山梨県環境影響評価条例（県）
 - 第1分類事業：環境アセスメントを実施
 - 第2分類事業：環境アセスメントを実施
 - 第3分類事業：環境アセスメントの必要性を県が判断

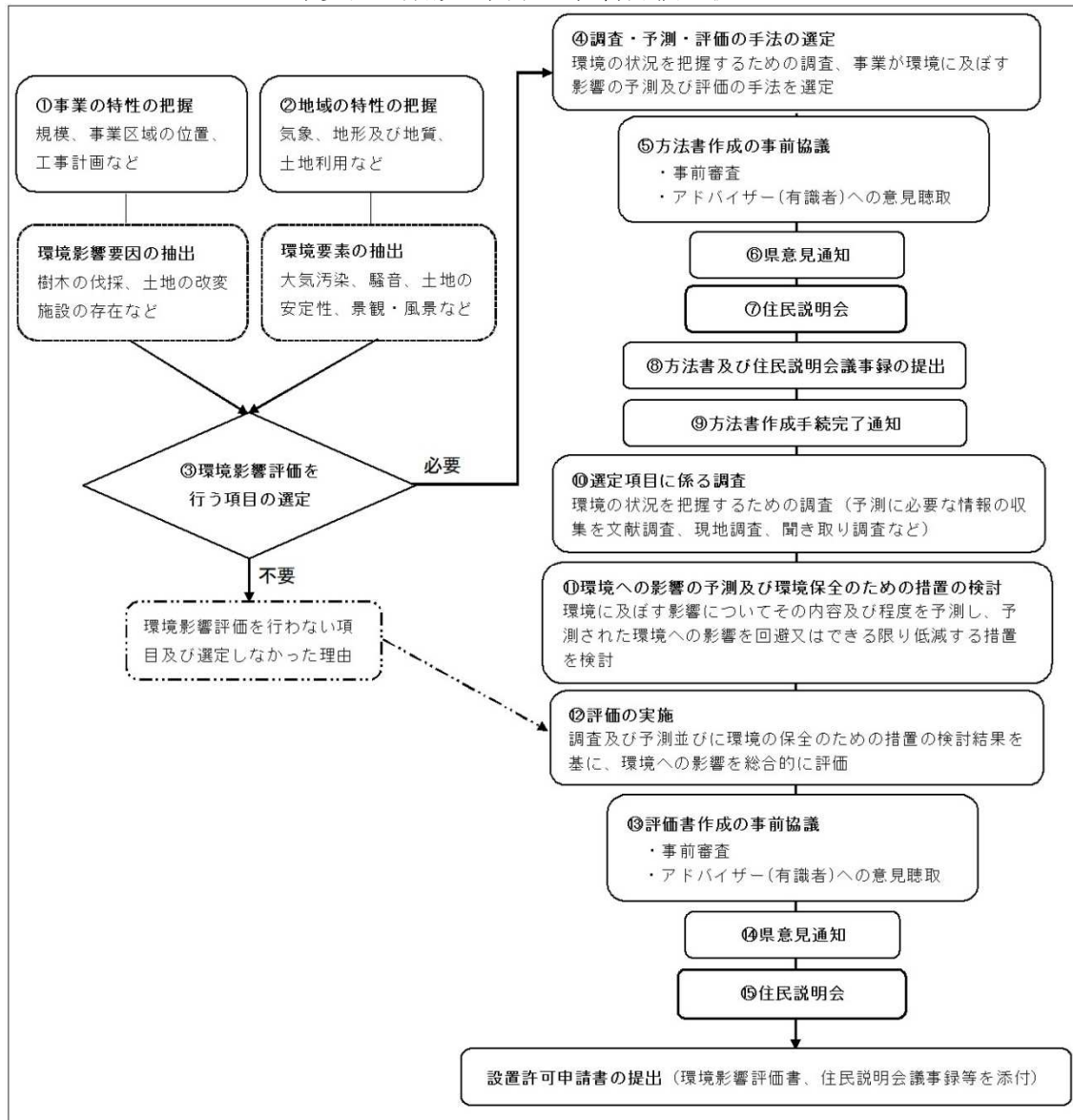
（2）国・県の環境アセスメント制度対象外事業の評価方法

環境影響評価法及び山梨県環境影響評価条例の対象とならない事業（山梨県環境影響評価条例第3分類事業の判定で環境影響評価の手続が不要とされた事業を含む。）であっても、太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図る必要があることから、適切に環境配慮が講じられ、地域と共生した事業を安定的に運営しなければなりません。

このため、環境影響評価法及び山梨県環境影響評価条例の対象外となっても、設置許可申請者自ら環境及び景観に及ぼす影響の評価を実施することとしています。その事務手続きは、P30「環境及び景観に関する影響評価の流れ」に基づき実施します。詳細は「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例に基づく環境及び景観に及ぼす影響の評価等マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）をご覧ください。

なお、森林の伐採等設置工事に着手する前に、環境及び景観に及ぼす影響の評価を実施する必要があります。

環境及び景観に関する影響評価の流れ



環境及び景観に及ぼす影響の評価等を実施するにあたっては、次の資料等を参考に実施してください。

- 「山梨県環境影響評価等技術指針（令和 3 年山梨県告示第 98 号）」
- 「山梨県の環境アセスメント（環境影響評価手続の手引き）令和 3 年 5 月」
- 山梨県環境影響評価条例（平成 10 年山梨県条例第 1 号）
- 「発電所に係る環境影響評価の手引（令和 2 年 11 月）」
- 「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年通商産業省令第 54 号）」

① 事業の特性の把握

事業区域の位置や規模など事業の特性を把握し、土地の造成・施設の設置工事、稼働中、事業廃止時の各段階において、環境に影響を及ぼすおそれのある内容を確認します。(マニュアルP7「表1 太陽光発電事業の実施に伴う環境要因と環境要素の関係」及びマニュアルP8「表2 環境に影響を与える要因(事業内容)の具体的な内容」参照)

② 地域の特性の把握

事業区域及びその周辺地域の気象や水象、動植物の生息状況等の「自然的状況」と人口や産業、交通、土地利用等の「社会的状況」について、文献やインターネット、事業区域の所在する市町村及び事業区域周辺住民等からの聴き取り等により把握したうえで、環境に影響を及ぼすおそれのある「環境要素」(「植物・動物」「反射光」「景観・風景」など)※を確認します。(マニュアルP7「表1 太陽光発電事業の実施に伴う環境要因と環境要素の関係」及びマニュアルP9「表3 「太陽光発電事業の実施に伴う環境要因と環境要素の関係」に係る選定の考え方」に係る選定の考え方」参照)

※本書における「環境要素」は、アセス条例では「環境影響評価の項目」(山梨県環境影響評価等技術指針 第3)に該当します。

③ 環境影響評価を行う項目の選定

上記①②での確認に基づき、「環境影響評価を行う項目」(以下、「選定項目」という。)を選定します。項目の選定に当たっては、環境要素及び環境要因の項目ごとに選定する理由、若しくは選定しない理由を明らかにします。(P35「太陽光発電事業の実施に伴う事業内容と環境要素の関係」及びマニュアルP7～P12の表1～表3を参照)

④ 調査・予測・評価の手法の選定

選定項目について事業の特性及び地域の特性をもとに、山梨県環境影響評価等技術指針(平成11年2月22日告示第72号)(以下、「技術指針」という。)の内容を考慮しながら、地域の状況が適切に把握できるような調査、予測及び評価の手法を検討します。検討の結果から、選定項目ごとに手法(調査・予測・評価)及び考え方を整理して掲載します。

調査、予測及び評価の方法は、技術指針に準拠して実施してください。具体的には、同指針の「第2章 各論」の各項目(第1 大気汚染～第18 廃棄物・発生土)を参照してください。

⑤ 方法書作成の事前協議(アドバイザーへの意見聴取)

以上①～④を取りまとめ、「環境・景観に関する評価の方法書(案)」を作成し、県に提出します。これにより、事前協議として県担当部局の事前審査とアドバイザーへの意見聴取を行います。(マニュアルP13「表4 方法書の構成例」参照)

＜方法書(案)に対するアドバイザー(有識者)への意見聴取＞

県は、方法書(案)における調査・予測・評価方法等が適切か否かについて、アドバイザー(有識者)に専門的見地から意見を聴取します。意見聴取を行う際には、事前審査で修正した「環境・景観に関する評価の方法書(案)」を冊子※と電子データ(CD-R等)で提出します。

※部数は、あらかじめ県に確認してください。(最大で17冊)

⑥ 県意見の通知

上記⑤でアドバイザーから出された意見等を参考に、県は、方法書(案)に対する意見を、設置許可申請者へ通知します。設置許可申請者は、県意見に対する見解を書面で提出してください。方法書(案)の修正が必要となった場合は、修正した方法書(案)も併せて提出してください。その後、修正した方法書(案)を基に、住民説明会を実施します。

⑦ 方法書(案)の住民説明会(調査項目や手法等)

設置許可申請者は、太陽光条例第10条第1項の規定により、住民説明会を開催します。地域住民等から事業実施に向けた理解を得るため、方法書(案)をコンサルタントや共同事業者等設置許可申請者以外が作成した場合であっても設置許可申請者は必ず説明会へ出席し(法人の場合は、必ずしも代表権を持つ者である必要はありませんが、事業について十分に説明できる方が参加してください)、選定項目や調査・予測・評価の手法の案(県意見の対応状況を含む)を説明するとともに、土地や周辺環境の状況についての情報や意見を聴き取り※、その結果を踏まえて選定項目や調査・予測・評価の手法を追加・修正してください。

※住民の意向や問題点等を把握し、問題点等の解消に努める必要があることから、住民説明会実施後、1週間程度は地域住民等からの質問・意見等を受け付けることが望ましく、事業実施に向けた理解が得られるよう対応してください。

⑧ 方法書及び住民説明会議事録の提出

上記⑦で実施した住民説明会について、18ページ「⑨地域住民等への説明等の状況に関する事項」を基に、説明会の概要と議事録を作成し、住民説明会の結果を反映した方法書と併せて、県へ提出します。

⑨ 方法書作成手続完了通知

上記⑧による提出を受けて、県は記載内容を確認のうえ、設置許可申請者に対して、方法書作成手続が完了した旨を通知します。

⑩ 選定項目に係る調査

事業区域及びその周辺地域において、文献調査、現地調査、聞き取り調査などの必要な調査を実施し、環境の現状を把握したうえで、選定項目ごとに整理します。

⑪ 環境への影響の予測及び環境保全のための措置の検討

事業区域及びその周辺地域へ事業が与える影響について予測を行い、予測された環境への影響を回避あるいは低減する措置を検討します。

⑫ 評価の実施

調査及び予測並びに環境保全のための措置の検討結果に基づき、環境の保全について配慮が適正になされているか検討することにより評価します。

⑬ 評価書作成の事前協議

上記⑫でとりまとめた評価結果について、「環境・景観に関する評価の評価書（案）」を作成し、県に提出します。これにより、事前協議として県担当部局の事前審査とアドバイザーへの意見聴取を行います。（マニュアル P20「表5 評価書の構成例」参照）

＜評価書（案）に対するアドバイザー（有識者）への意見聴取＞

県は、評価書（案）における評価等が適切か否かについて、アドバイザー（有識者）に専門的見地から意見を聴取します。意見聴取を行う際には、事前審査で修正した「環境・景観に関する評価の評価書（案）」を冊子※と電子データ（CD-R 等）で提出します。

※部数は、あらかじめ県に確認してください。（最大で 17 冊）

⑭ 県意見の通知

上記⑬でアドバイザーから出された意見等を参考に、県は、評価書（案）に対する意見を、設置許可申請者へ通知します。設置許可申請者は、県意見に対する見解を書面で提出してください。評価書（案）の修正が必要となった場合は、修正した評価書（案）も併せて提出してください。その後、修正した評価書（案）を基に、住民説明会を実施します。

⑮ 評価書（案）の住民説明会（評価結果） ⚠

設置許可申請者は、太陽光条例第 10 条第 1 項の規定により住民説明会を開催します。地域住民等から事業実施に向けた理解を得るため、評価書（案）をコンサルタントや共同事業者等設置許可申請者以外が作成した場合であっても設置許可申請者は必ず説明会へ出席し（法人の場合は、代表権を持つ者である必要はありませんが、事業について十分に説明できる方が参加してください）、調査及び予測の結果並びに環境の保全のための措置の案及びその検討経緯など（県意見の対応状況を含む）について、フォトモンタージュ（合成写真による完成予想図）や図表等分かりやすい資料により丁寧に説明を行い、改めて住民の意向や問題点等を把握し、残る問題点等がある場合は解消に努める必要があります。

※住民の意向や問題点等を把握し、問題点等の解消に努める必要があることから、住民説明会実施後、1週間程度は地域住民等からの質問・意見等を受け付けることが望ましく、事業実施に向けた理解が得られるよう対応してください。

▲ ⑦及び⑮の住民説明会について

説明会における説明項目は次のとおりです。

- 1) 事業計画（太陽光条例第8条第1号から第7号の項目を基本として、施設の設置から事業終了後の対応などについて説明）
- 2) 環境影響評価項目の選定、調査・予測・評価方法（県意見に対する見解も含む）
- 3) 環境及び景観に及ぼす影響の評価等（⑦における地域住民等の意見等への対応状況及び県意見に対する見解も含む）
- 4) 維持管理計画
- 5) その他、太陽光条例10条第1項及び第3項に関わる説明

上記1)～5)の全ての説明がされることで、太陽光条例第10条第1項に基づく説明会が開催されたこととなります。したがって、方法書（案）の説明会と評価書（案）の説明会の計2回の説明会を開催してください。

なお、2回の説明会は、開催すべき最低限の回数であり、必要に応じて住民説明会を3回以上開催するなど、地域住民が不安に思う事項について、その解消に努めてください。

太陽光発電事業の実施に伴う事業内容と環境要素の関係

環境に影響を与える 要因（事業内容） 環境を構成する 要素（環境要素）	土地の造成・施設の設置工事					稼働中		事業廃止時	
	資材等の搬出入	土地の造成・改変	樹木の伐採等	仮設道路等の設置	太陽光発電施設の設置	太陽光発電施設の存在・稼働	維持管理に関する行為（農薬散布等）	設備の撤去・廃棄	設備撤去後の土地の改変
大気汚染						■	■		
騒音							■		
振動						■	■	■	
水質汚濁	■							■	
水象(河川、地下水)	■							■	
地形・地質	■					■	■	■	
土地の安定性	■						■		
反射光	■	■	■	■	■		■	■	■
植物・動物								■	
生態系								■	
景観・風景	■			■	■		■	■	■
人と自然との触れ合いの活動の場				■	■			■	■
廃棄物・発生土	■			■	■	■	■		

環境要素と事業内容の組み合わせのうち、白抜きされている項目は、環境影響評価実施の必要性を必ず検討し、環境影響評価を行う項目には「○」を、環境影響評価を行わないこととした項目には「×」を記載した表を、方法書及び評価書へ掲載してください。

なお、上記の表は、太陽光発電事業の特性を踏まえて作成した標準的なものであり、黒塗りの項目についても、事業規模や事業区域の状況に応じて、評価項目として適宜追加してください。項目の選定に当たっては、マニュアルP7～P12の表1～表3に基づき、環境要素及び環境要因の項目ごとに選定する理由、若しくは選定しない理由を明らかにします。

10 第10条 地域住民等への説明等

- 第十条 設置許可申請者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。)の区域に居住する者その他の規則で定める者(以下「地域住民等」という。)に対し、設置許可の申請に係る太陽光発電事業の説明会を開催し、当該太陽光発電事業の計画(以下「事業計画」という。)の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者は、地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。
- 2 設置許可申請者は、事業計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。
 - 3 設置許可申請者は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 第五条 条例第十条第一項の規定による説明会の開催に当たっては、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。
- 2 条例第十条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
 - 一 事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。)の区域に居住する者
 - 二 前号に掲げる者のほか、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者
 - 3 条例第十条第二項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
 - 三 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
 - 四 太陽光発電事業の実施予定期間
 - 4 前項の標識については、第一項の説明会の開催日の一週間前までに設置しなければならない。

(1) 説明の目的

本条例では、森林伐採を伴うものや災害リスクの高いエリアへの太陽光発電施設の設置を原則禁止しており、こうした設置規制区域において、設置許可申請者(太陽光発電事業を実施しようとする者)は、地域住民等に対して説明会を開催し、理解が得られるよう努めなければならないとしています。

(2) 説明会の内容

説明会における説明項目は、次のとおりです。

- ①事業計画（条例第8条第1号から第7号の説明を基本として施設の設置から事業終了後の対応について説明）
- ②環境及び景観に及ぼす影響に関する調査・予測・評価方法（県からの意見の対応状況を含む）
- ③環境及び景観に及ぼす影響の評価等（県からの意見の対応状況を含む）
- ④維持管理計画
- ⑤その他、条例10条第1項、第3項の目的を達成するために必要な説明

上記①～⑤の全ての説明がされることで、本条に基づく説明会が開催されたこととなります。したがって、方法書（案）の説明会と評価書（案）の説明会の計2回の説明会を開催してください（P30「環境及び景観に関する影響評価の流れ」を参照してください）。

設置許可申請者は、地域住民等に対して、太陽光発電事業の計画をフォトモンタージュ（合成写真による完成予想図）や図表など分かりやすい説明資料を用意の上、丁寧に説明し、理解が得られるよう努めなければなりません。

また、地域住民等の意見を踏まえて、必要な措置（防災・環境・景観への対策の強化、地域住民等との協定締結（維持管理の方法、事業譲渡する場合や事業終了後の対応など））を講ずるよう努める必要があります。

(3) 説明の対象となる地域住民等

説明の対象者は、事業区域が所在する町又は字の区域に居住する住民やその自治会のほか、事業実施により自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する住民が対象です。事業実施により影響を及ぼすか否かは、設置する太陽光発電施設の規模や立地の状況等により個別に考える必要があります。

このため、事業区域が所在する市町村と協議し、市町村が必要と認める地域住民等を対象に説明会を開催してください。

なお、法アセス及び条例アセスの対象事業は、法アセス及び条例アセスに基づき説明会を実施しますので、改めて本条に基づく説明会を実施する必要はありませんが、本条で規定する説明会の対象者が、法アセス及び条例アセスに基づき実施される説明会開催の周知から漏れることがないようにご配慮ください。

(4) 説明会の開催方法

説明会は、原則、会場に対象者を集めて開催してください。会場に対象者を集めて開催する以外の方法は、事業者自らの提案ではなく、対象者である住民からの要望で行ってください（地域住民等のニーズに応じて、インターネットを利用したオンライン等での実施も可能です）。説明会の主催者は設置許可申請者であり、太陽光発電施

設の設置に係る業務を工事事業者やコンサルタント等へ委託している場合であっても、地域住民等の理解が得られるよう努めなければならないことを踏まえ、設置許可申請者は必ず説明会へ出席してください（法人の場合は、必ずしも代表取締役である必要はありませんが、事業について十分に説明ができる方が出席してください）。

説明会の開催場所、時間、周知の方法等については、関係する市町村と相談して決定してください。その際は、できる限り説明を受ける地域住民等の参加しやすさを考慮し、会場や日時を検討してください。

説明会の周知に当たっては、説明会の開催案内を示した印刷物の配布、自治会の回覧版、新聞広告への掲載など、地域の実情に応じて適切な方法で行い、開催日の概ね2週間前までに開催を周知するよう努めてください。説明すべき地域住民等の居住区域が広範囲にわたる場合には、必要に応じて複数の地域の合同説明会としても差支えありませんが、それぞれの地域住民等が参加しやすいよう配慮してください。

また、住民の意向や問題点等を把握し、問題点等の解消に努める必要があることから、住民説明会実施後、1週間程度は地域住民等からの質問・意見等を受け付けることが望ましく、事業実施に向けた理解が得られるよう対応してください。

(5) 事業計画を周知するための標識の設置

本条第2項の規定により、方法書（案）の説明会を開催する1週間前までに、事業計画の周知を図るため、事業区域内の公衆の見えやすい場所に、次の事項を記載した標識を設置しなければなりません。

- ① 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
- ③ 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
- ④ 太陽光発電事業の実施予定期間

(6) 説明会の記録

説明内容、地域住民等との質疑応答状況など説明会の開催状況は、設置許可申請書に添付書類として提出が必要です。（詳細についてはP15「第8条 設置許可の申請」を参照してください。）

1 1 第 11 条 設置許可の基準等

第十一条 知事は、第八条の規定により設置許可の申請書の提出があった場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設が次のいずれにも該当すると認められるときに限り、設置許可をすることができる。

一 当該設置許可の申請書に係る事業区域に第七条第一号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれにも該当すると認められること。

イ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域において、土砂の流出又は崩壊その他の災害（以下「土砂災害等」という。）を発生させるおそれがないこと。

ロ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

ハ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水源の涵養^{かん}の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

ニ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

二 事業区域に第七条第二号、第三号及び第五号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設の設置により、当該太陽光発電施設の周辺の地域において想定される土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。

三 事業区域に第七条第四号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかを満たすと認められること。

イ 設置規制区域において想定される土砂災害等による当該申請書に係る太陽光発電施設の損壊のおそれがないことが明らかであること。

ロ 設置規制区域において想定される土砂災害等による当該申請書に係る太陽光発電施設の損壊が生じた場合であっても、人的被害、建物若しくは工作物の被害又は交通の遮断のおそれがないことが明らかであること。

四 前三号に定めるもののほか、関係法令の規定に違反しないこと。

2 知事は、設置許可をしようとするときは、当該設置許可に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長その他の関係市町村の長から意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3 知事は、設置許可には、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境の保全上

及び災害発生の防止上必要な限度において条件を付することができる。

- 4 国又は地方公共団体が行う太陽光発電施設の設置については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって、設置許可を受けたものとみなす。
- 5 設置規制区域外の事業区域の全部又は一部が、設置規制区域が変更されたことにより、設置規制区域内にあることとなったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 設置許可（第四項の規定による協議を含む。）は、設置規制区域が変更されたことにより設置許可に係る事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合において、当該設置許可に係る太陽光発電施設について第十四条第一項の規定による届出（第四項の規定による協議をしたもの）があつては、第十四条第二項の規定による通知）があつたものとみなす。
- 7 知事は、設置許可をしたときは、その旨を公表するものとする。

第六条 条例第十一条第五項の規定による届出は、第二号様式により行わなければならない。

（1）地域森林計画対象民有林・国有林等の区域に係る許可基準

事業区域に条例第 7 条第 1 号の区域が含まれる場合において設置許可を受けるためには、次のいずれにも該当することを示していただく必要があります。

- ① 森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、太陽光発電施設の設置により森林の周辺の地域において、土砂災害等を発生させるおそれがないこと。
- ② 森林の現に有する水害の防止の機能からみて、太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。
- ③ 森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 森林の現に有する環境の保全の機能からみて、太陽光発電施設の設置により森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

（2）地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地に係る許可基準

事業区域に地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地が含まれる場合において設置許可を受けるためには、太陽光発電施設を設置することにより、周辺の地域において想定される土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであることを示していただく必要があります。

（3）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に係る許可基準

事業区域に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が含まれる場合において設置許可を受けるためには、次のいずれかを満たすことを示していただく必要があります。

- ① 太陽光発電施設の構造等から、設置規制区域において想定される土砂災害等による当該太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。
- ② 設置規制区域において想定される土砂災害等による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、当該太陽光発電施設に係る事業区域が、人家、学校、道路等から離れている等の理由により、人的被害、建物等被害、交通の遮断のおそれがないことが明らかであること。

(4) 太陽光発電設備に関する基準

電気事業法に基づき、すべての太陽光発電設備は「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」で定める技術基準に適合する必要があります。

併せて、上記省令で定める技術的内容を具体的に示した「発電用太陽電池設備の技術基準の解釈」、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」及び本県が策定した「太陽光発電施設設置許可の手引き」P25以降の「(別紙) 技術基準」に基づき設計する必要があります。

この場合における技術基準への適合性の挙証については、同法における自己責任、自主保安の原則から、設置許可申請者が行うものとします。

なお、日本産業規格 JIS C8955(2017) に即した「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019年版」、「傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023年版」、「営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023年版」など、各種団体が作成したガイドライン等も参考としてください。

(5) 関係法令の遵守

設置規制区域ごとの許可基準を満たすと共に、関係法令の規定を遵守してください。関係法令に違反している場合、設置を許可することができません。

- ▲ 北杜市内に太陽光発電施設を設置する場合には、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例（令和元年北杜市条例第1号）改正 令和3年9月27日条例第18号」で定めている許可の基準も遵守してください。

(6) 市町村長への意見照会

設置許可をしようとするときは、知事は関係市町村長の意見を聴き、その意見を尊重しなければなりません。

(7) 許可条件の設定

設置許可について、知事は、自然環境、生活環境、景観その他の環境の保全上及び災害発生の防止上必要な限度において条件を設定することができます。

許可の条件に違反すると、設置許可の取り消し対象となります。

(8) 設置規制区域の変更に伴う場合の手続き

設置規制区域が変更されたことにより、設置規制区域外に設置している太陽光発電施設の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなったときは、第2号様式「設置規制区域の変更に伴う届出書」(P163 参照)により、届出手続きを行います。

上記とは逆に、設置規制区域が変更されたことにより、設置規制区域内に設置している設置許可済みの太陽光発電施設の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、設置許可の効力を失い、条例第14条の規定による届出(第5号様式「設置規制区域外施設の設置届出書」(P168 参照))があったものとみなします。

(9) 設置許可内容の公表

設置許可をしたときは、県のホームページ上において、その許可内容に係る事項を公表します。

(公表内容)

- ① 許可年月日及び許可番号
- ② 太陽光発電施設の設置場所
- ③ 太陽光発電施設の出力量
- ④ 事業者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
など

1 2 第 12 条 変更の許可

- 第十二条 設置許可を受けた者は、第八条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 第八条から前条までの規定（第十一条第四項を除く。）は、変更許可について準用する。
 - 3 設置許可を受けた者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 国又は地方公共団体が行う第八条各号に掲げる事項の変更については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって、変更許可を受けたものとみなす。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - 5 国又は地方公共団体は、規則で定める軽微な変更をしたときは、第三項の規定による届出の例により、その旨を知事に通知しなければならない。

- 第七条 条例第十二条第一項に規定する変更許可の申請は、第三号様式により行わなければならない。
- 2 条例第十二条第一項ただし書及び第四項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
 - 二 設置許可に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更
 - 三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして知事が定める変更
 - 3 条例第十二条第三項の規定による届出は、第四号様式により行わなければならない。

(1) 変更許可申請

設置許可の申請に係る事項（条例第 8 条各号）を変更しようとするときは、あらかじめ、第 3 号様式「設置変更許可申請書」（P164 参照）により知事の許可を受けなければなりません。また、変更許可申請の前に、変更事項について、条例第 9 条の環境及び景観に及ぼす影響の評価等、条例第 10 条の地域住民等への説明等を行わなければならない。

（変更許可が必要な事項）

- ① 太陽光発電施設の設置の場所
 - ・事業区域の面積の増減に伴い、土地の地番に変更がある場合
- ② 事業区域の位置及び面積

- ・ 太陽光発電施設の事業区域内の位置を変更する場合
- ・ 事業区域の面積が変更になる場合（面積の増減に関わらず）
- ③ 太陽光発電施設の出力（太陽電池の合計出力を含む）
 - ・ 発電出力を変更する場合（出力の増減に関わらず）
- ④ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
 - ・ 事業実施予定期間を延長する場合
- ⑤ 太陽光発電施設の設置計画及び太陽光発電施設の構造に関する事項
 - ・ 事業区域の木竹の伐採及び土地の形質変更を行う場合
 - ・ 擁壁・排水設備等の工作物を変更する場合（新設又は廃止を含む）
 - ・ 太陽光発電設備の構造を変更する場合
- ⑥ 環境の保全上又は災害発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがある変更

（２）変更の許可を要しない軽微な変更の届出

条例第 12 条では、軽微な変更については、届出で足りるものとしています。軽微な変更の内容は、次に掲げる事項になります。

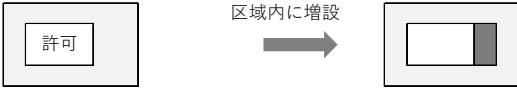
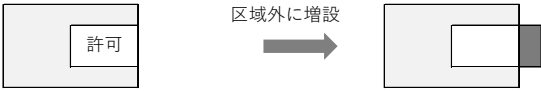
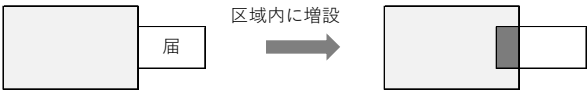
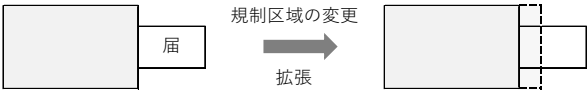
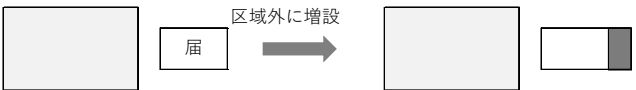
なお、設置許可を受けた者が当該許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について、相続、合併若しくは分割等、権利の異動が伴う事業者の氏名の変更の場合は、軽微な変更の届出ではなく、P89「第 19 条 地位の承継等」の届出手続きを行う必要があります。

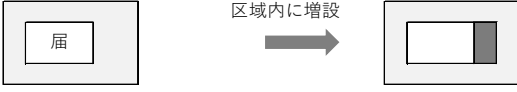
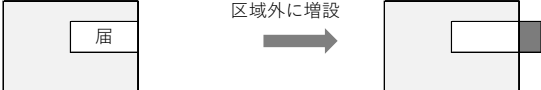
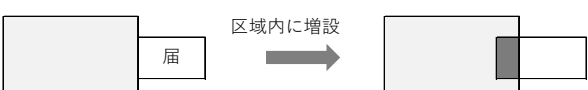
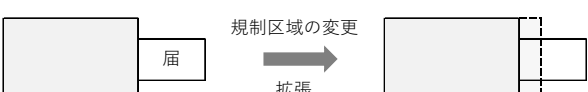
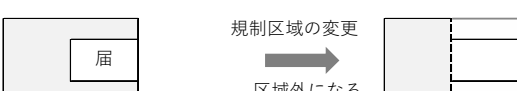
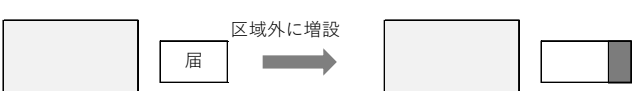
（軽微な変更内容）

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
- ② 設置許可に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更
 - ・ 破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの単なる取り替え、架台の修理、交換、調整池や擁壁などの附帯施設の修繕等の、太陽光発電施設の機能を維持するための行為
- ③ 規則第 7 条第 2 項第 3 号の知事が定める変更は、現在定めていません。

太陽光発電施設を増設等する場合の許可申請・届出について

■ 設置規制区域 ■ 増設箇所

条例施行後に新たに設置された施設 (変更前) (変更後)		増設等による手続き
1	区域内 新規 (許可申請)  区域内に増設	設置変更許可申請書 (第3号様式) 条例第12条
2	区域内 新規 (許可申請)  区域外に増設	設置変更許可申請書 (第3号様式) 条例第12条
3	区域外 新規 (設置届)  区域内に増設	設置許可申請書 (第1号様式) 条例第7条
4	区域外 新規 (設置届)  規制区域の変更 拡張	設置規制区域の変更に伴う届出書 (第2号様式) 条例第11条
5	区域外 新規 (設置届)  区域外に増設	設置規制区域外施設の変更届出書 (第6号様式) 条例第15条

条例施行前に既に設置されていた施設 (変更前) (変更後)		増設等による手続き
1	区域内 既存 (設置届)  区域内に増設	既存施設の変更許可申請書 (様式その①) 条例附則第3条
2	区域内 既存 (設置届)  区域外に増設	既存施設の変更許可申請書 (様式その①) 条例附則第3条
3	区域外 既存 (設置届)  区域内に増設	設置許可申請書 (第1号様式) 条例第7条
4	区域外 既存 (設置届)  規制区域の変更 拡張	設置規制区域の変更に伴う届出書 (第2号様式) 条例附則第2条
5	区域内 既存 (設置届)  規制区域の変更 区域外になる	不要 条例第11条
6	区域外 既存 (設置届)  区域外に増設	既存施設の変更届出書 (様式その③) 条例附則第4条

1 3 第 13 条 許可の取消

第十三条 知事は、設置許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、設置許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- 二 設置許可又は変更許可を受けた後、一年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。
- 三 第十一条第三項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。
- 四 第二十五条の規定による命令に違反したとき。

(1) 許可の取消

次のいずれかに該当する場合、知事は、設置許可又は変更の許可を取り消すことができます。

- ① 虚偽、不正な手段により許可を受けた場合
- ② 許可後、1年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置工事に着手しない場合
- ③ 許可条件に違反した場合
- ④ 措置命令に違反した場合

(2) 許可の取消の公表

第 13 条により許可を取り消した場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに処分等の内容を公表することができます。このことについては、P97「第 26 条 違反事実の公表等」で説明しています。

1 4 第 14 条 設置届出

第十四条 設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書に、必要な図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 太陽光発電施設の設置の場所
- 三 事業区域の位置及び面積
- 四 太陽光発電施設の出力
- 五 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- 六 その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定による届出の例により、その旨を知事に通知することをもって足りる。

第八条 条例第十四条第一項の届出書は、第五号様式によるものとする。

2 条例第十四条第一項第六号の規則で定める事項は、太陽光発電事業の地域住民等への説明等の状況に関する事項とする。

(1) 設置届出手続き

設置規制区域の確認（P11 参照）により、太陽光発電施設を設置する場所が設置規制区域外であることが確認できた場合は、本条に基づき、太陽光発電施設を設置する旨の設置届出手続きを行ってください。具体的には、第 5 号様式「設置規制区域外施設の設置届出書」（P168 参照）に必要事項を記載した上で、様式に記載のある書類を添付して提出してください。

なお、北杜市では、「北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例」において許可制度を設けており、設置規制区域外に設置する場合においても北杜市の許可が必要となります。

また、景観法に基づき市町村が策定する景観計画に定める届出対象となっている場合がありますので、各市町村へ確認してください。その他、太陽光発電施設の設置に関する関係法令等を P150 に掲載しています。事業計画に当たり事前に関係法令等の適用の有無を必ず確認してください。

(2) 設置届出記載事項

条例第 14 条で定める設置規制区域外施設の設置届出書は第 5 号様式「設置規制区域外施設の設置届出書」（P168 参照）により行います。設置届出様式の記載事項は次のとおりです。

- ① 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
届出書右上の記載欄に必要事項を記載してください。押印（印影を画像化した電子印鑑も含む）は、法人にあっては代表者印または社印としてください。個人にあっては、自筆による署名でも可とします。 ※届出者とは、発電事業者になります。
- ② 太陽光発電施設の設置場所
届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載してください。
- ③ 事業区域の面積
太陽光発電施設の設置場所に記載した土地の地番における事業区域面積を合計した値を記載してください（小数点以下第1位まで記載してください）。
- ④ 太陽光発電施設の発電出力
太陽光発電施設の出力については、各系列における太陽光モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方を記載してください。
太陽電池の合計出力については、太陽光モジュールの発電出力の合計を記載してください（それぞれ、小数点以下第1位まで記載してください）。
- ⑤ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- 一 発電電力の用途
該当する用途に○を付してください。
売電となる場合は設備 ID の記載、その他用途の場合は具体的な用途を記載してください。固定価格買取制度（FIT 制度）の認定を受けていない施設で、売電を行っている場合は、設備 ID に「なし」と記載し、備考欄に売電先を記載してください。
- 二 設置工事着手予定年月日
太陽光発電施設の設置工事着手予定年月日を記入してください。
- 三 設置工事完了予定年月日
太陽光発電施設の設置工事完了予定年月日を記入してください。
- 四 運転開始予定年月日
太陽光発電施設を稼働し、太陽光発電事業を開始する予定年月日を記入してください。
- 五 事業廃止予定年月日
太陽光発電事業を廃止し、施設の撤去を完了する予定年月日を記入してください。事業廃止予定年月日を延長する場合は、P56「第15条 届出内容の変更」により、変更届出書を提出してください。

⑥ 地域住民等への説明等の状況

次の内容を記載したものを、「地域住民等への説明等状況報告書」（P55 参考様式参照）として「設置規制区域外施設の設置届出書」に添付してください。説明等を複数実施している場合は、実施した全てにおいて作成し、提出してください。

1 説明の方法及びその方法とした理由

実際に実施した説明方法（説明会など）及びその理由

2 対象地域

説明を実施した市町村の名称

3 対象者

説明会などの対象とした人の属性、対象となる世帯・人数

例：〇〇自治会（〇世帯〇人）、〇〇地区（〇世帯〇人）に居住している人

4 実施日時

説明会などを実施した日及び時間

5 実施場所

説明会などを実施した場所

6 出席人数

説明会などに参加した人数

例：説明者〇人、対象者（〇世帯〇人）のうち参加者〇世帯〇人

7 説明資料

説明で実際に使用した資料

8 説明等の概要

説明の内容、意見・質問の状況とそれに対する対応・回答を要約した概要

9 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等の有無

合意・協定等がある場合は、その旨を記載するとともに、「その他知事が必要と認める書類」として、当該合意・協定等に係る書面の写しを添付

10 「地域住民等への説明等の状況」の確認

「1 説明の方法及びその方法とした理由」から「8 説明等の概要」の記載内容について関係市町村の確認を受けてください。

※確認先は、説明を実施した地域住民等が居住する市町村の太陽光発電担当部署（P155 参照）としてください。

（3）地域住民等への説明

① 説明の内容

説明項目は、次のとおりです。

一 事業計画（条例第14条第1項第1号から第5号の説明を基本として施設の設置から事業終了後の対応について説明）

二 維持管理計画

三 その他、条例4条各項の目的を達成するために必要な説明

② 説明の対象となる地域住民等

説明の対象者は、事業区域が所在する町又は字の区域に居住する住民やその自治会のほか、事業実施により自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する住民が対象です。事業実施により影響を及ぼすか否かは、設置する太陽光発電施設の規模や立地の状況等により個別に考える必要があります。

このため、関係市町村と協議し、市町村が必要と認める地域住民等を対象に説明を実施してください。

③ 説明の実施方法等

地域住民等と適切なコミュニケーションを図り、お互いが理解することが重要であるため、意見交換の場となる説明会を開催することが望ましいですが、説明方法については、関係市町村と協議し、地域住民等の要望に添った方法で実施してください。

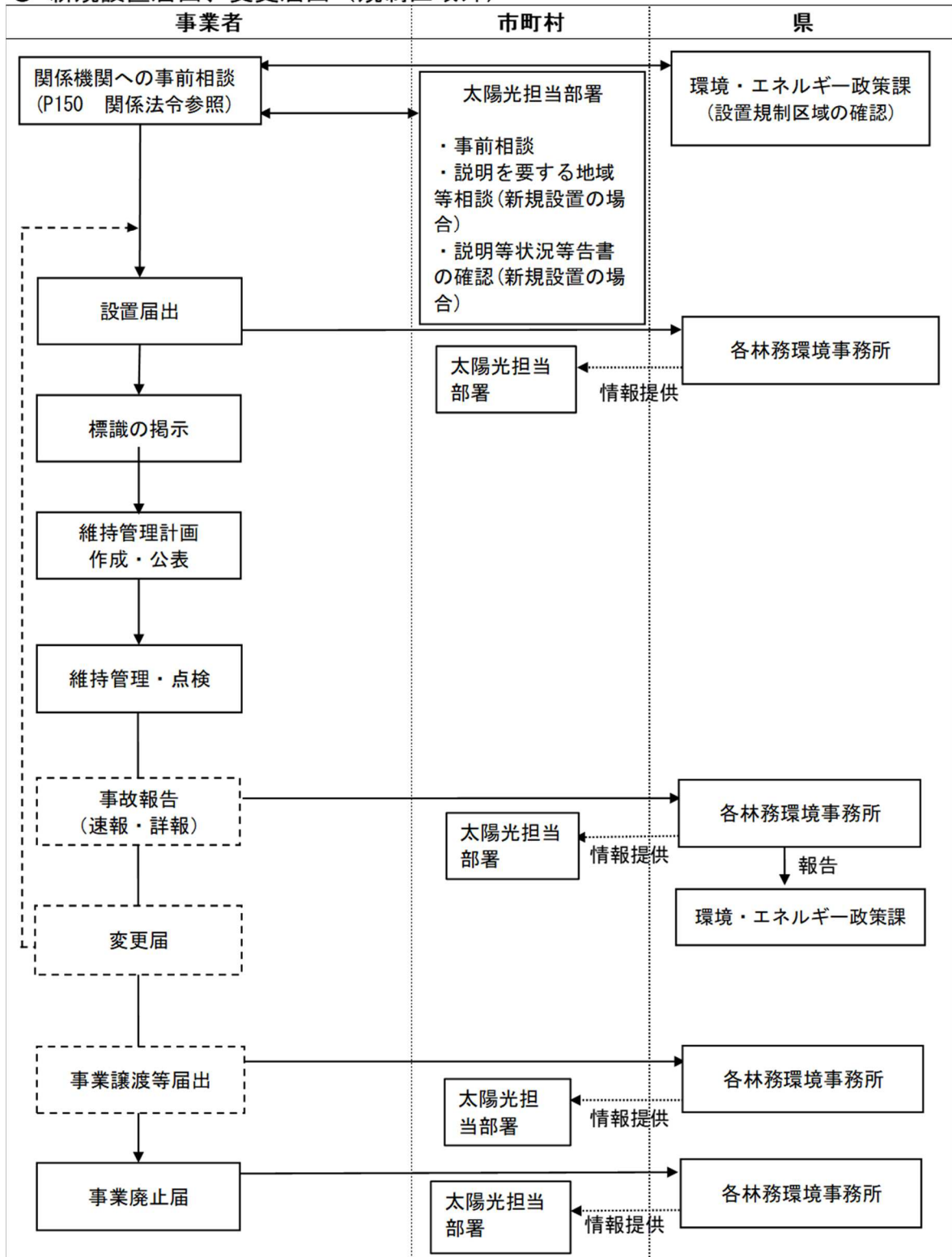
説明会を開催することとした場合は、開催日の概ね2週間前までにポスティングによる書面配布などの方法で、開催を周知することが望ましいです。

なお、説明の方法や実施日時が決定した際は、協議した市町村担当部署へご連絡をお願いいたします。

④ 説明実施後の質問等の受付

上記③で地域住民等に対して事業の説明を行った後、概ね1週間程度は質問・意見等を受け付けることが望ましく、事業実施に向けた理解が得られるよう対応してください。

○ 新規設置届出、変更届出（規制区域外）



(4) 設置届出の添付書類

設置届出に添付する書類は次のとおりです（規則第8条）。

名称	縮尺	記載事項	備考
1 位置図	1/10,000 以上 (目安)	1 方位 2 事業区域の位置 3 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称	・事業区域を赤色等で囲ってください。
2 事業区域図	1/2,500 以上 (目安)	1 方位 2 事業区域の境界 3 県界及び市町村界	同上 なお、事業区域図と配置図を同一図面で提出することも可能
3 配置図	1/1,000 以上 (目安)	1 方位 2 事業区域の境界 3 道路及び目標となる地物 4 太陽光発電施設及び工作物の位置、形状、寸法	同上
4 現況写真		1 事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真 2 太陽光発電施設及び工作物付近の地形や周辺状況が判明する写真	写真の撮影位置、撮影方向を明示した図面を添付すること。
5 地域住民等への説明等状況報告書		1 説明の方法及びその方法とした理由 2 対象地域 3 対象者 4 実施日時 5 実施場所 6 出席人数 7 説明資料 8 説明等の概要 9 太陽光発電事業に係る	

名称	縮尺	記載事項	備考
		市町村、地域住民等との合意・協定等の有無 10 「地域住民等への説明等の状況」の確認	
6 その他知事が認める書類 ① 設置規制区域確認表 ② 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意、協定等に係る書面の写し		① 事業者についての情報、設置規制区域への該当の有無、確認日、回答した職員名（設置規制区域確認表の作成については P11 をご確認ください） ② 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意、協定等がある場合には、当該合意、協定等に係る書面の写し	

(5) 標識の設置及び維持管理計画の作成・公表

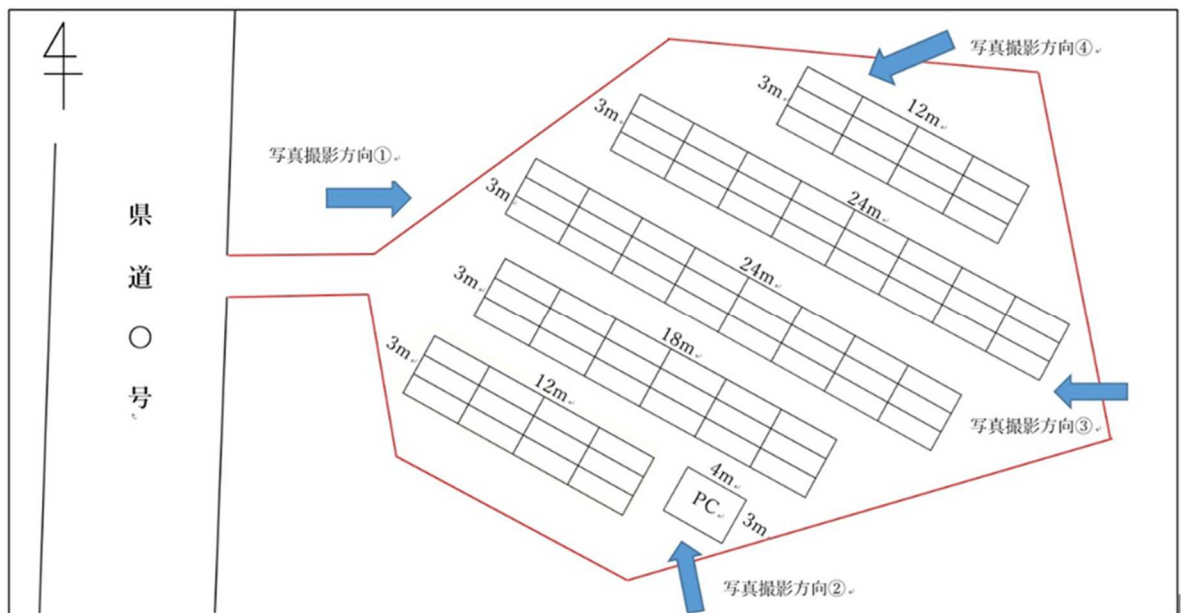
届出後に太陽光発電施設を設置した際は、P58「第 17 条 標識の設置」により、事業区域内の公衆の見えやすい場所に標識を設置してください。また、P61「第 18 条 維持管理」により、維持管理計画を作成し、公表してください。

【添付書類作成例】

位置図



事業区域図・配置図



地域住民等への説明等状況報告書

太陽光発電施設設置に係る地域住民等への説明等の状況については、次のとおりです。

1. 説明方法及びその方法とした理由	説明会の実施 理由:参加者からの要望
2. 対象地域	〇〇市
3. 対象者	〇〇自治会 (〇〇世帯〇人)
4. 実施日時	令和〇年〇月〇日 〇時〇〇分から〇時〇〇分
5. 実施場所	〇〇公民館
6. 出席人数	説明者〇人、対象者 (〇世帯〇人) のうち参加者〇世帯〇人
7. 説明資料	別紙のとおり
8. 説明等の概要	説明の内容、意見・質問状況と対応・回答
9. 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等の有無	有 ・ 無 ※「有」の場合には、当該合意・協定等に係る書面の写しを添付
10. 「地域住民等への説明等の状況」の確認	

※関係市町村に記載内容を確認していただき、確認日、確認者等を記入いただいたうえで、届出書に添付してください。

15 第15条 届出内容の変更

第十五条 前条第一項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第二項の規定により通知した国又は地方公共団体は、通知した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、前項の規定による届出の例により、その旨を知事に通知しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

第九条 条例第十五条第一項の規定による届出は、第六号様式により行わなければならない。

(1) 変更届出

設置届出に係る次の事項（条例第14条各号）を変更しようとするときは、あらかじめ、第6号様式「設置規制区域外施設の変更届出書」（P170参照）により、その旨を知事に届出なければなりません。

（変更届出に係る事項）

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 太陽光発電施設の設置の場所
- ③ 事業区域の位置及び面積
- ④ 太陽光発電施設の出力
- ⑤ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
 - ・ 事業実施期間を延長する場合

なお、変更しようとする事業区域が設置規制区域に含まれる場合や、設置規制区域が変更されたことにより、太陽光発電施設の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなった場合は、変更許可を受けなければならない変更に該当する可能性がありますので、第12条第1項の規定（P43「第12条 変更の許可」）をご確認ください。

(2) 変更の届出を要しない軽微な変更

現時点では、軽微な変更を規則で定めていないため、届出した事項について変更がある場合は、全て変更届出の手続きが必要となります。

16 第16条 工事の届出

第十六条 設置許可を受けた者及び変更許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第十条 条例第十六条の規定による工事に着手した旨の届出は第七号様式により、同条の規定による工事を完了した旨の届出は第八号様式により行わなければならない。

(1) 設置工事着手届出

設置工事は、許可を受けた申請内容に従って実施しなければなりません。また、設置工事に着手したときは遅滞なく、第7号様式「設置工事着手届出書」(P171 参照)により、その旨を知事に届け出る必要があります。

(2) 設置工事完了届出

設置工事が完了したときは遅滞なく、第8号様式「設置工事完了届出書」(P172 参照)により、その旨を知事に届け出る必要があります。なお、設置工事の完了には確認を行います。

17 第17条 標識の設置

第十七条 事業者は、太陽光発電事業を行っている期間中、規則で定めるところにより、事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

第十一条 条例第十七条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 許可年月日及び許可番号(条例第七条の許可を受けた太陽光発電施設に限る。)
 - 三 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
 - 四 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
 - 五 太陽光発電事業の実施予定期間
 - 六 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(1) 標識の設置

事業者は、太陽光発電事業を行っている期間、事業区域内の公衆の見えやすい場所に、必要な事項を記載した標識を設置しなければなりません。FIT法では、20kW以上の太陽光発電施設に標識の設置を義務付けていますが、条例では、太陽光発電施設において、設置規制区域内外を問わず、標識の設置を義務付けています(FIT法で求める記載事項と条例で求める記載事項は一部異なっていることに留意してください)。条例で規定する標識に必要な記載事項は次のとおりです。

- ① 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連絡先は、連絡がとれる電話番号を記載してください。
- ② 許可年月日及び許可番号
許可申請が不要な設置規制区域外の太陽光発電施設等、許可を受ける必要がない太陽光発電施設は記載不要です。
- ③ 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
設置場所の所在地(所在する土地の地番が複数ある場合は、代表的な住所をひとつ記載し、外○筆と記載しても差支えありません。)と事業区域の面積(設置場所

の所在地における事業区域の合計面積)を記載してください。

④ 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力

太陽光発電施設の出力については、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方を記載してください。

太陽電池の合計出力については、太陽電池モジュールの発電出力の合計を記載してください(それぞれ、小数点以下第1位まで記載してください。)

⑤ 太陽光発電事業の実施予定期間

運転開始年月日、運転を予定している実施期間を記載してください。実施期間については、事業の終期がわかるようにしてください。

⑥ 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

連絡先は、連絡がとれる電話番号を記載してください。

⑦ 維持管理計画をインターネットで公表する場合の閲覧先

維持管理計画をインターネットで公表する場合は、任意の箇所にホームページアドレスもしくは二次元コードを掲載してください。

(2) 標識の規格など

標識の材料は、風雨により劣化、風化し文字が消えることのないような適切な材料を使用し、強風等で標識が外れることがないように設置してください。

標識の大きさは、縦 25 cm以上、横 35 cm以上としてください。

(3) 標識の記載の変更

標識設置後に標識記載事項に変更が生じたときは、速やかに標識の記載を変更してください。

なお、標識の変更に当たっては、既に設置されている標識全てを差し替える必要はなく、変更箇所のみを修正する対応でも差し支えありません。

(4) 他法令で設置する標識との関係

他法令で設置を求められている標識の記載事項において、条例が求める記載事項と同一の項目がある場合は、他法令の標識に記載がない項目のみを当該標識に追加することで、条例で義務付けている標識の設置があったものとして差し支えありません。

<標識の参考例>

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第 17 条標識			
事業者	名 称	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 環境太郎	
	住 所	山梨県甲府市〇番地	
	連絡先	X X X - X X X - X X X X	
保守点検 責任者	名 称	〇〇〇メンテナンス株式会社 代表取締役 環境花子	
	住 所	山梨県甲府市△番地	
	連絡先	X X X - X X X - X X X X	
許可年月日	(西暦) 〇〇〇〇年〇月〇日	許可番号	△△△△△
設備 ID			
設置場所	山梨県甲府市〇番地、△番地	事業区域 の面積	〇〇〇. 〇m ²
太陽光発電 施設の出力	△△△. △kW	太陽電池の 合計出力	□□□. □kW
運転開始年月日		(西暦) 〇〇〇〇年〇月〇日	
事業廃止予定年月日		(西暦) ◇◇◇◇年◇月◇日	

※設備 ID 欄は、FIT 制度の認定を取得している場合は記載してください。

FIT 法における標識との関連について

<p><既存施設></p> <p>FIT 法における標識を設置している既存施設は、現在の FIT 法の標識に以下を追記していただければ、FIT 法と県条例の両方を兼ねることになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者連絡先、保守点検責任者住所、保守点検責任者連絡先、事業区域の面積、太陽電池の合計出力、事業廃止予定年月日 ・許可年月日及び許可番号は、記載不要です。 <p><新規施設></p> <p>新規で標識を設置・作成する場合は、県条例標識に以下を追記すれば FIT 法を兼ねることになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分「太陽光発電設備」、名称「〇〇〇〇」 ・許可年月日及び許可番号は、許可を受けた方のみ記載が必要になります。

18 第18条 維持管理

第十八条 事業者は、次に掲げる維持管理に関する基準に従って太陽光発電施設及び事業区域（以下「太陽光発電施設等」という。）の適正な維持管理をしなければならない。

- 一 太陽光発電施設等は、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。
 - 二 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合は、太陽光発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられること。
 - 三 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合は、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。
- 2 事業者は、規則で定めるところにより、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い、当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
 - 3 事業者は、前項の規定により計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 4 事業者は、事業区域の全部又は一部が設置規制区域に含まれる場合は、規則で定めるところにより、第二項の規定により作成した計画及び同項の規定により行った維持管理の結果を知事に提出しなければならない。
 - 5 前三項の規定は、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を変更した場合に準用する。
 - 6 事業者は、事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

第十二条 条例第十八条第二項の太陽光発電施設等の維持管理をするための計画（以下「維持管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 維持管理の基本的事項
- 二 維持管理の実施体制
- 三 保守点検の内容
- 四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- 五 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全

上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

- 六 前各号に掲げるもののほか、条例第十八条第一項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項
- 2 事業者は、条例第十八条第二項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して五年間、当該記録を保存しなければならない。
 - 3 条例第十八条第三項の規定による維持管理計画の公表は、太陽光発電施設の運転を開始する日までにインターネットの利用その他の方法により行わなければならない。
 - 4 条例第十八条第四項の規定による維持管理計画の提出は、条例第八条の規定による申請書の提出に併せて、第九号様式により行わなければならない。
 - 5 前項の規定により維持管理計画を提出した者が当該維持管理計画を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画を知事に提出しなければならない。
 - 6 条例第十八条第四項の規定による維持管理の結果の提出は、維持管理を行った年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）の翌年度の五月末日までに、第十号様式により行わなければならない。
 - 7 条例第十八条第六項の規定による報告は、事故又は土砂災害等が発生した日から起算して三十日以内に、第十一号様式により行わなければならない。

事業者は、災害発生の防止及び周辺環境の保全に支障が生じないように、太陽光発電事業を長期安定的に運営するため、施設等について常時安全かつ良好な状態を維持する必要があります。このため、全ての事業者に対し、維持管理基準に従い適切な維持管理を義務づけています。

(1) 維持管理基準

太陽光発電事業者は、次に掲げる維持管理に関する基準に従って、太陽光発電施設等の適正な維持管理をしなければなりません。

- ① 太陽光発電施設等は、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。
- ② 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合は、太陽光発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられること。
- ③ 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合は、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。

(2) 維持管理計画

太陽光発電事業者は、上記の基準に従って維持管理を行うための計画（以下、維持管理計画）を作成し、当該計画により維持管理を行わなければなりません。

なお、電気事業法第 42 条で定める保安規程を作成している場合や改正 FIT 法の維持管理計画を作成済みの場合は、規則第 12 条第 1 項に定めている必要事項が記載されていれば差し支えありません。ただし、下記の「維持管理計画において記載する項目」の内容が不足している場合は、追加または別紙にて記載してください。

維持管理計画の記載例（P66）を参考に施設規模や周辺状況に応じて適切な計画を作成してください。

なお、個人宅の敷地（庭先）に設置する施設については、P75 の記載例を参考に、施設規模や周辺状況に応じて適切な計画を作成してください。

維持管理計画において記載する項目

① 維持管理の基本的事項

- ・ 作成日
- ・ 事業者名
- ・ 施設の設置場所
- ・ 保守点検責任者
- ・ 事業区域の面積、発電出力（合計出力）
- ・ 運転開始年月日
- ・ 維持管理の内容
施設全般、太陽光発電設備、附属施設、事業区域などに関する維持管理の内容
- ・ 損害保険の加入状況
- ・ 事業を廃止する際の対応

② 維持管理の実施体制

- ・ 太陽光発電施設等の維持管理に関する組織体制や人員体制、連絡体制
(組織図などを用いて記載)
※維持管理を委託している場合や電気主任技術者が必要な場合は、その者を含めてください。

③ 維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

- ・ 点検箇所、点検項目、点検方法及び頻度
別紙「維持管理計画 記載例 (3. 維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度)」記載の点検箇所及び点検項目は必須としてください。
- ・ 事業規模や施設の立地場所に応じて、点検箇所等の追加を行ってください。(擁壁や調整池など設置されていない場合は除外して構いません。)

・既存の点検項目用紙等がある場合は、当該用紙を活用して差し支えありません。

④ 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合の施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないための措置

・想定される災害発生（土砂災害のほか、暴風、豪雨など）ごとの具体的な対策、実施体制などの種類に応じた措置の内容

⑤ 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合の措置

・速やかな施設の復旧、周辺地域の環境保全上の支障除去のための具体的な対策、実施体制など（初動体制、応急処置、二次災害防止対策、復旧措置、再発防止対策等）

・県、市町村、消防や警察などを災害等発生時の連絡体制に入れてください。

（3）維持管理計画の見直し

維持管理計画は、計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合、周辺環境の変化に応じた適切な維持管理ができるよう、確認や見直しを行ってください。

（4）維持管理計画の公表

維持管理計画は、太陽光発電施設の運転を開始する日までにインターネット、その他の方法により公表（広く知らせること）しなければなりません。また、「その他の方法」としては、金属製等のボックスやビニール製の密封式袋に維持管理計画を収納し、それをフェンスに備え付けておく、あるいは掲示するなどがあります。インターネットで公表する場合は、標識の任意の箇所に、ホームページアドレスもしくは二次元コードを掲載してください。

また、設置規制区域に事業区域の全部又は一部が含まれる場合には、維持管理計画の公表方法について、（5）維持管理計画の提出の際に、第9号様式「維持管理計画の提出書」（P173 参照）の備考欄に公表の方法を記載してください。インターネットで掲載する場合は、ホームページアドレスを記載してください。

（5）維持管理計画の提出

設置規制区域に事業区域の全部又は一部が含まれる場合には、維持管理計画を第9号様式「維持管理計画の提出書」（P173 参照）により、設置許可申請や既存設置の届出書などと併せて提出してください。

また、維持管理計画提出後、維持管理の内容を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画を第9号様式「維持管理計画の提出書」（P173 参照）により、提出してください。その際は、第9号様式の備考欄に「計画の変更」と記載し、変更した計画

の箇所が分かるように（下線や着色など）してください。

（6）維持管理の結果と報告

全ての事業者は、維持管理計画に従い実施した維持管理の結果を記録し、当該記録を行った日から起算して5年間、保存しなければなりません。記録の作成は、手引書P84を参考に、「3.維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度」に「点検結果欄」を設けるなど、提出した維持管理計画に沿った維持管理を実施したことが分かるよう記載してください。

設置規制区域に事業区域の全部又は一部が含まれる場合には、維持管理の結果について、第10号様式「維持管理結果報告書」（P175参照）により、維持管理を行った当該年度（4月1日から翌年3月31日まで）の記録を、翌年度の5月末日までに提出しなければなりません。

<参考>

維持管理に係る必要事項整理表

○・・・必要 ×・・・不要

必要事項 施設区分		維持管理計画		維持管理の結果		事故報告
		作成・公表 ・保管	提出	作成・保管	提出	
新規	区域内	○	○	○	○	○
	区域外	○	×	○	×	○
既存	区域内	○	○	○	○	○
	区域外	○	×	○	×	○

（7）事故等が発生したときの対応及び報告

事業者は、事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上支障が生じたときは、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を速やかに講じると共に、県へ速やかに報告してください。報告の方法は、メール・電話・FAXいずれかの方法により、発生日時・発生場所・事故が発生した施設・事故の内容等について報告してください。P88参考様式「事故等報告（速報）」を活用してください。

また、事故等の発生から30日以内に、事故の概要や対応状況について第11号様式「事故等報告書」（P176参照）を提出しなければなりません。

作成日 令和〇年〇月〇日

維持管理計画

1. 維持管理の基本的事項

① 事業者名

太陽光株式会社 代表者名 ○○○○

② 施設の設置場所

甲府市丸の内一丁目〇-〇

③ 保守点検責任者

株式会社 維持管理計画 代表者 △△△△

④ 事業区域の面積、発電出力（合計出力）

○○〇.〇㎡ ○〇.〇kW (○○.〇kW)

⑤ 運転開始年月日

令和〇年〇月〇日

基本的には同様の記載とするが、該当施設がない場合は、記載は不要です。
※調整池や排水設備など

⑥ 維持管理の内容

○施設全般

- ・定期的な点検により、不具合を確認した場合は、直ちに修繕等を行い、施設が正常に運転されている状態を維持する。
- ・遠隔監視装置等による監視を行うとともに、地元専門業者と業務委託契約を結び、異常が発生した場合には、直ちに対応できる体制を整備する。

○太陽光発電設備

- ・運転に支障が生じるような変形がないこと、強風等による施設の損壊、飛散を未然に防止するため、破損や固定部に緩みがないことを確認し、施設を適正に管理する。

○附带施設

- ・排水設備、調整池のコンクリート等構造物に亀裂、沈下等がなく、ゴミのつまりや土砂の堆積を除去し、施設が正常に機能する状態を維持する。
- ・排水計画外からの流入又は計画外への流出等がなく、適正な排水状態を維持する。
- ・擁壁・法面に亀裂や崩れがないか巡視を行い、必要に応じ修繕等を実施する。

○事業区域

- ・雑草が繁茂しないよう草刈りを行い、ゴミの散乱がないよう事業区域内を清潔に保つ。
- ・土地の形質が変化（地割れ・陥没・崩れ・洗掘・水みちなど）していないか、

事業区域内及び周辺の巡回を実施し、必要に応じ修繕等を実施する。

- ・土砂の流出、法面の崩壊など周辺環境に影響を与える問題が生じないように管理する。

⑦損害保険の加入状況

太陽光保険会社

企業総合保険

保険の内容 火災や破裂、爆発をはじめ、落雷、風災、雹災、雪災、水災などの自然災害、車両や航空機、そのほかの物体からの衝突、盗難、電氣的・機械的事故の対応

施設賠償責任保険

保険の内容 強風で飛んだパネルが他人の体や物に当たって損害を与えた場合に適用

発電設備本体に係る保険、第三者への損害（けが、財産の損傷）に対する保険の加入状況を記載。再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインにおいて、出力10kW以上の太陽光発電設備については、「災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に参加する」ことが努力義務化されています。

⑧事業を廃止する際の対応

- ・廃止に要する費用の確保に関する方法

FIT法の廃棄費用積立制度に基づく廃棄費用の外部積み立てを実施

- ・太陽光発電設備の処分方法

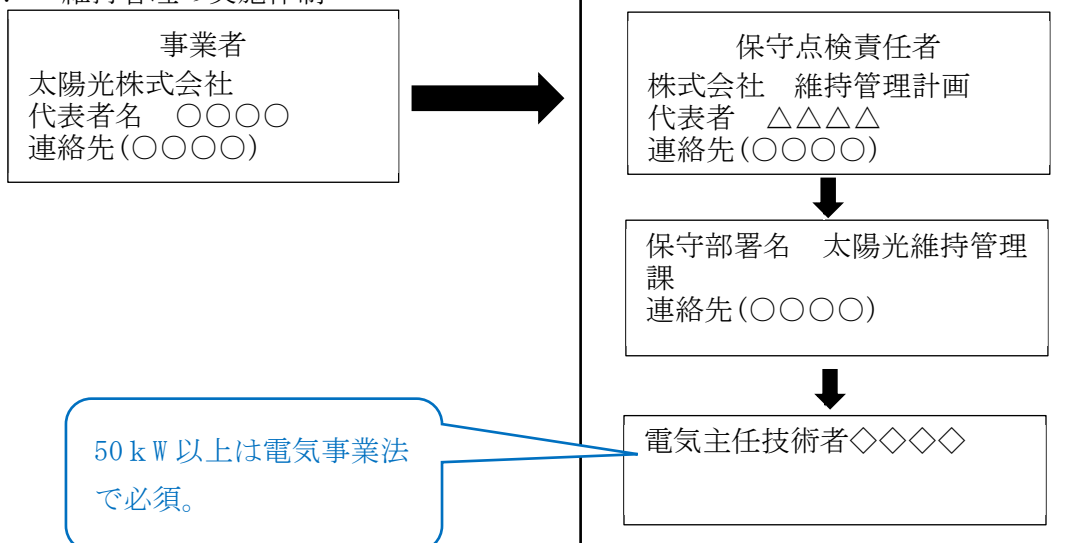
廃棄物処理業者へ依頼する

- ・廃止後の事業区域の利用計画

植栽により森林に戻す予定

現時点で不明の場合は、未定と記載。

2. 維持管理の実施体制



50kW以上は電気事業法で必須。

3. 維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

(1) 太陽光発電設備

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
太陽電池アレイ	太陽電池 モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない			
		端子箱に破損、変形がない			
		フレームに破損、変形がない			
	コネクタ	破損、変形がなく確実に接続されている			
	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない			
		配線に過剰な張力、余分な緩みがない			
	電線管	破損、変形、さびがなく正しく固定されている			
	接地線	接地線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない			
		接地線に過剰な張力、余分な緩みがない			
	架台	基礎にひずみ、損傷、ひびなどの破損進行がない			
		架台の変形、きず、汚れ、さび、腐食及び破損がない			
		積雪等による沈降や腐食、変形がない			
		基礎土砂流出がない			
		基礎ぐいに腐食がない			
		固定強度に不足の懸念がないよう、ボルト及びナットに緩みがない			
接続箱	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない			
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている			
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない			
配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない				
漏電遮断機	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない			
		加熱等による変形がない			
	配線	配線に著しいきず、破損がない			

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
パワーコンディショナー	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない			
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている			
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない			
		運転時の異音、振動、臭い、加熱等の異常がない			
	配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない			

(2) 附帯施設

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
法面・擁壁	切土法面	小段の沈下がない			
		排水溝の損傷がない			
		目地にずれがない			
		開口量の大きな亀裂が発生していない			
		吹付工法等の剥離がない			
		法枠工法等の破断がない			
		はらみ出しの発生がない			
		大量の湧水（濁り）がない			
		崩落がない			
		上部斜面からの土砂流出がない			
	盛土法面	小段の沈下がない			
		段差が発生していない			
		排水溝の損傷がない			
		法尻の崩壊がない			
		オーバーフローによる洗掘がない			
		大量の湧水（濁り）がない			
		湧水箇所の軟弱化がない			
	擁壁	亀裂、割れが生じていない			
		座屈、段差、傾斜がない			
		つなぎ目にずれがない			
		水抜き穴につまりがない			
水抜き穴から異常な土砂流出がない					
地山に変形がない					

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
排水設備	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない			
		亀裂、ずれがない			
		破損がない			
		排水設備外への漏水がない			
調整池	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没及び漏水がない			
		堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没及び漏水がない			
		草木の繁茂がない			
	基盤	堤体の基礎に、漏水、地山のはらみ出し、沈下及び崩壊がない			
	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない			
		越流部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない			
		放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない			
	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない			
		呑口部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない			
		吐き口に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない			
		油等の浮遊がない			
	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損及び湧水がない			
		天端に損傷、沈下、陥没及び損傷がない			
		貯留部底地に著しい土砂の堆積がない			
		油等の浮遊がない			
		下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない			
防護柵、塀	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない			
	標識（事業計画, 注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない			
	入口扉	開閉に異常が無く、施錠に問題がない			
進入路・管理道	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない			
		事業地周辺への土砂の流出がない			
		雨水等による洗掘がない			
		草木の繁茂がない			

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
設置地盤	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない			
		段差、傾斜がない			
		空洞の発生（土砂の流出）がない			
		隆起の発生がない			
設置地盤	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない			
		事業地周辺への土砂の流出がない			
		雨水等による洗掘がない			
		草木の繁茂がない			

※1 上記点検項目を網羅していれば、別葉としても差し支えありません。（法面、擁壁等、排水路、調整池など上記点検箇所の設備等が設置されていない場合は除外して構いません。）

※2 施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加してください。

4. 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

気象情報を常に意識し、現場の巡視及び以下の点検や対策を講じ、被害を未然に防止することで、施設の安定的な運用に努める。

【確認項目】

○台風（強風）による飛散

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
- ・周辺残置物の飛散により設備が破損しないよう処置
 - (ア) ボルトの増し締めによる対応
 - (イ) 劣化が著しい設備の事前撤去等
 - (ウ) 周辺環境の整備

○豪雨（洪水）による水害

- ・土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア) 堆積土砂の除去など排水機能の確保
 - (イ) 法面保護、土のうの設置等

○土砂災害

- ・排水機能に異常がないか、3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア) 堆積土砂の除去など排水機能の確保
 - (イ) 法面保護、土のうの設置等

○地震による倒壊等

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア) ボルトの増し締めによる対応
 - (イ) 劣化が著しい設備の事前撤去等

○豪雪による倒壊等

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア) ボルトの増し締めによる対応
 - (イ) 劣化が著しい設備の事前撤去等

○実施体制

- 2. 維持管理の実施体制と同様

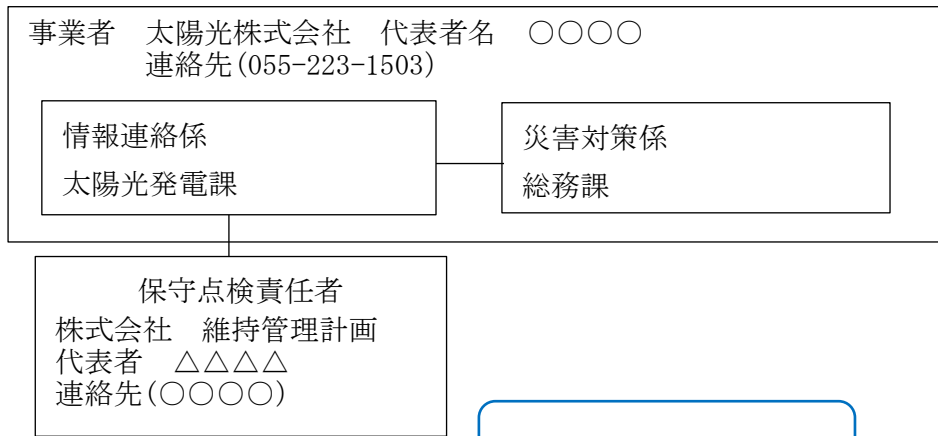
5. 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

○災害発生時対応事項

初動体制	事故・災害が発生した際、迅速に状況を把握し災害対策組織図により、対応を協議し、災害発生時連絡体制表により関係する機関に連絡する。
応急処置・二次災害防止対策	土砂流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように対策を講じる。
復旧措置	応急処置後、復旧までの工程表を作成し、速やかに復旧作業を行う。
再発防止対策等の対応計画	事故原因の究明及び現状の維持管理状況を分析し、再発防止のため維持管理計画の内容を再検討する。

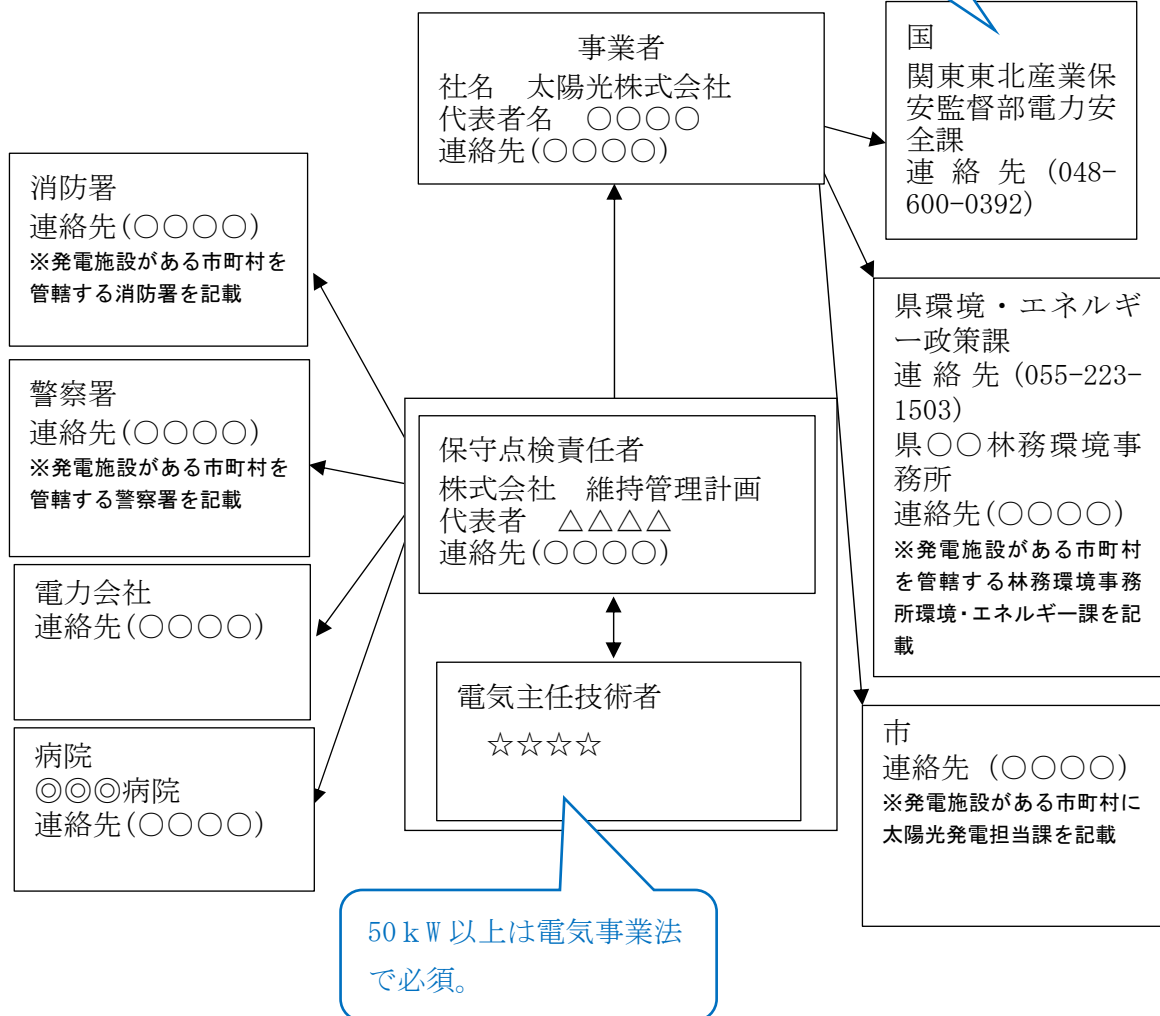
※事業地に災害が発生していない場合でも、異常気象後は速やかに施設を確認し、必要な対策を講じる。

○ 災害対策組織図



10kW未満は記載不要

○ 災害発生時連絡体制表



維持管理計画<記載例>
(個人宅の庭先に設置された発電施設を想定)

作成日 令和〇年〇月〇日

維持管理計画

1. 維持管理の基本的事項

① 事業者名

〇〇〇〇

② 施設の設置場所

甲府市丸の内一丁目〇〇〇〇

③ 保守点検責任者

株式会社 維持管理計画 代表者 △△△△

④ 事業区域の面積、発電出力（合計出力）

〇〇〇.〇㎡ 〇〇.〇kW (〇〇.〇kW)

⑤ 運転開始年月日

令和〇年〇月〇日

⑥ 維持管理の内容

○施設全般

- ・定期的な点検により、不具合を確認した場合は、直ちに修繕等を行い、施設が正常に運転されている状態を維持する。
- ・~~遠隔監視装置等による監視を行うとともに、地元専門業者と業務委託契約を結び、異常が発生した場合には、直ちに対応できる体制を整備する。~~

○太陽光発電設備

- ・運転に支障が生じるような変形がないこと、強風等による施設の損壊、飛散を未然に防止するため、破損や固定部に緩みがないことを確認し、施設を適正に管理する。

○附帯施設（※必要に応じて記載。）

- ・排水設備、調整池のコンクリート等構造物に亀裂、沈下等がなく、ゴミのつまりや土砂の堆積を除去し、施設が正常に機能する状態を維持する。
- ・~~排水計画外からの流入又は計画外への流出等がなく、適正な排水状態を維持する。~~
- ・~~擁壁・法面に亀裂や崩れがないか巡視を行い、必要に応じ修繕等を実施する。~~

○事業区域

- ・雑草が繁茂しないよう草刈りを行い、ゴミの散乱がないよう事業区域内を清潔

事業区域の状況に応じて、該当が無い設備については記載不要です（想定されるものを見え消しにしています）。

に保つ。

- ・土地の形質が変化（地割れ・陥没・崩れ・洗掘・水みちなど）していないか、事業区域内及び周辺の巡回を実施し、必要に応じ修繕等を実施する。
- ・~~主砂の流出、法面の崩壊など周辺環境に影響を与える問題が生じないように管理する。~~

記載例であり、加入している場合は加入状況を記載してください。

⑦損害保険の加入状況

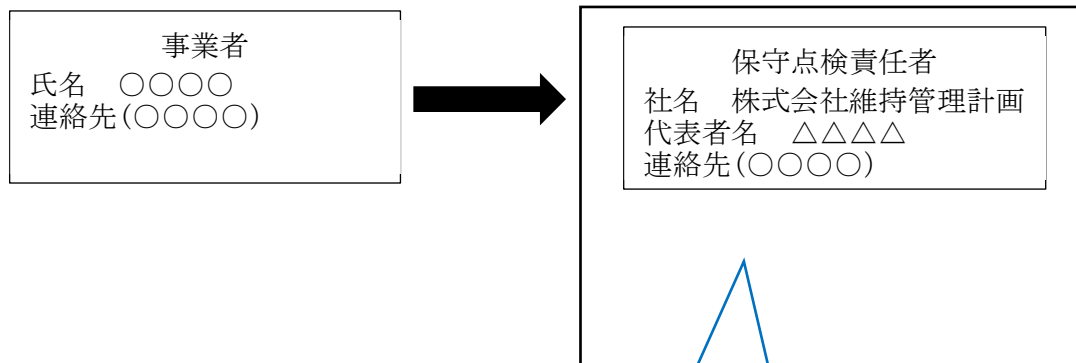
損害保険には未加入ですが、災害による破損や他人へ被害を与えてしまった場合は、自身の積立資金等により、責任を持って誠実に対応して参ります

⑧事業を廃止する際の対応

- ・廃止に要する費用の確保に関する方法
売電収入の貯蓄により費用を確保
- ・太陽光発電設備の処分方法
廃棄物処理業者へ依頼する
- ・廃止後の事業区域の利用計画
整地して庭として管理していく

再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインにおいて、出力10kW以上の太陽光発電設備については、「災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に加入する」ことが努力義務化されています。

2. 維持管理の実施体制



事業者自ら保守点検を行う場合は、事業者の情報のみ記載。

3. 維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

(1) 太陽光発電設備

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
太陽電池アレイ	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない			
		端子箱に破損、変形がない			
		フレームに破損、変形がない			
	コネクタ	破損、変形がなく確実に接続されている			
	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない			
		配線に過剰な張力、余分な緩みがない			
	電線管	破損、変形、さびがなく正しく固定されている			
	接地線	接地線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない			
		接地線に過剰な張力、余分な緩みがない			
	架台	基礎にひずみ、損傷、ひびなどの破損進行がない			
		架台の変形、きず、汚れ、さび、腐食及び破損がない			
		積雪等による沈降や腐食、変形がない			
		基礎土砂流出がない			
		基礎ぐいに腐食がない			
		固定強度に不足の懸念がないよう、ボルト及びナットに緩みがない			
接続箱	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない			
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている			
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない			
配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない				
漏電遮断器	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない			
		加熱等による変形がない			
	配線	配線に著しいきず、破損がない			

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
パワーコンディショナー	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない			
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている			
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない			
		運転時の異音、振動、臭い、加熱等の異常がない			
	配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない			

事業区域の状況に応じて、該当が無い設備については記載不要です。

(2) 附帯施設

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
法面・擁壁	切土法面	小段の沈下がない	—	—	—
		排水溝の損傷がない	—	—	—
		目地にずれがない	—	—	—
		開口量の大きな亀裂が発生していない	—	—	—
		吹付工法等の剥離がない	—	—	—
		法枠工法等の破断がない	—	—	—
		はらみ出しの発生がない	—	—	—
		大量の湧水（濁り）がない	—	—	—
		崩落がない	—	—	—
		上部斜面からの土砂流出がない	—	—	—
	盛土法面	小段の沈下がない	—	—	—
		段差が発生していない	—	—	—
		排水溝の損傷がない	—	—	—
		法尻の崩壊がない	—	—	—
		オーバーフローによる洗掘がない	—	—	—
		大量の湧水（濁り）がない	—	—	—
		湧水箇所の軟弱化がない	—	—	—
	擁壁	亀裂、割れが生じていない	—	—	—
		座屈、段差、傾斜がない	—	—	—
		つなぎ目にずれがない	—	—	—
		水抜き穴につまりがない	—	—	—
		水抜き穴から異常な土砂流出がない	—	—	—
		地山に変形がない	—	—	—

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
排水設備	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない			
		亀裂、ずれがない			
		破損がない			
		排水設備外への漏水がない			
調整池	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没及び漏水がない	—	—	—
		堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没及び漏水がない	—	—	—
		草木の繁茂がない	—	—	—
	基盤	堤体の基礎に、漏水、地山のはらみ出し、沈下及び崩壊がない	—	—	—
	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	—	—	—
		越流部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	—	—	—
		放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	—	—	—
	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない	—	—	—
		呑口部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	—	—	—
		吐き口に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	—	—	—
		油等の浮遊がない	—	—	—
	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損及び湧水がない	—	—	—
		天端に損傷、沈下、陥没及び損傷がない	—	—	—
		貯留部底地に著しい土砂の堆積がない	—	—	—
		油等の浮遊がない	—	—	—
		下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない	—	—	—
防護柵、塀	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない			
	標識（事業計画, 注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない			
	入口扉	開閉に異常が無く、施錠に問題がない			
進入路・管理道	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない			
		事業地周辺への土砂の流出がない			
		雨水等による洗掘がない			
		草木の繁茂がない			

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
設置地盤	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない	—	—	
		段差、傾斜がない	—	—	
		空洞の発生（土砂の流出）がない	—	—	
		隆起の発生がない	—	—	
設置地盤	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない			
		事業地周辺への土砂の流出がない			
		雨水等による洗掘がない			
		草木の繁茂がない			

※1 上記点検項目を網羅していれば、別葉としても差し支えありません。（法面、擁壁等、排水路、調整池など上記点検箇所の設備等が設置されていない場合は除外して構いません。）

※2 施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加してください。

4. 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

気象情報を常に意識し、現場の巡視及び以下の点検や対策を講じ、被害を未然に防止することで、施設の安定的な運用に努める。

【確認項目】

○台風（強風）による飛散

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
- ・周辺残置物の飛散により設備が破損しないよう処置
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等
 - (ウ)周辺環境の整備

事業区域の状況に応じて、該当が無い設備については記載不要です（想定されるものを見え消しにしています）。

○豪雨（洪水）による水害

- ・土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)堆積土砂の除去など排水機能の確保
 - (イ)法面保護—土のうの設置等

○土砂災害

- ・排水機能に異常がないか、3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)堆積土砂の除去など排水機能の確保
 - (イ)法面保護—土のうの設置等

○地震による倒壊等

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等

○豪雪による倒壊等

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等

○実施体制

- 2.維持管理の実施体制と同様

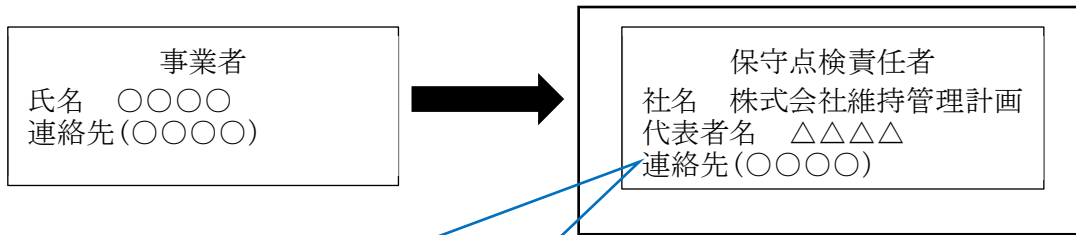
5. 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

○災害発生時対応事項

初動体制	事故・災害が発生した際、迅速に状況を把握し災害対策組織図により、対応を協議し、災害発生時連絡体制表により関係する機関に連絡する。
応急処置・二次災害防止対策	土砂流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように対策を講じる。
復旧措置	応急処置後、復旧までの工程表を作成し、速やかに復旧作業を行う。
再発防止対策等の対応計画	事故原因の究明及び現状の維持管理状況を分析し、再発防止のため維持管理計画の内容を再検討する。

※事業地に災害が発生していない場合でも、異常気象後は速やかに施設を確認し、必要な対策を講じる。

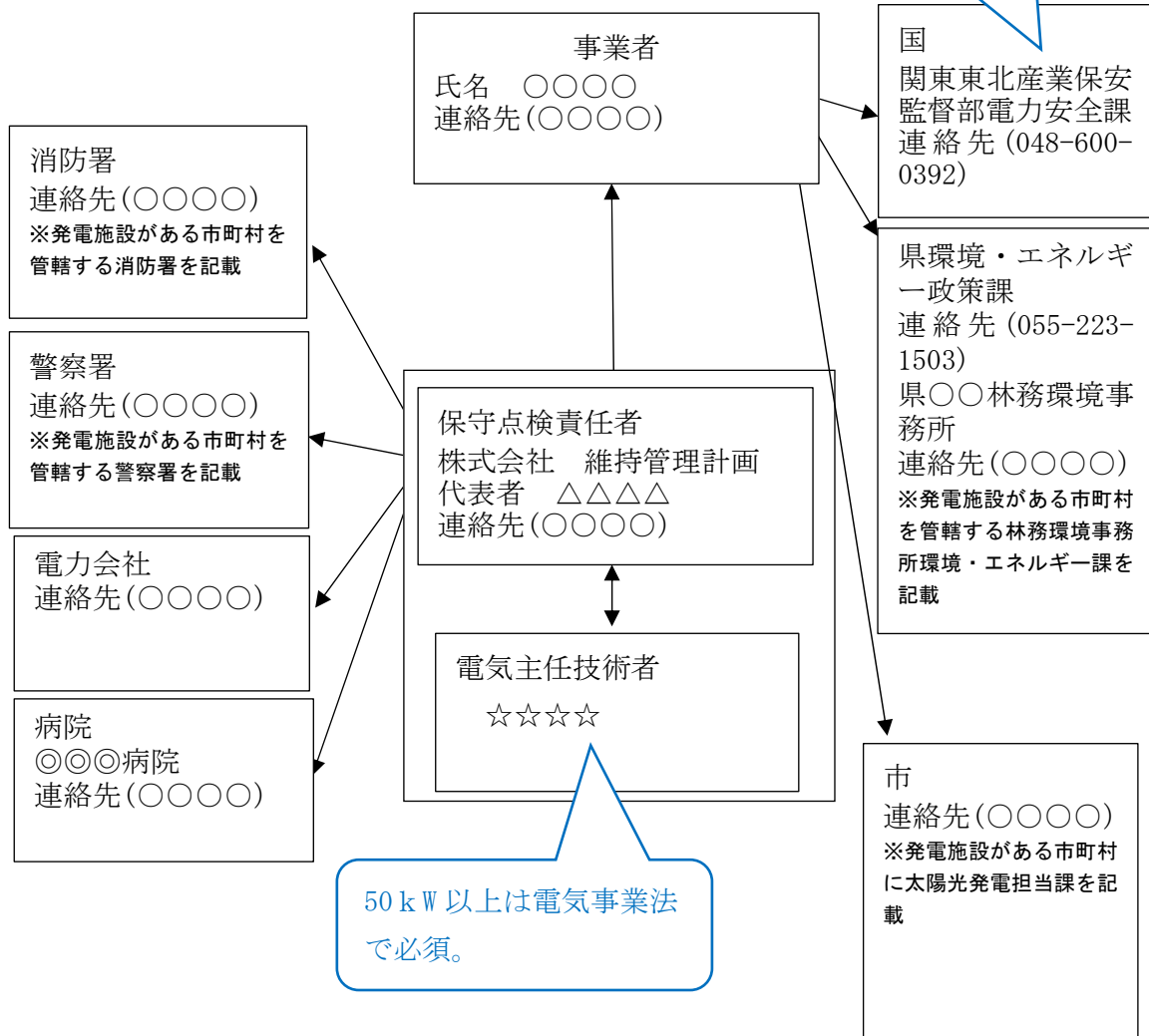
○ 災害対策組織図



事業者自ら保守点検を行う場合は、事業者の情報のみ記載。

10kW未満は記載不要

○ 災害発生時連絡体制表



50kW以上は電気事業法で必須。

保守点検結果<記載例>

○年間の点検結果をまとめた記載例となっていますが、点検周期毎の点検結果（例えば、1ヶ月毎であれば毎月の点検結果）をそのまま添付しても構いません。

○保守点検結果の記載事項

- ・確認日（対応日）・対応状況
- ・確認された異常等の概要（対応した施設の設備 ID など）
- ・対応結果（対応済・対応中等を記載）

3. 維持管理の保守点検結果
(1) 太陽光発電設備

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	保守点検結果
太陽電池アレイ	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない	目視	月1回	年間を通じて異常なし
		端子箱に破損、変形がない	目視	月1回	〃
		フレームに破損、変形がない	目視	月1回	(対応済) <AB12345C19>R4.8.7 パネルのガラスが割れていたため、新しいものに交換した
	コネクタ	破損、変形がなく確実に接続されている	目視	月1回	年間を通じて異常なし
	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない	目視	月1回	(対応中) <AB99999C19>詳細は、※1参照
		配線に過剰な張力、余分な緩みがない	目視	月1回	年間を通じて異常なし
	電線管	破損、変形、さびがなく正しく固定されている	目視	月1回	〃
	接地線	接地線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない	目視	月1回	〃
		接地線に過剰な張力、余分な緩みがない	目視	月1回	〃
	架台	基礎にひずみ、損傷、ひびなどの破損進行がない	目視	月1回	〃
		架台の変形、きず、汚れ、さび、腐食及び破損がない	目視	月1回	〃
		積雪等による沈降や腐食、変形がない	目視	月1回	〃
		基礎土砂流出がない	目視	月1回	〃
		基礎ぐいに腐食がない	目視	月1回	〃
固定強度に不足の懸念がないよう、ボルト及びナットに緩みがない		目視	月1回	〃	
接続箱	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない	目視	月1回	〃
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている	目視	月1回	〃
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない	目視	月1回	〃
	配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない	目視	月1回	〃

漏電遮断機	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない	目視	月1回	年間を通じて異常なし
		加熱等による変形がない	目視	月1回	〃
	配線	配線に著しいきず、破損がない	目視	月1回	〃
パワーコンディショナー	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない	目視	月1回	〃
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている	目視	月1回	〃
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない	目視	月1回	〃
		運転時の異音、振動、臭い、加熱等の異常がない	目視	月1回	〃
	配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない	目視	月1回	〃

(2) 附帯施設

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	保守点検結果
法面・擁壁	切土法面	小段の沈下がない	-	-	-
		排水溝の損傷がない	-	-	-
		目地にずれがない	-	-	-
		開口量の大きな亀裂が発生していない	-	-	-
		吹付工法等の剥離がない	-	-	-
		法枠工法等の破断がない	-	-	-
		はらみ出しの発生がない	-	-	-
		大量の湧水（濁り）がない	-	-	-
		崩落がない	-	-	-
		上部斜面からの土砂流出がない	-	-	-
	盛土法面	小段の沈下がない	-	-	-
		段差が発生していない	-	-	-
		排水溝の損傷がない	-	-	-
		法尻の崩壊がない	-	-	-
	オーバーフローによる洗掘がない	-	-	-	
	大量の湧水（濁り）がない	-	-	-	
	湧水箇所の軟弱化がない	-	-	-	

点検対象項目（法面・擁壁等）の設置がない場合は、斜線や項目を削除するなどしても構いません。

法面・擁壁	擁壁	亀裂、割れが生じていない	目視	月1回	年間を通じて異常なし	
		座屈、段差、傾斜がない	目視	月1回	〃	
		つなぎ目にずれがない	目視	月1回	〃	
		水抜き穴につまりがない	目視	月1回	〃	
		水抜き穴から異常な土砂流出がない	目視	月1回	〃	
		地山に変形がない	目視	月1回	〃	
排水溝、枡	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない	目視	月1回	(対応済) <AB99999C19>R4.7.15 排水枡に土砂が堆積し機能していないことを確認したため、その場で土砂を取り除いた。	
		亀裂、ずれがない	目視	月1回	年間を通じて異常なし	
		破損がない	目視	月1回	〃	
		排水設備外への漏水がない	目視	月1回	〃	
調整池	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没及び漏水がない	目視	月1回	〃	
		堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没及び漏水がない	目視	月1回	〃	
		草木の繁茂がない	目視	月1回	〃	
	基盤	堤体の基礎に、漏水、地山のはらみ出し、沈下及び崩壊がない	目視	月1回	〃	
	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	目視	月1回	〃	
		越流部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	目視	月1回	〃	
		放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	目視	月1回	〃	
	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない	目視	月1回	〃	
		呑口部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	目視	月1回	〃	
		吐き口に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない	目視	月1回	〃	
		油等の浮遊がない	目視	月1回	〃	
	貯留部	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損及び湧水がない	目視	月1回	〃
			天端に損傷、沈下、陥没及び損傷がない	目視	月1回	〃
			貯留部底地に著しい土砂の堆積がない	目視	月1回	〃
			油等の浮遊がない	目視	月1回	〃
下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない			目視	月1回	〃	

防護柵、塀	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない	目視	月1回	年間を通じて異常なし
	標識（事業計画、注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない	目視	月1回	〃
	入口扉	開閉に異常が無く、施錠に問題がない	目視	月1回	〃
進上路・管理道	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない	目視	月1回	〃
		事業地周辺への土砂の流出がない	目視	月1回	〃
		雨水等による洗掘がない	目視	月1回	〃
		草木の繁茂がない	目視	月1回	年3回草刈りを行った。
設置地盤	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない	-	-	-
		段差、傾斜がない	-	-	-
		空洞の発生（土砂の流出）がない	-	-	-
		隆起の発生がない	-	-	-
設置地盤	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない	目視	月1回	年間を通じて異常なし
		事業地周辺への土砂の流出がない	目視	月1回	〃
		雨水等による洗掘がない	目視	月1回	〃
		草木の繁茂がない	目視	月1回	年3回草刈りを行った。

施設の状況に応じて修繕など対応した記録を記載してください（別様でも可）

※1

（現在対応中）＜AB99999C19＞

R4. 12. 1 の積雪に伴い緊急点検した結果、断線しているケーブルを複数箇所確認した。

現在まで、関連するパワーコンディショナーを一時停止措置し、復旧に向け関連部品を発注しているが、在庫不足のため、R5. 6 月中の復旧を予定している。

○定期点検以外の点検状況について

R4. 11. 30、翌日の大雪予報が発令されたため、保守点検項目に従い施設の緊急点検を実施した。

(参考様式)

事故等報告（速報）

報 告 内 容	
許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	
太陽光発電施設の出力	キロワット (太陽電池の合計出力 キロワット)
事故発生日時	年 月 日 時 分
事故・被災の種類	感電・火災・パネルの損傷、飛散・架台の損傷・附帯設備の損傷・土砂崩れ・法面崩壊・出水・ その他（ ）
事故概要	
周辺地域の影響	
応急対応状況	
備考	

報告者	所属 氏名
	住所
	電話番号
	電子メールアドレス

19 第19条 地位の承継等

第十九条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。第四項において同じ。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。同項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、設置許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

4 第十四条の規定により届出書を提出した者が、当該届出書に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により届出書を提出した者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割のあった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

5 第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。

6 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により計画を作成したときに準用する。

第十三条 条例第十九条第二項の規定による届出は、第十二号様式により行わなければならない。

2 条例第十九条第四項の規定による届出は、第十三号様式により行わなければならない。

3 条例第十九条第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、同条第五項の規定により維持管理計画を作成したときは、速やかに当該維持管理計画を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により維持管理計画を提出した者は、当該維持管理計画を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画を知事に提出しなければならない。

(1) 地位承継等届出

設置許可を受けた者において、当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部が譲渡、相続、合併、分割され、別の者の所有となったときは、条例上の地位を承継することが規定されています。この地位を承継したことを届け出る必要があり、承継した者が、地位の承継の日から30日以内に、第12号様式「設置規制区域内施設の地位の承継届出書」(P178参照)を届け出なければなりません。

また、設置届出を提出した者においても、当該届出に係る太陽光発電事業の全部が譲渡、相続、合併、分割され、別の者の所有となったときは、その承継を届け出る必要があり、譲り受けた者が、承継の日から30日以内に、第13号様式「設置規制区域外施設の事業譲渡等届出書」(P180参照)を届け出なければなりません。

(2) 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等

「設置規制区域内施設の地位の承継届出書」及び「設置規制区域外施設の事業譲渡等届出書」の提出にあたり、太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等がある場合は、「その他知事が必要と認める書類」として、当該合意・協定等に係る書面の写しを添付してください。

(3) 地位承継届出内容の公表

設置許可を受けた者に係る太陽光発電施設の地位承継届出書の提出があったときは、県のホームページで公表します。

(公表内容)

- ① 地位の承継年月日
- ② 承継した太陽光発電施設の設置場所
- ③ 承継した太陽光発電施設の出力
- ④ 承継した太陽光発電施設の許可年月日及び許可番号
- ⑤ 被承継人及び承継人の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所 など

(4) 維持管理計画の作成

上記(1)第12号様式「設置規制区域内施設の地位の承継届出書」(P178参照)を提出し、新たに太陽光発電事業の事業者となった者は、条例第18条で規定する維持管理計画(P63参照)を提出し、適切に維持管理を行わなければなりません。

維持管理計画を作成した際に必要な計画の公表及び計画の提出については、P64「維持管理計画の公表」及び「維持管理計画の提出」を参照してください。

20 第20条 廃止

第二十条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知することをもって足りる。

3 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可（変更許可を含む。）は、その効力を失う。

第十四条 条例第二十条第一項の規定による届出は、第十四号様式により行わなければならない。

(1) 廃止届出書

太陽光発電事業の廃止とは、太陽光発電設備を解体・撤去し、電気を得る事業を廃止することです。

太陽光発電事業を廃止しようとする日の30日前までに、第14号様式「廃止届出書」(P182参照)を届け出なければなりません。

(2) 事業廃止に係る留意事項

廃止工事については、太陽光発電設備を解体・撤去するだけでなく、廃止後の事業区域を安全に管理するために必要な措置を実施してください。

また、廃止工事で発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守し、適切に処分してください。廃棄に関しては、資源エネルギー庁が発出する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）2022年4月改訂版」においても明記されていますので、参考にしてください。

① 感電事故の防止対策

太陽光発電施設は、系統から解列した場合でも、太陽電池モジュールに光が当たることによって発電することがあるため、発電しないような措置や第三者が立ち入らないような対策を講じる等、感電事故を防止すること。

② 適切な発電施設の撤去及び処分

廃止工事で発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、可能な限り速やかに行うこと。

③ 合意事項の履行

自治体や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

2 1 第 21 条 指導及び助言

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

(1) 指導及び助言

事業者は、太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図る条例の目的を達することができるよう、知事の指導・助言に誠実に対応してください。

2 2 第 22 条 報告の徴収

第二十二條 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(1) 報告の徴収

知事は、太陽光発電施設の設置工事、維持管理等において、施設の状況などを確認する必要があるときは、報告や資料の提出を求めることができます。

2 3 第 23 条 立入検査

第二十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業区域その他その事業を行う場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十五条 条例第二十三条第二項の証明書は、第十五号様式によるものとする。

(1) 立入検査

知事は、職員に太陽光発電事業者の事務所、事業区域その他その事業を行う場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができます。

24 第24条 勧告

第二十四条 知事は、設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設の設置をした者に対し、太陽光発電事業の中止、太陽光発電施設の撤去又は原状回復を勧告することができる。

2 知事は、設置許可又は変更許可に係る太陽光発電施設が第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる基準又は同条第三項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に適合していないと認めるときは、当該設置許可又は変更許可を受けた者に対し、太陽光発電事業を直ちに中止するよう勧告することができる。

3 知事は、事業者が第十八条第一項の基準に従って維持管理を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境等の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 知事は、第二十一条の規定による指導を受けた事業者が正当な理由がなく当該指導に従わないときは、当該事業者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

(1) 勧告

知事は、設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者に対し、太陽光発電事業の中止、施設の撤去又は原状回復を勧告することができます。

また、太陽光発電施設が、許可基準、許可条件に適合していないと認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業を直ちに中止するよう勧告することができます。

さらに、維持管理に関する基準に適合していない事業者に対し、土砂災害等の防止及び地域環境等の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

なお、条例第21条で知事は指導及び助言を行うことができるとしていますが、正当な理由がなく指導に従わない場合は、当該指導に従うよう勧告することができます。

勧告に従わない場合は、条例第25条の措置命令を受けることとなり、知事はその事実と氏名を公表することができます。

25 第25条 措置命令

第二十五条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 措置命令

知事は、条例第24条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができます。この措置命令に従わない場合は、知事は設置許可を取り消すことができます。

また、措置命令を受けた者に対して、知事は条例第26条により、その事実と氏名を公表することができます。

26 第26条 違反事実の公表等

第二十六条 知事は、第十三条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により措置を講ずべきことを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、第一項の規定による公表をしたときは、経済産業大臣にその旨を通知し、及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第十五条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しを求めるものとする。

（1）違反事実の公表

知事は、設置許可を取り消したとき、又は条例第25条の規定により措置を講ずべきことを命じたときは、その内容と設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができます。公表は、県のホームページ上で行います。

（2）意見の陳述

知事は、違反事実の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければなりません。意見の陳述は、原則陳述書の提出によるものとします。その手続きについては、山梨県行政手続条例によるものとなります。

（3）経済産業大臣への通知等

知事は、違反事実の公表をしたときは、経済産業大臣にその旨を通知し、FIT法第15条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しを求めることとしています。

27 第27条 市町村の条例との関係

第二十七条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができることを認めるときは、当該市町村の区域において、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、規則で定める。

(1) 市町村の条例との関係

市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の全部又は一部が達成することができることを認めるときは、当該市町村の区域において、条例の全部又は一部の規定を適用しないこととしています。

本条例は、県内全部の区域において適用される最低限度の規制を定めたものであり、現在は条例第27条が適用される市町村の区域はないため、規則で当該区域を定めていませんが、今後適用する市町村の区域が生じる場合には、別途規則で定めることとなります。

令和5年4月現在、山梨県内においては、北杜市と西桂町で太陽光発電施設の設置に関する条例を制定しています。設置場所などにより別途、市町条例での手続が必要になる場合がありますので各市町に問い合わせの上、手続等に誤りがないようご注意ください。

北杜市では、「北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例」において許可制度を設けており、県の設置規制区域外に設置する場合においても北杜市の許可が必要となります。

28 第28条 規則への委任

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(1) 規則への委任

条例の施行に当たり、条例において具体の定めがないものについて、適切に条例が運用できるよう、規則で手続き等を定めることを規定しています。

29 第29条 罰則

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第七条若しくは第十二条第一項の規定に違反して設置許可若しくは変更許可を受けないで、又は偽りその他不正の手段により設置許可若しくは変更許可を受けて、太陽光発電施設の設置をした者
- 二 第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に違反して届出をしないで、又は虚偽の届出をして、太陽光発電施設の設置をした者
- 三 第二十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 四 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(1) 過料

次に掲げる者は、5万円以下の過料に処されます。

- ・ 設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者等
- ・ 設置届出又は届出内容の変更をしないで太陽光発電施設を設置した者等
- ・ 報告、資料の提出に応じない者等
- ・ 立入検査に応じない者等

30 附則第1条 施行期日

附則第一条 この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第四条から附則第六条までの規定は、令和四年一月一日から施行する。

附則第一条 この規則は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条及び附則第四条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

(1) 施行期日

条例の施行日は、令和3年10月1日ですが、条例の施行日前に設置工事に着手した発電出力10kW以上の太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）については、令和4年1月1日から施行となります。

ただし、既存施設において、附則第3条の変更をしようとするときは、令和3年10月1日から適用となります。

さらに、令和4年4月1日から、発電出力10kW未満も含めた太陽光発電施設も対象となります（改正条例附則第1条）。

※設置工事の着手（P2「第2条 定義」より引用）

太陽光発電施設の設置工事の着手とは、次の①・②全てに該当することをいいます。

①太陽光発電施設を設置する現地における工事の着手（木竹の伐採、土地の形質変更を含む。）とし、設置計画（工事工程表など）に基づき継続して工事が行われていること。

※ただし、現地調査、測量、資材・車両の搬入等の準備工、太陽光パネル等の製造は除く。

②関係法令等に基づいた手続き完了後に実施されるもの。

なお、正当な理由がなく、設置計画に基づき工事を行わないなど、継続性がないものは着手とはみなしません。

3 1 附則第 2 条 適用関係

附則第二条 第七条から第十八条まで（第十一条第五項を除く。）の規定は、この条例の施行の日前に設置の工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）については、適用しない。

(1) 適用関係

条例の施行日前に設置工事に着手した太陽光発電施設と、条例の施行後に設置する太陽光発電施設の取り扱いを分けるため、その内容を規定しています。

条例の施行日前に工事に着手した発電出力 10kW 以上の太陽光発電施設を既存施設と呼び、当該既存施設がすべき手続き等は、附則の各条文で定めています。

条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行となりますが、既存施設の適用条文の一部は、令和 4 年 1 月 1 日から施行となるため、条例本文第 7 条「設置規制区域」から第 18 条「維持管理」までの規定は適用しないこととし、附則で改めて既存施設に関する事項を定めています。

なお、附則第 3 条「既存施設の変更許可」については、令和 3 年 10 月 1 日から適用となります。

3 2 附則第 3 条 既存施設の変更許可

附則第三条 事業者は、その全部又は一部が設置規制区域にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、この条例の施行の日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

2 第七条から第十三条まで、第十六条、第二十条第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条並びに第二十六条の規定は前項の許可について、第十七条、第十八条、第十九条（第四項を除く。）、第二十四条第三項、第二十五条及び第二十六条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第十二条第二項及び第四項、第十三条第一号及び第二号、第十六条、第二十条第三項並びに第二十四条中「変更許可」とあるのは、「附則第三条第二項において準用する第十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

附則第二条 条例附則第三条第一項の規則で定める事項は、条例第八条第二号から第七号まで及び第十号に掲げる事項とする。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

- 一 既存施設の機能を維持するために行う変更
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして知事が定める変更

(1) 既存施設の変更許可

その全部又は一部が設置規制区域にある発電出力 10kW 以上の既存施設は、条例附則第 3 条の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ手引書で定める様式その①「既存施設の変更許可申請書」(P187 参照)により知事の許可を受けなければなりません。

既存施設の変更許可申請にあたっては、あらかじめ変更事項について条例第 9 条の環境及び景観に及ぼす影響の評価等及び条例第 10 条の地域住民等への説明等を行わなければなりません。

変更許可及び各事項の説明は P43「第 12 条 変更の許可」を参照してください。

(変更許可が必要な事項)

- ① 事業区域の面積を増加する場合
- ② 事業区域の面積を広げない場合であっても、事業区域内で太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等の面積又は数を増加させる場合
- ③ 太陽光発電施設の事業区域内の位置を変更する場合
- ④ 太陽光発電設備の構造を変更する場合
- ⑤ 太陽光発電施設の出力または太陽電池の合計出力を増加する場合

- ⑥ 擁壁・排水設備等の工作物の変更
- ⑦ 事業区域の木竹の伐採及び土地の形質を変更する場合

▲ 許可を受ける必要がある太陽光発電施設の範囲は、既設の部分も含めた施設全体になりますが、設置基準に適合しているか否かについては、増設部分のみが該当します。

また、次に該当する変更については、変更許可は不要です。ただし、附則第4条第3項の規定（P107「附則第4条 既存施設の届出」）により、あらかじめ届け出なければならない事項がありますので、注意してください。

① 規則附則第2条第1号

既存施設の機能を維持するために行う変更

破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの単なる取り替え、架台の修理、交換、調整池や擁壁などの附帯施設の修繕等、太陽光発電施設の機能を維持するための行為

② 規則附則第2条第2号

環境の保全上又は災害発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがない変更

- ・事業区域の面積を減少する場合
- ・太陽光発電施設の出力または太陽電池の合計出力を減少する場合
- ・太陽光発電事業の事業実施期間を延長する場合
- ・防災機能を高める変更と県が認める場合（環境・エネルギー政策課と事前に相談すること）

なお、許可を受けるに当たっては、次の規定が準用されます。

< 条例附則第3条第1項に規定する変更許可における準用 >

第7条 設置規制区域（P9）

第8条 設置許可の申請（P15）

第9条 環境及び景観に及ぼす影響の評価等（P28）

第10条 地域住民等への説明等（P36）

第11条 設置許可の基準等（P39）

第12条 変更の許可（P43）

第13条 許可の取消（P46）

第16条 工事の届出（P57）

第20条 廃止（P91）※第20条第3項に限り準用します。

第24条 勧告（P95）※第24条第1項及び第2項に限り準用します。

第25条 措置命令（P96）

第26条 違反事実の公表等（P97）

< 条例附則第 3 条第 1 項に規定する変更許可を受けた者における準用 >

第 17 条 標識の設置 (P58)

第 18 条 維持管理 (P61)

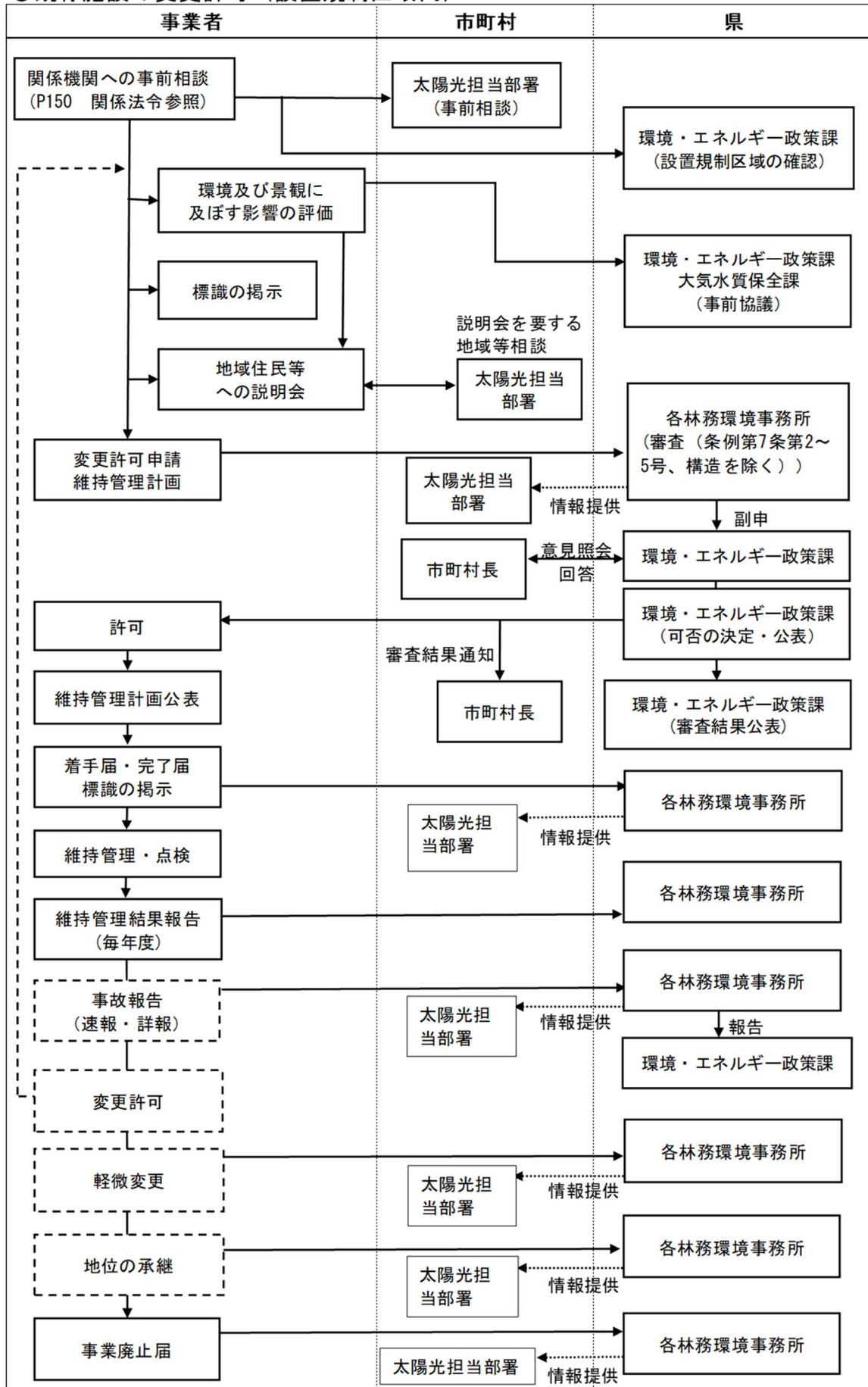
第 19 条 地位の承継等 (P89) ※第 19 条第 4 項は準用から除きます。

第 24 条 勧告 (P95) ※第 24 条第 3 項に限り準用します。

第 25 条 措置命令 (P96)

第 26 条 違反事実の公表等 (P97)

○既存施設の変更許可（設置規制区域内）



3 3 附則第 4 条 既存施設の届出

附則第四条 事業者は、令和四年六月三十日までの間に、既存施設について知事に届け出なければならない。

2 第十四条及び第十九条第四項から第六項までの規定は、前項の届出について準用する。

3 第一項の規定により届け出た内容を変更しようとするとき（前条第一項の規定により知事の許可を受けなければならないときを除く。）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

4 第十五条の規定は、前項の届出について準用する。

(1) 既存施設の届出

発電出力 10kW 以上の既存施設については、設置規制区域内・外にかかわらず、令和 4 年 6 月 30 日までの間に手引書で定める様式その②「既存施設の届出書」(P189 参照)により届け出なければなりません。届出については、P47「第 14 条 設置届出」が準用されます。ただし、地域住民等への説明等状況報告書の添付は不要です。

設置規制区域に事業区域の全部又は一部が含まれる場合には、維持管理計画を第 9 号様式「維持管理計画の提出書」(P173 参照)により、既存設置の届出書と併せて提出してください。なお、設置規制区域の確認については、P11「設置規制区域の確認方法」を参照してください。

既存施設の届出後、届出した者が、当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡、相続、合併、分割し、別の者の所有となったときは、手引書で定める様式その④「既存施設の事業譲渡等届出書」(P193 参照)により、譲り受けた者が、承継の日から 30 日以内に知事に届け出なければなりません。届出については、P89「第 19 条 地位の承継等」の第 4 項から第 6 項までが準用されますので、手続きの詳細については、P89「第 19 条 地位の承継等」を参照してください。

(2) 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等

上記の各届出書の提出に当たっては、太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等がある場合は、「その他知事が必要と認める書類」として、当該合意・協定等に係る書面の写しを添付してください。

(3) 標識の設置及び維持管理計画の公表

設置規制区域内・外にかかわらず、P111「附則第 5 条 既存施設の標識の設置」により、事業区域内の公衆の見えやすい場所に標識を設置するとともに、P112「附則第 6 条 既存施設の維持管理」により、維持管理計画を公表してください。

(4) 既存施設の届出内容の変更

発電出力 10kW 以上の既存施設の事業者は、知事に届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ手引書で定める様式その③「既存施設の変更届出書」(P191 参照)により県に届け出なければなりません。変更の届出については、P56「第 15 条 届出内容の変更」が準用されます。変更の届出手続きについては、そちらを参照してください。

ただし、変更しようとする事業区域に設置規制区域が含まれる場合や、設置規制区域が変更されたことにより、太陽光発電施設の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなった場合は、変更許可を受けなければならない変更に該当する可能性がありますので、附則第 3 条 1 項の規定 (P103「既存施設の変更許可」)をご確認ください。

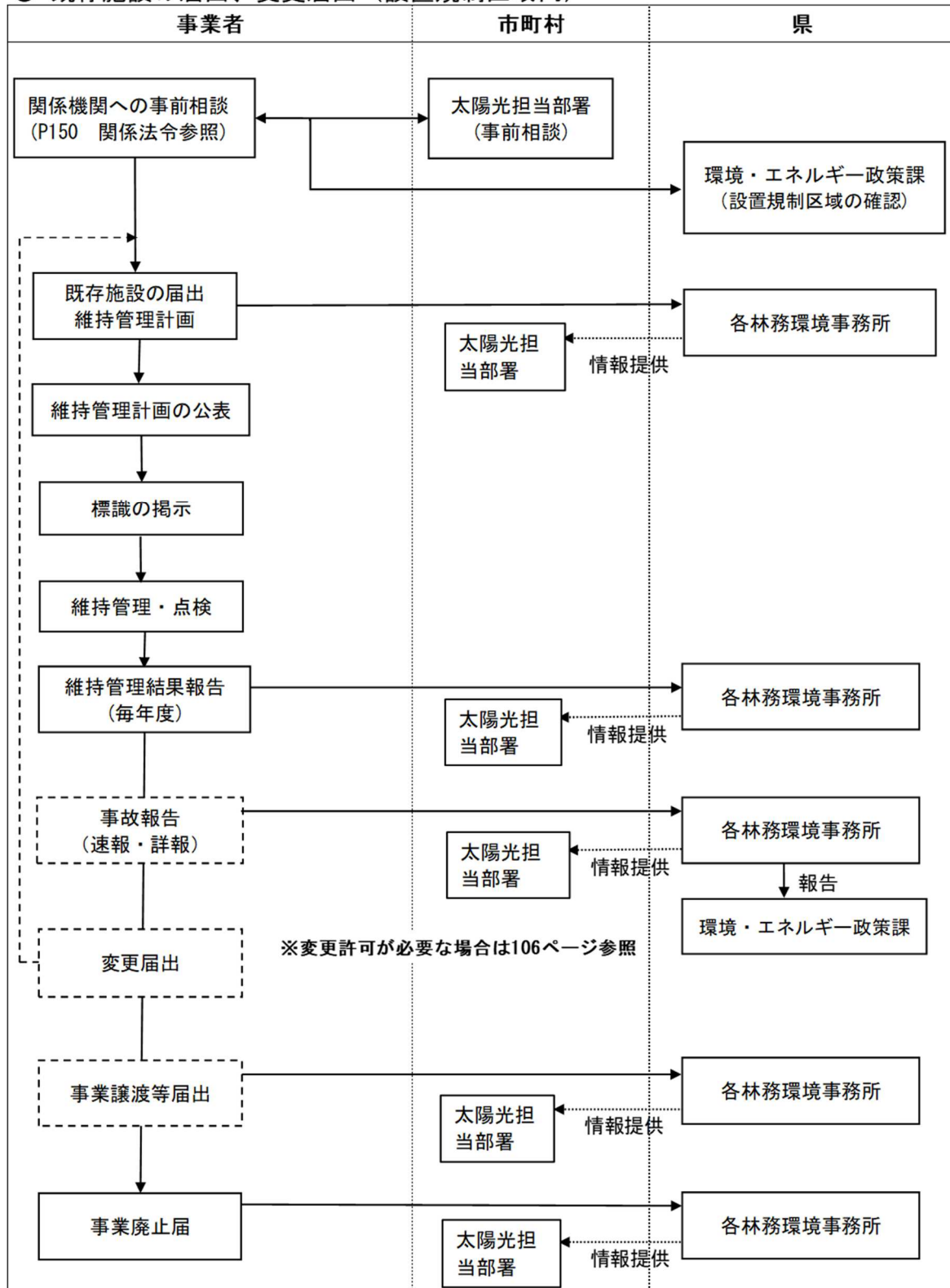
(既存施設の変更届出に係る事項)

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 太陽光発電施設の設置の場所
 - ▲ 設置規制区域内にある施設で、太陽光発電施設の事業区域内の位置を変更する場合は、変更許可を受けなければなりません。
- ③ 事業区域の位置及び面積
 - ▲ 設置規制区域内にある施設で、事業区域の面積を増加する場合、あるいは事業区域の面積を広げない場合であっても事業区域内で太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等の面積又は数を増加させる場合は、変更許可を受けなければなりません。
- ④ 太陽光発電施設の出力
 - ▲ 設置規制区域内にある施設で、太陽光発電施設の出力または太陽電池の合計出力を増加する場合は、変更許可を受けなければなりません。
- ⑤ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
 - ・ 事業実施期間を延長する場合

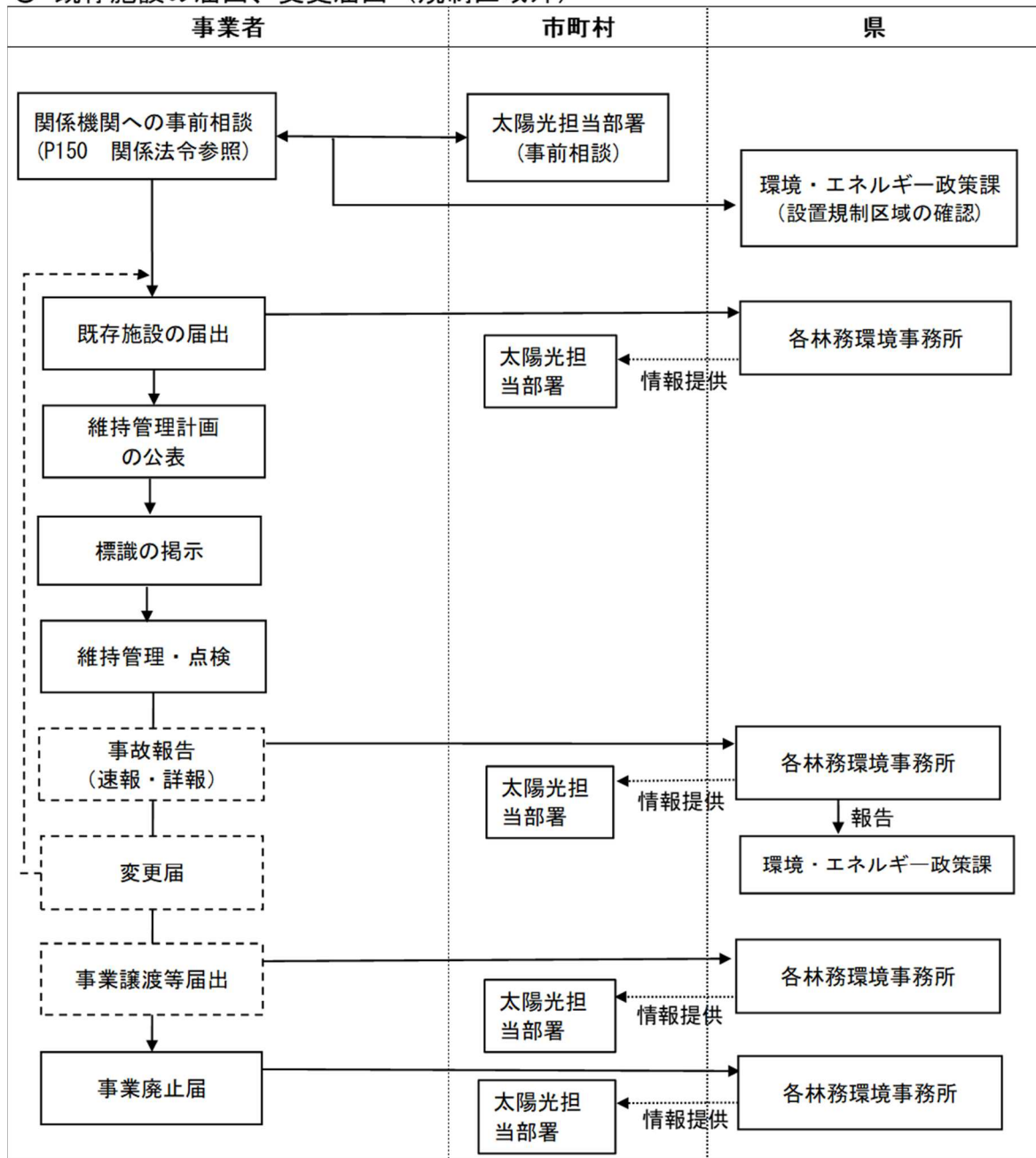
上記のほか、設置規制区域内にある施設で次に該当する変更がある場合は、附則第 3 条 1 項の規定 (P103「既存施設の変更許可」)により変更許可を受けなければなりません。

- ① 太陽光発電設備の構造を変更する場合
- ② 擁壁・排水設備等の工作物を変更する場合
- ③ 事業区域の木竹の伐採及び土地の形質を変更する場合

○ 既存施設の届出、変更届出（設置規制区域内）



○ 既存施設の届出、変更届出（規制区域外）



3 4 附則第 5 条 既存施設の標識の設置

附則第五条 事業者は、令和四年六月三十日までの間に、規則で定めるところにより、既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

附則第三条 条例附則第五条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
 - 三 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
 - 四 太陽光発電事業の実施予定期間
 - 五 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(1) 既存施設の標識の設置

事業者は、令和4年6月30日までの間に、発電出力10kW以上の既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、標識を設置しなければなりません。各事項の説明その他標識設置に係る必要事項はP58「第17条 標識の設置」を参照してください。

(2) 既存施設の標識の変更

設置した標識の内容が、標識設置後に変更された場合は、速やかに現在の状況と同一の標識を設置する必要があります。

なお、標識の変更に当たっては、既に設置されている標識の変更箇所のみを修正する対応でも差し支えありません。

3 5 附則第 6 条 既存施設の維持管理

- 附則第六条 事業者は、第十八条第一項各号に掲げる維持管理に関する基準に従って既存施設及び事業区域（次項において「既存施設等」という。）の適正な維持管理をしなければならない。
- 2 事業者は、令和四年六月三十日までの間に、規則で定めるところにより、既存施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該既存施設等の維持管理を行わなければならない。
- 3 第十八条第三項から第五項までの規定は前項の計画について、同条第六項の規定は既存施設について準用する。

- 附則第四条 条例附則第六条第二項の既存施設等の維持管理をするための計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 維持管理の基本的事項
 - 二 維持管理の実施体制
 - 三 保守点検の内容
 - 四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
 - 五 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
 - 六 前各号に掲げるもののほか、条例第十八条第一項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項
- 2 事業者は、条例附則第六条第二項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して五年間、当該記録を保存しなければならない。
- 3 条例附則第六条第三項において準用する条例第十八条第四項の規定による既存施設等の維持管理をするための計画の提出は、条例附則第四条第一項の規定による届出に併せて行わなければならない。

(1) 既存施設の維持管理

事業者は、令和4年6月30日までの間に、条例第18条第1項各号に掲げる維持管理基準に従って、発電出力10kW以上の既存施設及び事業区域を適正に維持管理するための計画を作成し、当該計画に従い維持管理を行わなければなりません。

また、設置規制区域内の発電出力10kW以上の既存施設については、届出と併せて維持管理計画の提出が必要となります。

なお、作成した計画については、次の規定が準用されます。維持管理計画の作成については、準用先の規定の説明ページを参照してください。

< 条例附則第 6 条第 3 項に規定する維持管理計画における準用 >

第 18 条 維持管理 (P61)

第 3 項 維持管理計画の公表

第 4 項 維持管理計画の提出及び点検結果の報告 (設置規制区域内既存施設に限る)

第 5 項 維持管理計画の変更

< 条例附則第 6 条 3 項に規定する既存施設における準用 >

第 18 条 維持管理 (P61)

第 6 項 事故等に対する対応及び報告

36 附則第7条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置

附則第七条 この条例の施行の日から令和四年四月一日までの間における第二十六条第三項の適用については、同項中「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」とあるのは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」とする。

(1) 法律の一部改正に伴う経過措置

条例では、令和4年4月1日から新しくなるFIT法の新名称を使用しています。名称が変わるまでの間の期間に対応するため、附則第7条において、FIT法の名称を旧名称に読み替える規定を置いています。

37 附則第8条 罰則

附則第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条第一項の規定に違反して許可を受けないで、又は偽りその他不正の手段により附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条第一項の許可を受けて、既存施設について変更した者
- 二 附則第四条第一項又は第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(1) 過料

次に掲げる者は、5万円以下の過料に処されます。

- ・発電出力10kW以上の既存施設に係る変更許可を受けないで設置した者等
- ・発電出力10kW以上の既存施設に係る届出をしない者又は届出内容の変更をしないで設置した者等

38 新規則第1条 用語関係

第一条 この規則において使用する用語は、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和三年山梨県条例第二十七号）及び山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三号。以下「改正条例」という。）において使用する用語の例による。

（1）用語の説明

「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則」（令和4年山梨県規則第1号）で使用する用語の説明は、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」（令和3年山梨県条例第27号）及び「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例」（令和4年山梨県条例第3号）にて使用する用語の説明と同様の取扱とします。

39 改正条例附則第1条 施行期日

附則第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附則第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(1) 施行期日

令和4年4月1日から、発電出力10kW未満の太陽光発電施設も対象となります。

40 改正条例附則第2条 発電出力10kW未満の太陽光発電施設の適用関係

附則第二条 この条例による改正後の山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「新条例」という。）第七条から第十八条まで（第十一条第五項を除く。）及び附則第三条から附則第六条までの規定は、この条例の施行の日前に設置の工事に着手した発電出力十キロワット未満の太陽光発電施設（この条例による改正前の第二条第一号に規定する太陽光発電施設をいう。）（以下「発電出力十キロワット未満の既存施設」という。）については、適用しない。

(1) 適用関係

条例の施行日前に設置工事に着手した発電出力10kW未満の太陽光発電施設と、条例の施行後に設置する発電出力10kW未満の太陽光発電施設の取り扱いを分けるため、その内容を規定しています。

条例の施行日前に工事に着手した発電出力10kW未満の太陽光発電施設を発電出力10kW未満の既存施設と呼び、当該既存施設がすべき手続き等は、改正条例附則の各条文中で定めています。

発電出力10kW未満の太陽光発電施設については、令和4年4月1日から施行となるため、条例本文第7条「設置規制区域」から第18条「維持管理」までの規定及び附則第3条「既存施設の変更許可」から附則第6条「既存施設の維持管理」は適用しないこととし、改正条例附則で改めて発電出力10kW未満の既存施設に関する事項を定めています。

※設置工事の着手（P2「第2条 定義」より引用）

太陽光発電施設の設置工事の着手とは、次の①・②全てに該当することをいいます。

①太陽光発電施設を設置する現地における工事の着手（木竹の伐採、土地の形質変更を含む。）とし、設置計画（工事工程表など）に基づき継続して工事が行われていること。

※ただし、現地調査、測量、資材・車両の搬入等の準備工、太陽光パネル等の製造は除く。

②関係法令等に基づいた手続き完了後に実施されるもの。

なお、正当な理由がなく、設置計画に基づき工事を行わないなど、継続性がないものは着手とはみなしません。

4 1 改正条例附則第 3 条 発電出力 10kW 未満の既存施設の変更許可

附則第三条 事業者（新条例第二条第五号に規定する事業者をいう。以下同じ。）は、その全部又は一部が設置規制区域（新条例第七条に規定する設置規制区域をいう。）にある発電出力十キロワット未満の既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、この条例の施行の日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

2 新条例第七条から第十三条まで、第十六条、第二十条第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条並びに第二十六条の規定は前項の許可について、新条例第十七条、第十八条、第十九条（第四項を除く。）、第二十四条第三項、第二十五条及び第二十六条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、新条例第十二条第二項及び第四項、第十三条第一号及び第二号、第十六条、第二十条第三項並びに第二十四条中「変更許可」とあるのは、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三号）附則第三条第二項において準用する第十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

第二条 改正条例附則第三条第一項の規則で定める事項は、新条例第八条第二号から第七号まで及び第十号に掲げる事項とする。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

- 一 発電出力十キロワット未満の既存施設の機能を維持するために行う変更
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして知事が定める変更

（1）既存施設の変更許可

その全部又は一部が設置規制区域にある発電出力 10kW 未満の既存施設は、条例附則第 3 条の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ手引書で定める様式その①「既存施設の変更許可申請書」（P187 参照）により知事の許可を受けなければなりません。

発電出力 10kW 未満の既存施設の変更許可申請にあたっては、あらかじめ変更事項について条例第 9 条の環境及び景観に及ぼす影響の評価等及び条例第 10 条の地域住民等への説明等を行わなければなりません。

変更許可及び各事項の説明は P43「第 12 条 変更の許可」を参照してください。
(変更許可が必要な事項)

- ① 事業区域の面積を増加する場合
- ② 事業区域の面積を広げない場合であっても、事業区域内で太陽電池モジュール

やパワーコンディショナー等の面積又は数を増加させる場合

- ③ 太陽光発電施設の事業区域内の位置を変更する場合
- ④ 太陽光発電設備の構造を変更する場合
- ⑤ 太陽光発電施設の出力または太陽電池の合計出力を増加する場合
- ⑥ 擁壁・排水設備等の工作物の変更
- ⑦ 事業区域の木竹の伐採及び土地の形質を変更する場合

⚠ 許可を受ける必要がある太陽光発電施設の範囲は、既設の部分も含めた施設全体になりますが、設置基準に適合しているか否かについては、増設部分のみが該当します。

また、次に該当する変更については、変更許可は不要です。ただし、改正条例附則第4条第3項の規定（P122「改正条例附則第4条 発電出力10kW未満の既存施設の届出附則第4条 既存施設の届出」）により、あらかじめ届け出なければならない事項がありますので、注意してください。

① 新規則附則第2条第1号

既存施設の機能を維持するために行う変更

破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの単なる取り替え、架台の修理、交換、調整池や擁壁などの附帯施設の修繕等、太陽光発電施設の機能を維持するための行為

② 新規則附則第2条第2号

環境の保全上又は災害発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがない変更

- ・事業区域の面積を減少する場合
- ・太陽光発電施設の出力または太陽電池の合計出力を減少する場合
- ・太陽光発電事業の事業実施期間を延長する場合
- ・防災機能を高める変更と県が認める場合（環境・エネルギー政策課と事前に相談すること）

なお、許可を受けるに当たっては、次の規定が準用されます。

<改正条例附則第3条第1項に規定する変更許可における準用>

第7条 設置規制区域（P9）

第8条 設置許可の申請（P15）

第9条 環境及び景観に及ぼす影響の評価等（P28）

第10条 地域住民等への説明等（P36）

第11条 設置許可の基準等（P39）

第12条 変更の許可（P43）

第13条 許可の取消（P46）

第 16 条 工事の届出 (P57)

第 20 条 廃止 (P91) ※第 20 条第 3 項に限り準用します。

第 24 条 勧告 (P95) ※第 24 条第 1 項及び第 2 項に限り準用します。

第 25 条 措置命令 (P96)

第 26 条 違反事実の公表等 (P97)

< 条例附則第 3 条第 1 項に規定する変更許可を受けた者における準用 >

第 17 条 標識の設置 (P58)

第 18 条 維持管理 (P61)

第 19 条 地位の承継等 (P89) ※第 19 条第 4 項は準用から除きます。

第 24 条 勧告 (P95) ※第 24 条第 3 項に限り準用します。

第 25 条 措置命令 (P96)

第 26 条 違反事実の公表等 (P97)

4 2 改正条例附則第 4 条 発電出力 10kW 未満の既存施設の届出

附則第四条 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、発電出力十キロワット未満の既存施設について知事に届け出なければならない。

- 2 新条例第十四条及び第十九条第四項から第六項までの規定は、前項の届出について準用する。
- 3 第一項の規定により届け出た内容を変更しようとするとき（前条第一項の規定により知事の許可を受けなければならないときを除く。）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。
- 4 新条例第十五条の規定は、前項の届出について準用する。

(1) 既存施設の届出

発電出力 10kW 未満の既存施設については、設置規制区域内・外にかかわらず、令和 4 年 9 月 30 日までの間に手引書で定める様式その②「既存施設の届出書」(P189 参照)により届け出なければなりません。届出については、P47「第 14 条 設置届出」が準用されます。届出手続きについては、そちらを参照してください。

設置規制区域に事業区域の全部又は一部が含まれる場合には、維持管理計画を第 9 号様式「維持管理計画の提出書」(P173 参照)により、「既存施設の届出書」と併せて提出してください。なお、設置規制区域の確認については、P11「設置規制区域の確認方法」を参照してください。

既存施設の届出後、届出した者が、当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡、相続、合併、分割し、別の者の所有となったときは、手引書で定める様式その④「既存施設の事業譲渡等届出書」(P193 参照)により知事に届け出なければなりません。届出については、P89「第 19 条 地位の承継等」の第 4 項から第 6 項までが準用されます。当該届出は、譲り受けた者（譲渡人等）が、承継の日から 30 日以内にしなければなりません。手続きの詳細については、P89「第 19 条 地位の承継等」を参照してください。

(2) 標識の設置及び維持管理計画の作成・公表

P124「改正条例附則第 5 条 発電出力 10kW 未満の既存施設の標識の設置」により、事業区域内の公衆の見えやすい場所に標識を設置してください。また、P125「改正条例附則第 6 条 発電出力 10kW 未満の既存施設の維持管理」により、維持管理計画を作成し、公表してください。

(3) 既存施設の届出内容の変更

発電出力 10kW 未満の既存施設の事業者は、知事に届け出た内容を変更しようとする

るときは、あらかじめ手引書で定める様式その③「既存施設の変更届出書」(P191 参照)の既存施設の変更届出書により県に届け出なければなりません。変更の届出については、P56「第15条 届出内容の変更」が準用されます。変更の届出手続きについては、そちらを参照してください。

ただし、変更しようとする事業区域に設置規制区域が含まれる場合や、設置規制区域が変更されたことにより、太陽光発電施設の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなった場合は、変更許可を受けなければならない変更に該当する可能性がありますので、改正条例附則第3条1項の規定(P119「改正条例附則第3条 発電出力10kW未満の既存施設の変更許可」)をご確認ください。

(既存施設の変更届出に係る事項)

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 太陽光発電施設の設置の場所
 - ▲ 設置規制区域内にある施設で、太陽光発電施設の事業区域内の位置を変更する場合は、変更許可を受けなければなりません。
- ③ 事業区域の位置及び面積
 - ▲ 設置規制区域内にある施設で、事業区域の面積を増加する場合、あるいは事業区域の面積を広げない場合であっても事業区域内で太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等の面積又は数を増加させる場合は、変更許可を受けなければなりません。
- ④ 太陽光発電施設の出力
 - ▲ 設置規制区域内にある施設で、太陽光発電施設の出力または太陽電池の合計出力を増加する場合は、変更許可を受けなければなりません。
- ⑤ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
 - ・ 事業実施期間を延長する場合

上記のほか、設置規制区域内にある施設で次に該当する変更がある場合は、改正附則第3条1項の規定(P119「改正条例附則第3条 発電出力10kW未満の既存施設の変更許可」)により変更許可を受けなければなりません。

- ① 太陽光発電設備の構造を変更する場合
- ② 擁壁・排水設備等の工作物を変更する場合
- ③ 事業区域の木竹の伐採及び土地の形質を変更する場合

4 3 改正条例附則第 5 条 発電出力 10kW 未満の既存施設の標識の設置

附則第五条 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、規則で定めるところにより、発電出力十キロワット未満の既存施設の事業区域（新条例第二条第四号に規定する事業区域をいう。次条において同じ。）内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

第三条 改正条例附則第五条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
 - 三 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
 - 四 太陽光発電事業の実施予定期間
 - 五 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(1) 既存施設の標識の設置

事業者は、令和 4 年 9 月 30 日までの間に、発電出力 10kW 未満の既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、標識を設置しなければなりません。各事項の説明その他標識設置に係る必要事項は P58「第 17 条 標識の設置」を参照してください。

(2) 既存施設の標識の変更

設置した標識の内容が、標識設置後に変更された場合は、速やかに現在の状況と同一の標識を設置する必要があります。

なお、標識の変更に当たっては、既に設置されている標識の変更箇所のみを修正する対応でも差し支えありません。

4 4 改正条例附則第 6 条 発電出力 10kW 未満の既存施設の維持管理

附則第六条 事業者は、新条例第十八条第一項各号に掲げる維持管理に関する基準に従って発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の適正な維持管理をしなければならない。

2 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、規則で定めるところにより、発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理を行わなければならない。

3 新条例第十八条第三項から第五項までの規定は前項の計画について、同条第六項の規定は発電出力十キロワット未満の既存施設について準用する。

第四条 改正条例附則第六条第二項の発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理をするための計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 維持管理の基本的事項

二 維持管理の実施体制

三 保守点検の内容

四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

五 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

六 前各号に掲げるもののほか、新条例第十八条第一項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

2 事業者は、改正条例附則第六条第二項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して五年間、当該記録を保存しなければならない。

3 改正条例附則第六条第三項において準用する新条例第十八条第四項の規定による発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理をするための計画の提出は、改正条例附則第四条第一項の規定による届出に併せて行わなければならない。

(1) 既存施設の維持管理

事業者は、令和 4 年 9 月 30 日までの間に、条例第 18 条第 1 項各号に掲げる維持管理基準に従って、発電出力 10kW 未満の既存施設及び事業区域を適正に維持管理するための計画を作成し、当該計画に従い維持管理を行わなければならない。

また、設置規制区域内の発電出力 10kW 未満の既存施設については、届出と併せて

維持管理計画の提出が必要となります。

なお、作成した計画については、次の規定が準用されます。維持管理計画の作成については、準用先の規定の説明ページを参照してください。

<条例附則第6条第3項に規定する維持管理計画における準用>

第18条 維持管理（P61）

第3項 維持管理計画の公表

第4項 維持管理計画の提出及び点検結果の報告（設置規制区域内既存施設に限る）

第5項 維持管理計画の変更

<条例附則第6条3項に規定する既存施設における準用>

第18条 維持管理（P61）

第6項 事故等に対する対応及び報告

4 5 改正条例附則第 7 条 罰則

附則第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する新条例第十二条第一項の規定に違反して許可を受けないで、又は偽りその他不正の手段により附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する新条例第十二条第一項の許可を受けて、発電出力十キロワット未満の既存施設について変更した者
- 二 附則第四条第一項又は第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(1) 過料

次に掲げる者は、5万円以下の過料に処されます。

- ・発電出力 10kW 未満の既存施設に係る変更許可を受けないで設置した者等
- ・発電出力 10kW 未満の既存施設に係る届出をしない者又は届出内容の変更をしないで設置した者等

資料集

1 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

令和三年七月十三日
山梨県条例第二十七号

(目的)

第一条 この条例は、地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物の多様性の保全等に重要な役割を果たしている森林が県土の多くを占める本県において、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境に与える影響に鑑み、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の全般について地域環境を保全し、又は災害の発生を防止する方法により適切に実施するよう必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物に設置されるものを除く。)いう。
- 二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設(これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。)をいう。
- 三 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業をいう。
- 四 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- 五 事業者 太陽光発電事業を実施する者をいう。

(令和四年条例二十七・一部改正)

(基本理念)

第三条 太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、関係法令の規定を遵守しなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、地域住民に十分な情報提供及び説明を行い、太陽光発電事業の実施について理解を求め、及び地域住民との良好な関係を築くよう努めなければならない。

(市町村との協力)

第五条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長その他の関係市町村の長に対し、資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

(関係機関の協力)

第六条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、一般送配電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）その他関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(設置規制区域)

第七条 事業者は、次に掲げる区域（以下「設置規制区域」という。）においては、太陽光発電施設の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ知事の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合は、この限りでない。

- 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林の区域及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域並びに当該区域に準ずるものとして災害の発生を防止する見地から規則で定める区域
- 二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域及び同法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域
- 五 山梨県砂防指定地管理条例（平成十五年山梨県条例第七号）第二条に規定する砂防指定地の区域

(設置許可の申請)

第八条 設置規制区域内に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書に、必要な図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 太陽光発電施設の設置の場所
- 三 事業区域の位置及び面積
- 四 太陽光発電施設の出力
- 五 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- 六 太陽光発電施設の設置計画に関する事項
- 七 太陽光発電施設の構造に関する事項
- 八 環境及び景観に及ぼす影響の評価に関する事項

九 第十条第一項の規定による地域住民等への説明等の状況に関する事項

十 その他規則で定める事項

(環境及び景観に及ぼす影響の評価等)

第九条 設置許可の申請を行おうとする者（以下「設置許可申請者」という。）は、あらかじめ、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が環境及び景観に及ぼす影響について、規則で定めるところにより、環境及び景観の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において環境及び景観の保全のための措置を検討し、当該措置が講じられた場合における環境及び景観に及ぼす影響を総合的に評価しなければならない。

(地域住民等への説明等)

第十条 設置許可申請者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。)の区域に居住する者その他の規則で定める者（以下「地域住民等」という。）に対し、設置許可の申請に係る太陽光発電事業の説明会を開催し、当該太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者は、地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

2 設置許可申請者は、事業計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

3 設置許可申請者は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(設置許可の基準等)

第十一条 知事は、第八条の規定により設置許可の申請書の提出があつた場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設が次のいずれにも該当すると認められるときに限り、設置許可をすることができる。

一 当該設置許可の申請書に係る事業区域に第七条第一号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれにも該当すると認められること。

イ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域において、土砂の流出又は崩壊その他の災害（以下「土砂災害等」という。）を発生させるおそれがないこと。

ロ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

ハ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水源の涵(かん)養の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

- ニ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。
- 二 事業区域に第七条第二号、第三号及び第五号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設の設置により、当該太陽光発電施設の周辺の地域において想定される土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。
- 三 事業区域に第七条第四号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかを満たすと認められること。
 - イ 設置規制区域において想定される土砂災害等による当該申請書に係る太陽光発電施設の損壊のおそれがないことが明らかであること。
 - ロ 設置規制区域において想定される土砂災害等による当該申請書に係る太陽光発電施設の損壊が生じた場合であっても、人的被害、建物若しくは工作物の被害又は交通の遮断のおそれがないことが明らかであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、関係法令の規定に違反しないこと。
- 2 知事は、設置許可をしようとするときは、当該設置許可に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長その他の関係市町村の長から意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。
- 3 知事は、設置許可には、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境の保全上及び災害発生の防止上必要な限度において条件を付することができる。
- 4 国又は地方公共団体が行う太陽光発電施設の設置については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって、設置許可を受けたものとみなす。
- 5 設置規制区域外の事業区域の全部又は一部が、設置規制区域が変更されたことにより、設置規制区域内にあることとなったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 設置許可（第四項の規定による協議を含む。）は、設置規制区域が変更されたことにより設置許可に係る事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合において、当該設置許可に係る太陽光発電施設について第十四条第一項の規定による届出（第四項の規定による協議をしたものにあつては、第十四条第二項の規定による通知）があつたものとみなす。
- 7 知事は、設置許可をしたときは、その旨を公表するものとする。

（変更の許可）

- 第十二条 設置許可を受けた者は、第八条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 第八条から前条までの規定（第十一条第四項を除く。）は、変更許可について準用する。

- 3 設置許可を受けた者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 国又は地方公共団体が行う第八条各号に掲げる事項の変更については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって、変更許可を受けたものとみなす。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 5 国又は地方公共団体は、規則で定める軽微な変更をしたときは、第三項の規定による届出の例により、その旨を知事に通知しなければならない。

(許可の取消し)

第十三条 知事は、設置許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、設置許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- 二 設置許可又は変更許可を受けた後、一年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。
- 三 第十一条第三項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。
- 四 第二十五条の規定による命令に違反したとき。

(設置届出)

第十四条 設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書に、必要な図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 太陽光発電施設の設置の場所
 - 三 事業区域の位置及び面積
 - 四 太陽光発電施設の出力
 - 五 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
 - 六 その他規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定による届出の例により、その旨を知事に通知することをもって足りる。

(届出内容の変更)

第十五条 前条第一項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第二項の規定により通知した国又は地方公共団体は、通知した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、前項の規定による届出の例により、その旨を知事

に通知しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(工事の届出)

第十六条 設置許可を受けた者及び変更許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の設置)

第十七条 事業者は、太陽光発電事業を行っている期間中、規則で定めるところにより、事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(維持管理)

第十八条 事業者は、次に掲げる維持管理に関する基準に従って太陽光発電施設及び事業区域（以下「太陽光発電施設等」という。）の適正な維持管理をしなければならない。

- 一 太陽光発電施設等は、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。
 - 二 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合は、太陽光発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられること。
 - 三 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合は、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。
- 2 事業者は、規則で定めるところにより、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い、当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
 - 3 事業者は、前項の規定により計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 4 事業者は、事業区域の全部又は一部が設置規制区域に含まれる場合は、規則で定めるところにより、第二項の規定により作成した計画及び同項の規定により行った維持管理の結果を知事に提出しなければならない。
 - 5 前三項の規定は、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を変更した場合に準用する。
 - 6 事業者は、事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講じるとともに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(地位の承継等)

第十九条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。第四項において同じ。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。同項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、設置許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

4 第十四条の規定により届出書を提出した者が、当該届出書に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により届出書を提出した者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

5 第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。

6 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により作成したときに準用する。

（廃止）

第二十条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知することをもって足りる。

3 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可（変更許可を含む。）は、その効力を失う。

（指導及び助言）

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

（報告の徴収）

第二十二條 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第二十三條 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業区域その他その事業を行う場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第二十四條 知事は、設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設の設置をした者に対し、太陽光発電事業の中止、太陽光発電施設の撤去又は原状回復を勧告することができる。

2 知事は、設置許可又は変更許可に係る太陽光発電施設が第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる基準又は第十一条第三項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に適合していないと認めるときは、当該設置許可又は変更許可を受けた者に対し、太陽光発電事業を直ちに中止するよう勧告することができる。

3 知事は、事業者が第十八条第一項の基準に従って維持管理を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境等の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 知事は、第二十一条の規定による指導を受けた事業者が正当な理由がなく当該指導に従わないときは、当該事業者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

(措置命令)

第二十五條 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(違反事実の公表等)

第二十六條 知事は、第十三条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により措置を講ずべきことを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、第一項の規定による公表をしたときは、経済産業大臣にその旨を通知し、及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十五条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しを求めるものとする。

（市町村の条例との関係）

第二十七条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは、当該市町村の区域において、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、規則で定める。

（規則への委任）

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第七条若しくは第十二条第一項の規定に違反して設置許可若しくは変更許可を受けず、又は偽りその他不正の手段により設置許可若しくは変更許可を受けて、太陽光発電施設の設置をした者

二 第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に違反して届出をしないで、又は虚偽の届出をして、太陽光発電施設の設置をした者

三 第二十二條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第四条から附則第六条までの規定は、令和四年一月一日から施行する。

（適用関係）

第二条 第七条から第十八条まで（第十一条第五項を除く。）の規定は、この条例の施行の日前に設置の工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）については、適用しない。

（既存施設の変更許可）

第三条 事業者は、その全部又は一部が設置規制区域にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可

を受けなければならない。ただし、この条例の施行の日前に当該変更に係る工事に着手した場合には、この限りでない。

- 2 第七条から第十三条まで、第十六条、第二十条第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条並びに第二十六条の規定は前項の許可について、第十七条、第十八条、第十九条（第四項を除く。）、第二十四条第三項、第二十五条及び第二十六条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第十二条第二項及び第四項、第十三条第一号及び第二号、第十六条、第二十条第三項並びに第二十四条中「変更許可」とあるのは、「附則第三条第二項において準用する第十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

（既存施設の届出）

第四条 事業者は、令和四年六月三十日までの間に、既存施設について知事に届け出なければならない。

- 2 第十四条及び第十九条第四項から第六項までの規定は、前項の届出について準用する。
- 3 第一項の規定により届け出た内容を変更しようとするとき（前条第一項の規定により知事の許可を受けなければならないときを除く。）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。
- 4 第十五条の規定は、前項の届出について準用する。

（既存施設の標識の設置）

第五条 事業者は、令和四年六月三十日までの間に、規則で定めるところにより、既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

（既存施設の維持管理）

第六条 事業者は、第十八条第一項各号に掲げる維持管理に関する基準に従って既存施設及び事業区域（次項において「既存施設等」という。）の適正な維持管理をしなければならない。

- 2 事業者は、令和四年六月三十日までの間に、規則で定めるところにより、既存施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該既存施設等の維持管理を行わなければならない。
- 3 第十八条第三項から第五項までの規定は前項の計画について、同条第六項の規定は既存施設について準用する。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この条例の施行の日から令和四年四月一日までの間における第二十六条第三項の適用については、同項中「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」とあるのは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」とする。

(罰則)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条第一項の規定に違反して許可を受けないで、又は偽りその他不正の手段により附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条第一項の許可を受けて、既存施設について変更した者
- 二 附則第四条第一項又は第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則(令和四年条例第三号)

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(適用関係)

第二条 この条例による改正後の山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「新条例」という。）第七条から第十八条まで（第十一条第五項を除く。）及び附則第三条から附則第六条までの規定は、この条例の施行の日前に設置の工事に着手した発電出力十キロワット未満の太陽光発電施設（この条例による改正前の第二条第一号に規定する太陽光発電施設をいう。）（以下「発電出力十キロワット未満の既存施設」という。）については、適用しない。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の変更許可)

第三条 事業者（新条例第二条第五号に規定する事業者をいう。以下同じ。）は、その全部又は一部が設置規制区域（新条例第七条に規定する設置規制区域をいう。）にある発電出力十キロワット未満の既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、この条例の施行の日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

- 2 新条例第七条から第十三条まで、第十六条、第二十条第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条並びに第二十六条の規定は前項の許可について、新条例第十七条、第十八条、第十九条（第四項を除く。）、第二十四条第三項、第二十五条及び第二十六条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、新条例第十二条第二項及び第四項、第十三条第一号及び第二号、第十六条、第二十条第三項並びに第二十四条中「変更許可」とあるのは、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三号）附則第三条第二項において準用する第十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の届出)

第四条 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、発電出力十キロワット未満の既存施設について知事に届け出なければならない。

2 新条例第十四条及び第十九条第四項から第六項までの規定は、前項の届出について準用する。

3 第一項の規定により届け出た内容を変更しようとするとき（前条第一項の規定により知事の許可を受けなければならないときを除く。）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

4 新条例第十五条の規定は、前項の届出について準用する。

（発電出力十キロワット未満の既存施設の標識の設置）

第五条 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、規則で定めるところにより、発電出力十キロワット未満の既存施設の事業区域（新条例第二条第四号に規定する事業区域をいう。次条において同じ。）内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

（発電出力十キロワット未満の既存施設の維持管理）

第六条 事業者は、新条例第十八条第一項各号に掲げる維持管理に関する基準に従って発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の適正な維持管理をしなければならない。

2 事業者は、令和四年九月三十日までの間に、規則で定めるところにより、発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理を行わなければならない。

3 新条例第十八条第三項から第五項までの規定は前項の計画について、同条第六項の規定は発電出力十キロワット未満の既存施設について準用する。

（罰則）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する新条例第十二条第一項の規定に違反して許可を受けないで、又は偽りその他不正の手段により附則第三条第一項若しくは同条第二項において準用する新条例第十二条第一項の許可を受けて、発電出力十キロワット未満の既存施設について変更した者

二 附則第四条第一項又は第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則

令和三年七月三十日
山梨県規則第三十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和三年山梨県条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置規制区域)

第二条 条例第七条第一号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 現に設置され、又は設置の工事に着手されている太陽光発電施設の事業区域であって、当該太陽光発電施設の設置の時に於いて森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域であった区域
- 二 前号に掲げるもののほか、森林法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域であった区域のうち、災害の発生を防止する見地から知事が定める区域

(設置許可申請書)

第三条 条例第八条の申請書は、第一号様式によるものとする。

(環境及び景観に及ぼす影響の評価方法)

第四条 条例第九条の規定により行う評価は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- 一 申請に係る太陽光発電施設の設置が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合 同条第一項に規定する環境影響評価
- 二 申請に係る太陽光発電施設の設置が山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第二条第五項に規定する対象事業に該当する場合 同条第一項に規定する環境影響評価
- 三 前二号のいずれにも該当しない場合 山梨県環境影響評価条例第二条第一項に規定する環境影響評価の方法を基準として知事が定める方法

(地域住民等への説明会等)

第五条 条例第十条第一項の規定による説明会の開催に当たっては、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

2 条例第十条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をい

う。)の区域に居住する者

二 前号に掲げる者のほか、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者

3 条例第十条第二項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積

三 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力

四 太陽光発電事業の実施予定期間

4 前項の標識については、第一項の説明会の開催日の一週間前までに設置しなければならない。

(設置規制区域の変更に伴う届出書)

第六条 条例第十一条第五項の規定による届出は、第二号様式により行わなければならない。

(変更許可申請書等)

第七条 条例第十二条第一項に規定する変更許可の申請は、第三号様式により行わなければならない。

2 条例第十二条第一項ただし書及び第四項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

二 設置許可に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして知事が定める変更

3 条例第十二条第三項の規定による届出は、第四号様式により行わなければならない。

(設置届出書)

第八条 条例第十四条第一項の届出書は、第五号様式によるものとする。

2 条例第十四条第一項第六号の規則で定める事項は、太陽光発電事業の地域住民等への説明等の状況に関する事項とする。

(令四規則三三・一部改正)

(設置変更届出書)

第九条 条例第十五条第一項の規定による届出は、第六号様式により行わなければならない。

(設置工事の届出書)

第十条 条例第十六条の規定による工事に着手した旨の届出は第七号様式により、同条の規定による工事を完了した旨の届出は第八号様式により行わなければならない。

(標識の記載事項等)

第十一条 条例第十七条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 許可年月日及び許可番号（条例第七条の許可を受けた太陽光発電施設に限る。）
 - 三 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
 - 四 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
 - 五 太陽光発電事業の実施予定期間
 - 六 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。
（維持管理計画等）

第十二条 条例第十八条第二項の太陽光発電施設等の維持管理をするための計画（以下「維持管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 維持管理の基本的事項
 - 二 維持管理の実施体制
 - 三 保守点検の内容
 - 四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
 - 五 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
 - 六 前各号に掲げるもののほか、条例第十八条第一項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項
- 2 事業者は、条例第十八条第二項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して五年間、当該記録を保存しなければならない。
- 3 条例第十八条第三項の規定による維持管理計画の公表は、太陽光発電施設の運転を開始する日までにインターネットの利用その他の方法により行わなければならない。
- 4 条例第十八条第四項の規定による維持管理計画の提出は、条例第八条の規定による申請書の提出に併せて、第九号様式により行わなければならない。
- 5 前項の規定により維持管理計画を提出した者が当該維持管理計画を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画を知事に提出しなければならない。
- 6 条例第十八条第四項の規定による維持管理の結果の提出は、維持管理を行った年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）の翌年度の五月末日までに、第十号様式により行わなければならない。
- 7 条例第十八条第六項の規定による報告は、事故又は土砂災害等が発生した日から起算して三十日以内に、第十一号様式により行わなければならない。

(地位の承継の届出書等)

第十三条 条例第十九条第二項の規定による届出は、第十二号様式により行わなければならない。

2 条例第十九条第四項の規定による届出は、第十三号様式により行わなければならない。

3 条例第十九条第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、同条第五項の規定により維持管理計画を作成したときは、速やかに当該維持管理計画を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により維持管理計画を提出した者は、当該維持管理計画を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画を知事に提出しなければならない。

(廃止届)

第十四条 条例第二十条第一項の規定による届出は、第十四号様式により行わなければならない。

(身分証明書)

第十五条 条例第二十三条第二項の証明書は、第十五号様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条及び附則第四条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

(変更許可を要する事項)

第二条 条例附則第三条第一項の規則で定める事項は、条例第八条第二号から第七号まで及び第十号に掲げる事項とする。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

- 一 既存施設の機能を維持するために行う変更
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして知事が定める変更

(既存施設の標識の記載事項等)

第三条 条例附則第五条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
 - 三 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
 - 四 太陽光発電事業の実施予定期間
 - 五 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(既存施設の維持管理計画等)

第四条 条例附則第六条第二項の既存施設等の維持管理をするための計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 維持管理の基本的事項

二 維持管理の実施体制

三 保守点検の内容

四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

五 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

六 前各号に掲げるもののほか、条例第十八条第一項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

2 事業者は、条例附則第六条第二項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して五年間、当該記録を保存しなければならない。

3 条例附則第六条第三項において準用する条例第十八条第四項の規定による既存施設等の維持管理をするための計画の提出は、条例附則第四条第一項の規定による届出に併せて行わなければならない。

附 則（令和四年規則第三三号）

この規則は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

3 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則

令和四年三月八日
山梨県規則第一号

(用語)

第一条 この規則において使用する用語は、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和三年山梨県条例第二十七号）及び山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三号。以下「改正条例」という。）において使用する用語の例による。

(変更許可を要する事項)

第二条 改正条例附則第三条第一項の規則で定める事項は、新条例第八条第二号から第七号まで及び第十号に掲げる事項とする。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

- 一 発電出力十キロワット未満の既存施設の機能を維持するために行う変更
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして知事が定める変更

(発電出力十キロワット未満の既存施設の標識の記載事項等)

第三条 改正条例附則第五条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
 - 三 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
 - 四 太陽光発電事業の実施予定期間
 - 五 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(発電出力十キロワット未満の既存施設の維持管理計画等)

第四条 改正条例附則第六条第二項の発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理をするための計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 維持管理の基本的事項
- 二 維持管理の実施体制
- 三 保守点検の内容
- 四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- 五 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

六 前各号に掲げるもののほか、新条例第十八条第一項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

2 事業者は、改正条例附則第六条第二項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して五年間、当該記録を保存しなければならない。

3 改正条例附則第六条第三項において準用する新条例第十八条第四項の規定による発電出力十キロワット未満の既存施設及び事業区域の維持管理をするための計画の提出は、改正条例附則第四条第一項の規定による届出に併せて行わなければならない

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

4 関係法令一覧表

【注意事項】

- ・太陽光発電施設の設置に関する土地利用等に係る一般的な関係法令を記載しています。
- ・事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を事業者の責任において確認してください。
- ・また、市町村によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので各市町村に確認してください。

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	場所	相談窓口	連絡先
1	国土利用計画法	土地売買等の契約を締結した場合で次のもの ・市街化区域 … 2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域 … 5,000㎡以上 ・都市計画区域外の区域 … 10,000㎡以上 ※個々の契約の面積が上記未満であっても、複数の契約により権利を取得する土地の面積の合計が上記以上となる場合を含む。	土地の権利取得者が契約締結日を含めて2週間以内に届出	山梨県知事政策局 二拠点居住推進グループ 地域政策・人口戦略 055-223-1841	県内	各市町村 国土利用計画法担当課	
2	山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例	○太陽光発電施設の新設に際し、同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が、知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和を超えるもの。 ○太陽光発電施設の増築に際し、知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和を超えるもの増築(増築後において、その同一敷地内の水平投影面積の和が知事が富士山景観配慮地区内の区域ごとに定める同一敷地内の水平投影面積の和を超えるものとなる場合における増築を含む。)	景観配慮の手續	山梨県観光文化・スポーツ部 世界遺産富士山課 富士山保全企画担当 055-223-1330	富士山景観配慮地区(世界遺産富士山の構成資産及び緩衝地帯のうち、山梨県の区域に属する区域)内で行われる対象事業に適用	山梨県観光文化・スポーツ部 世界遺産富士山課 富士山保全企画担当	055-223-1330
3	山梨県環境影響評価条例	事業の用に供する面積が9ha(ただし、当該区域に森林※が0.5ha以上含まれる場合は0.5ha)以上の場合 ※森林法に規定する国有林及び地域森林計画の対象となっている民有林	環境影響評価手續の実施	山梨県環境・エネルギー部 大気水質保全課 環境影響評価担当 055-223-1513	県内	山梨県環境・エネルギー部 大気水質保全課 環境影響評価担当	055-223-1513
4	土壌汚染対策法	○土壌汚染対策法第3条第7項 ・土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地で900㎡以上の土地の形質の変更 ○土壌汚染対策法第4条第1項 ・3,000㎡(水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場の土地の場合、900㎡)以上の土地の形質変更	届出	山梨県環境・エネルギー部 大気水質保全課 大気水質担当 055-223-1511	甲府市	甲府市環境部環境対策室環境保全課	055-241-4312
					韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	0551-23-3090
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	0553-20-2739
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4141
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7811
5	自然公園法	国立公園及び国定公園内で工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	許可・届出	山梨県環境・エネルギー部 自然共生推進課 自然公園・育水・環境活動担当 055-223-1522	[秩父多摩甲斐国立公園] 甲州市、山梨市	峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	0553-20-2720
					[秩父多摩甲斐国立公園] 丹波山村、小菅村	富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7810
					[秩父多摩甲斐国立公園] 甲府市、甲斐市、北杜市		
					[ハケ岳中信高原国定公園] 北杜市	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	0551-23-3087
					[南アルプス国立公園] 韮崎市、南アルプス市、北杜市		
					[南アルプス国立公園] 早川町	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4140
					[富士箱根伊豆国立公園] 身延町		
[富士箱根伊豆国立公園] 富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7810					
6	山梨県立自然公園条例	県立自然公園内で工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	許可・届出	山梨県環境・エネルギー部 自然共生推進課 自然公園・育水・環境活動担当 055-223-1522	[県立南アルプス自然公園] 韮崎市、南アルプス市、北杜市、身延町、早川町、富士川町	山梨県環境・エネルギー部 自然共生推進課 自然公園・育水・環境活動担当	055-223-1522
					[県立四尾連湖自然公園 特別地域] 市川三郷町		
					[県立四尾連湖自然公園 普通地域] 市川三郷町	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4140
7	山梨県自然環境保全条例	自然環境保全地区、自然記念物の地域内で、工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	許可・届出	山梨県環境・エネルギー部 自然共生推進課 自然保護担当 055-223-1520	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	0551-23-3087
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	0553-20-2720
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4140
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7810
8	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち特別保護地区内で工作物の新・改・増築、水面の埋め立て、干拓、木竹の伐採等の行為をする場合	許可・届出				

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	場所	相談窓口	連絡先
9	森林法	【法第10条の8第1項(伐採届)】 (1)地域森林計画対象民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で森林を伐採しようとする場合 ※ただしNo.10-(3)に該当する場合は手続き不要	届出	山梨県林政部 森林整備課 森林計画担当 055-223-1644	県内	各市町村林政担当課	
		(2)地域森林計画対象民有林について新たに森林の土地の所有者となった場合	届出		県内	各市町村林政担当課	
		【法第10条の2第1項(開発行為の許可)】 (3)地域森林計画対象民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合0.5ha)を超えて行われる次の開発行為 ・土石又は樹根の採取 ・開墾その他の土地の形質の変更	許可	山梨県林政部 森林整備課 林地保全・採石担当 055-223-1645	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市 山梨市、笛吹市、甲州市	中北林務環境事務所 森づくり推進課 0551-23-3088.3089 0553-20-2721.2722	
		(4)保安林を森林以外の用途に転用する場合	保安林の指定の解除	山梨県林政部 治山林道課 保安林担当 055-223-1660	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	中北林務環境事務所 森づくり推進課 0551-23-3088	
		(5)造林事業費補助金の交付を受けた森林について、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に施行地を森林以外に転用する行為又は補助事業施行地上の立木地区の全面伐採除去を行う行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をする場合	届出	山梨県林政部 森林整備課 森林育成・保護担当 055-223-1646	山梨市、笛吹市、甲州市 市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	中北林務環境事務所 森づくり推進課 0553-20-2721 055-240-4167.4168 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 0554-45-7812.7813	
10	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	水源地域内の森林の土地の所有権、地上権、地役権、賃借権、使用貸借による権利の移転または設定に係る契約を締結しようとする場合	届出	山梨県林政部 森林整備課 森林計画担当 055-223-1644	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町 山梨市、笛吹市、甲州市 市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	中北林務環境事務所 森づくり推進課 0551-23-3088 0553-20-2721 055-240-4167 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 0554-45-7812	
11	山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例	土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所で採取された土砂による土地の埋立て、盛土等であって、その区域の面積が3,000㎡以上の事業を行おうとする場合(3,000㎡未満は、市町村に要確認)	許可	山梨県林政部 森林整備課 林地保全・採石担当 055-223-1645	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町 山梨市、笛吹市、甲州市 市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	中北林務環境事務所 森づくり推進課 0551-23-3088 0553-20-2721 055-240-4167 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 0554-45-7812	
12	農地法	農地等を農地等以外に転用しようとする場合	許可・届出	山梨県農政部 農村振興課 農地管理担当 055-223-1598		各市町村農業委員会	
13	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の農用地区域内の土地を、農用地等以外の用途に供する場合	市町村農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更	山梨県農政部 農村振興課 農村整備担当 055-223-1595	県内	各市町村農政担当課	
14	山梨県景観条例(市町村景観計画による景観計画区域内の場合は適用除外)	大規模行為の届出(第16条) ・建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の様式若しくは色彩の変更 ・工作物の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の様式若しくは色彩の変更 ・屋外における物品の集積又は貯蔵	届出	山梨県県土整備部 都市計画課 景観まちづくり室 055-223-1325	昭和町	中北建設事務所 建築課 055-224-1674	
					南部町	峡南建設事務所 都市計画・建築課 055-240-4133	
15	景観法に基づく景観条例	景観法に基づき市町村が策定する景観計画に定める届出対象行為を行なう場合	届出	景観計画策定市町村(昭和町、南部町を除く)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	各市町村景観計画策定担当課	

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	場所	相談窓口	連絡先
16	山梨県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出などする場合	許可	山梨県県土整備部 都市計画課 景観まちづくり室 055-223-1325	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、中央市、早川町、道志村、忍野村、富士河口湖町、小菅村	各市町村屋外広告物担当課	
					昭和町	中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671
					山梨市、甲州市	峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
					市川三郷町、身延町、南部町、富士川町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
					都留市、大月市、上野原市、丹波山村	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836
富士吉田市、西桂町、山中湖村、鳴沢村	富士・東部建設事務所吉田支所 富士北麓景観対策課	0555-24-9049					
17	道路法	道路管理者以外のもので、道路に関する工事又は維持を行なう場合 道路管理者以外のもので、継続して道路に工作物等を設置する場合	許可	山梨県県土整備部 道路管理課 道路管理担当 055-223-1695	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町	中北建設事務所 道路課	055-224-1667
					韮崎市、北杜市	中北建設事務所 峡北支所 道路課	0551-23-3065
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 道路課	0553-20-2734
					市川三郷町、身延町(旧下部町、旧中富町)、富士川町	峡南建設事務所 道路課	055-240-4128
					早川町、身延町(旧身延町)、南部町、南アルプス市の一部	峡南建設事務所 身延支所 道路課	0556-62-9065
					都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 道路課	0554-22-7814
					富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	富士・東部建設事務所吉田支所 道路課	0555-24-9087
18	河川法	知事が管理する県内の一級河川及び二級河川の河川区域内において、それぞれ以下の行為をする場合 [河川区域内] ・土地の占用、土砂等の採取、工作物の新築等 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為	許可	山梨県県土整備部 治水課 管理担当 055-223-1700	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664
					韮崎市、北杜市	中北建設事務所 峡北支所 河川砂防管理課	0551-23-3062
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 河川砂防管理課	0553-20-2712
					市川三郷町、身延町(旧下部町、旧中富町)、富士川町	峡南建設事務所 河川砂防管理課	055-240-4122
					早川町、身延町(旧身延町)、南部町、南アルプス市の一部	峡南建設事務所 身延支所 河川砂防管理課	0556-62-9062
					都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	0554-22-7819
					富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	富士・東部建設事務所吉田支所 河川砂防管理課	0555-24-9045
19	山梨県砂防指定地管理条例	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合 ・施設又は工作物の新築、改築又は除却 ・掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 ・竹木の伐採又は抜根 ・土石若しくは砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 ・竹木、土石等の滑下又は地引きによる運搬 ・家畜の放牧又は係留 ・火入れ	許可	山梨県県土整備部 砂防課 管理担当 055-223-1710	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664
					韮崎市、北杜市	中北建設事務所 峡北支所 河川砂防管理課	0551-23-3062
20	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において以下の行為をしようとする場合 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	許可	山梨県県土整備部 砂防課 管理担当 055-223-1710	山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 河川砂防管理課	0553-20-2712
					市川三郷町、身延町(旧下部町、旧中富町)、富士川町	峡南建設事務所 河川砂防管理課	055-240-4122
21	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内において以下の行為をしようとする場合(特定開発行為の制限) ・住宅(自己の住居の用に供するものを除く)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為	許可		早川町、身延町(旧身延町)、南部町、南アルプス市の一部	峡南建設事務所 身延支所 河川砂防管理課	0556-62-9062
22	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可	※地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域については、国土交通省所管区域のみです。	都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	0554-22-7819
					富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	富士・東部建設事務所吉田支所 河川砂防管理課	0555-24-9045

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	場所	相談窓口	連絡先					
23	地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 のり切又は切土で政令で定めるもの ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの新築または改良 地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの 	許可	<p>※地すべり等防止法の地すべり等防止区域が森林法の規定による保安林等の場合</p> <p>山梨県林政部 治山林道課 治山担当 055-223-1662</p>	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市	中北林務環境事務所 治山林道課	0551-23-3095					
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東林務環境事務所 治山林道課	0553-20-2726					
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南林務環境事務所 治山林道課	055-240-4147					
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部林務環境事務所 治山林道課	0554-45-7818.7892					
				<p>※地すべり等防止法の地すべり等防止区域が土地改良法の規定による土地改良事業地域等の場合</p> <p>山梨県農政部 耕地課 計画調整担当 055-223-1629</p>	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	中北農務事務所 地域農政課	0551-23-3078					
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東農務事務所 地域農政課	0553-20-2706					
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南農務事務所 地域農政課	055-240-4135					
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部農務事務所 地域農政課	0554-45-7830					
24	都市計画法	<p>○開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為 市街化調整区域内での開発行為 非線引き区域内での3,000㎡以上の開発行為 都市計画区域外での1ha以上の開発行為 <p>○市街化調整区域において建築行為を行う場合</p>	許可	<p>山梨県国土整備部 都市計画課 市町村計画・開発担当 055-223-1717</p>	甲府市、山梨市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、忍野村	各市町開発担当課						
					韮崎市、北杜市	中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671					
					笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717					
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120					
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836					
					25	山梨県宅地開発事業の基準に関する条例	<p>○都市計画区域外(甲府市を除く)での1ha未満の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で、3,000㎡以上の開発行為</p>	確認申請	<p>山梨県国土整備部 都市計画課 市町村計画・開発担当 055-223-1717</p>	山梨市、南アルプス市、甲斐市、中央市	各市村開発担当課	
										韮崎市、北杜市、昭和町	中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671
										笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120										
富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836										
26	山梨県風致地区条例及び市町村の風致地区条例	<p>風致地区内において、建築物等の建築や宅地造成等を行う場合</p>	許可	<p>山梨県国土整備部 都市計画課 市町村計画・開発担当 055-223-1717</p>						[愛宕山・護国神社・荒川・和田峠・酒折・甲府城跡風致地区] 甲府市	甲府市担当課(都市計画課)	055-237-5819
										[忍野風致地区] 忍野村	忍野村担当課(建設課)	0555-84-7793
										[身延山風致地区] 身延町	身延町担当課(建設課)	0556-42-4808
					[月見ヶ丘・鳥田風致地区] 上野原市	上野原市担当課(建設課)	0554-62-3123					
27	建築基準法	<p>電気事業法等の適用を受ける工作物については適用除外ただし、架台下の空間を屋内的用途に供する場合は建築物に該当するため、建築基準法の手続きが必要</p>	確認申請	<p>山梨県国土整備部 建築住宅課 建築審査担当 055-223-1735</p>	韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町	中北建設事務所 建築課	055-224-1674					
					山梨市、笛吹市、甲州市	峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2718					
					市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4133					
					富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7817					
				甲府市 まちづくり部まち開発室 建築指導課 055-237-5824	甲府市 まちづくり部まち開発室 建築指導課	055-237-5824						

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	場所	相談窓口	連絡先
28	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等しようとする場合、工事などで埋蔵文化財包蔵地を発見した場合	届出	山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 埋蔵文化財担当 055-223-1791	県内	各市町村教育委員会	
		国指定の史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	許可	[史跡] 山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 埋蔵文化財担当 055-223-1791	県内	各市町村教育委員会	
29	県文化財保護条例	県指定の史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	許可	[名勝・天然記念物] 山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 文化財保護担当 055-223-1792	県内	各市町村教育委員会	

[参考]以下の法令等は、手続きは不要です

No	法令名	主な規制の概要	手続き	制度全般	場所	相談窓口	連絡先
1	山梨県環境緑化条例	敷地面積が2,000㎡以上の電気供給業に係る事業所の場合、20%以上の緑地確保(第8条、別表第2)	手続不要 (努力義務)	山梨県林政部 森林整備課 森林育成・緑化担当 055-223-1646	県内	山梨県林政部 森林整備課 森林育成・緑化担当	055-223-1646

5 市町村太陽光発電担当部署

	市町村名	所属・担当	住所	電話番号
1	甲府市	環境政策課 温暖化対策係	甲府市上町 601-4	055-241-4363
2	富士吉田市	環境政策課	富士吉田市下吉田 6-1-1	0555-30-4153
3	都留市	地域環境課 環境政策室	都留市上谷 1-1-1	0554-43-1111
4	山梨市	環境課 グリーン社会推進担当	山梨市小原西 843	0553-22-1111
5	大月市	市民課 生活環境担当	大月市大月 2-6-20	0554-23-8023
6	韮崎市	市民生活課 生活環境担当	韮崎市水神 1-3-1	0551-22-1111
7	南アルプス市	環境課 環境保全・自然エネルギー担当	南アルプス市小笠原 376	055-282-6097
8	北杜市	まちづくり推進課 景観指導担当	北杜市須玉町大豆生田 961-1	0551-42-1361
9	甲斐市	環境課 環境保全係	甲斐市篠原 2610	055-278-1706
10	笛吹市	まちづくり整備課 計画指導担当	笛吹市石和町市部 777	055-261-3334
11	上野原市	生活環境課 生活環境担当	上野原市上野原 3832	0554-62-3114
12	甲州市	環境課 環境対策担当	甲州市塩山上於曾 1085-1	0553-32-2111
13	中央市	市民環境課 環境担当	中央市臼井阿原 301-1	055-274-8543
14	市川三郷町	まちづくり推進課 都市計画係	西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3	055-272-1136
15	早川町	町民課 環境担当	南巨摩郡早川町高住 758	0556-45-2518
16	身延町	環境上下水道課 環境衛生担当	南巨摩郡身延町切石 350	0556-42-4811
17	南部町	企画課 企画調整係	南巨摩郡南部町福士 28505-2	0556-66-2111
18	富士川町	町民生活課 生活環境担当	南巨摩郡富士川町天神中条 1134	0556-22-7209
19	昭和町	環境経済課 環境衛生係	中巨摩郡昭和町押越 542-2	055-275-8355
20	道志村	産業振興課 水源の郷振興グループ	南都留郡道志村 6181-1	0554-52-2114
21	西桂町	税務住民課 環境係	南都留郡西桂町小沼 1501-1	0555-25-2121
22	忍野村	企画課	南都留郡忍野村忍草 1514	0555-84-7738
23	山中湖村	村土整備課 都市計画係	南都留郡山中湖村山中 237-1	0555-62-9975
24	鳴沢村	企画課	南都留郡鳴沢村 1575	0555-85-2312
25	富士河口湖町	政策企画課 企業誘致まちづくり推進係	南都留郡富士河口湖船津 1700	0555-72-1129
26	小菅村	住民課	北都留郡小菅村 4698	0428-87-0111
27	丹波山村	住民生活課	北都留郡丹波山村 890	0428-88-0211

様式集（記載例）

- (1) 規則で定める様式
第 1 号様式～第 15 号様式

- (2) 手引書で定める様式
様式その①～その④

(1) 規則で定める様式

第 1 号様式～第 15 号様式

・ 設置許可申請書	第 1 号様式 (第 3 条関係)
・ 設置規制区域の変更に伴う届出書	第 2 号様式 (第 6 条関係)
・ 設置変更許可申請書	第 3 号様式 (第 7 条関係)
・ 設置規制区域内施設の軽微な変更届出書	第 4 号様式 (第 7 条関係)
・ 設置規制区域外施設の設置届出書	第 5 号様式 (第 8 条関係)
・ 設置規制区域外施設の変更届出書	第 6 号様式 (第 9 条関係)
・ 設置工事着手届出書	第 7 号様式 (第 10 条関係)
・ 設置工事完了届出書	第 8 号様式 (第 10 条関係)
・ 維持管理計画の提出書	第 9 号様式 (第 12 条、第 13 条関係)
・ 維持管理結果報告書	第 10 号様式 (第 12 条関係)
・ 事故等報告書	第 11 号様式 (第 12 条関係)
・ 設置規制区域内施設の地位の承継届出書	第 12 号様式 (第 13 条関係)
・ 設置規制区域外施設の事業譲渡等届出書	第 13 号様式 (第 13 条関係)
・ 廃止届出書	第 14 号様式 (第 14 条関係)
・ 身分証明書	第 15 号様式 (第 15 条関係)

3部提出してください(P9参照)

第1号様式（第3条関係）

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

環境 太郎

電話番号

055-223-1503

設置許可申請書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第8条の規定により、次のとおり申請します。

太陽光発電施設の設置場所		甲府市丸の内〇-〇	
事業区域の面積		〇〇〇.〇平方メートル	
太陽光発電施設の出力		〇〇.〇キロワット (太陽電池の合計出力 〇〇.〇キロワット)	
期間 太陽光 発電事 業の 内容 及び 実施 予定	発電電力の用途	売電（設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）・ 自家消費 その他（ ）	
	設置規制区域の種類	第1号・第2号・第3号・第4号・第5号	
	設置工事着手予定年月日	令和〇年	〇月 〇日
	設置工事完了予定年月日	令和〇年	〇月 〇日
	運転開始予定年月日	令和〇年	〇月 〇日
	事業廃止予定年月日	令和〇年	〇月 〇日
太陽光発電施設の設置計画		別添資料参照	

太陽光発電施設の構造	別添資料参照
環境及び景観に及ぼす影響の評価等	別添資料参照
地域住民等への説明等の状況	別添資料参照
備考	kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp

注1 「太陽光発電施設の設置場所」の欄は、申請に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載すること。

- 2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。
- 3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。
- 4 「発電電力の用途」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
- 5 「設置規制区域の種類」の欄は、条例第7条に掲げる各号の設置規制区域のうち、太陽光発電施設を設置する区域に該当するもの全てに○を付すこと。
- 6 「環境及び景観に及ぼす影響の評価等」については、次の各号に掲げる場合に応じ、必要な書類を添付すること。
 - (1) 第4条第1号に該当する場合 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第25条第3項の規定により送付した補正後の評価書（補正を必要としない場合は、同法第22条第1項の規定により送付した評価書）の写し
 - (2) 第4条第2号に該当する場合 山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第26条第3項の規定により送付した補正後の評価書及びこれを要約した書類（補正を必要としない場合は、同条例第24条第3項の規定により送付した評価書及びこれを要約した書類）の写し
 - (3) 第4条第3号に該当する場合 山梨県環境影響評価条例第2条第1項に規定する環境影響評価の方法を基準として、知事が定める方法により行った環境影響評価の書類
- 7 「地域住民等への説明等の状況」については、実施した全ての住民説明会の記録を添付すること。
- 8 「備考」の欄は、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図、事業区域図及び配置図
- ・造成計画の平面図及び縦横断面図
※土地の形質の変更を行う場合は、当該変更をしようとする箇所を明らかにすること。
- ・擁壁を設置する場合は、擁壁の構造図
- ・排水計画に係る平面図
- ・太陽光発電施設の構造に関する図面
- ・条例第7条各号に掲げる設置規制区域の種類に応じて知事が必要と認める図面及び資料
- ・太陽光発電事業に係る資金計画書
- ・申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ・申請者が個人である場合には、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類

- ① 設置規制区域確認表を添付してください。
- ② 太陽光発電施設（架台・基礎）の構造計算書を添付してください。
- ③ 載荷試験結果（地盤調査結果）を添付してください。
- ④ 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意、協定等がある場合には、当該合意、協定に係る書面の写しを添付してください。

2部提出してください(P9参照)

第2号様式(第6条関係)

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

環境 太郎

電話番号

055-223-1503

設置規制区域の変更に伴う届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第11条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

太陽光発電施設の設置場所	甲府市丸の内〇-〇 (設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇)
届出の原因となった設置規制区域の変更の内容及びその年月日	土砂災害警戒区域 令和〇年〇月〇日
備考	kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp

注 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法(FAX、電子メールアドレス等)がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図
- ・その他知事が必要と認める書類

3 部提出してください(P⑨参照)

第 3 号様式 (第 7 条関係)

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

環境 太郎

電話番号

055-223-1503

印

設置変更許可申請書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		令和〇年〇月〇日 環エネ第〇〇〇号
太陽光発電施設の設置場所		甲府市丸の内〇-〇 (設備 ID ○○○○○○○○○)
変更の内容	変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電施設の設置場所 甲府市丸の内〇-〇 ・ 太陽光発電施設の出力 〇〇〇. 〇kW
	変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電施設の設置場所 甲府市丸の内〇-〇、〇 - △ ・ 太陽光発電施設の出力 〇〇〇〇. 〇kW
変更の理由		事業区域拡大のため

環境及び景観に及ぼす影響の評価等	別紙参照
地域住民等への説明等の状況	別紙参照
備考	kan-ene@pref. yamanashi. lg. jp

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、変更許可を受けようとする太陽光発電施設の設定許可年月日と許可番号を記載すること。

- 2 「環境及び景観に及ぼす影響の評価等」については、次の各号に掲げる場合に応じ、必要な書類を添付すること。
- (1) 第4条第1号に該当する場合 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第25条第3項の規定により送付した補正後の評価書（補正を必要としない場合は、同法第22条第1項の規定により送付した評価書）の写し
 - (2) 第4条第2号に該当する場合 山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第26条第3項の規定により送付した補正後の評価書及びこれを要約した書類（補正を必要としない場合は、同条例第24条第3項の規定により送付した評価書及びこれを要約した書類）の写し
 - (3) 第4条第3号に該当する場合 山梨県環境影響評価条例第2条第1項に規定する環境影響評価の方法を基準として、知事が定める方法により行った環境影響評価の書類
- 3 「地域住民等への説明等の状況」については、実施した全ての住民説明会の記録を添付すること。
- 4 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

- ・ 位置図、事業区域図及び配置図
- ・ 造成計画の平面図及び縦横断面図
※土地の形質の変更を行う場合は、当該変更をしようとする箇所を明らかにすること。
- ・ 擁壁を設置する場合は、擁壁の構造図
- ・ 排水計画に係る平面図
- ・ 太陽光発電施設の構造に関する図面
- ・ 条例第7条各号に掲げる設置規制区域の種類に応じて知事が必要と認める図面及び資料
- ・ 現況写真
- ・ その他知事が必要と認める書類

- ① 設置規制区域確認表を添付してください。
 - ② 太陽光発電施設（架台・基礎）の構造計算書を添付してください。
 - ③ 載荷試験結果（地盤調査結果）を添付してください。
 - ④ 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意、協定等がある場合には、当該合意、協定等に係る書面の写しを添付してください。

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

環境 太郎

印

電話番号

055-223-0503

設置規制区域内施設の軽微な変更届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		令和〇年〇月〇日 環エネ第〇〇〇号
太陽光発電施設の設置場所		甲府市丸の内〇-〇 （設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
変更の内容	変更前	代表者の変更 環境太郎
	変更後	環境三郎
変更の理由		社内人事に伴う代表者の変更
備考		kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、変更の届出をする太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。

2 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

- ・位置図、事業区域図及び配置図
- ・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図及び縦横断面図
- ・擁壁を設置する場合は、擁壁の構造図
- ・排水計画に係る平面図
- ・太陽光発電施設の構造に関する図面
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類

2部提出してください(P9参照)

第5号様式(第8条関係)

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

環境 太郎

印

電話番号

055-223-1503

固定価格買取制度(FIT制度)の認定を受けていない施設で、売電を行っている場合は、設備IDに「なし」と記載し、備考欄に売電先を記載してください。

設置規制区域外施設の設置届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

太陽光発電施設の設置場所		甲府市丸の内〇-〇	
事業区域の面積		〇〇〇.〇平方メートル	
太陽光発電施設の出力		〇〇.〇キロワット (太陽電池の合計出力 〇〇.〇キロワット)	
施 予 定 期 間 太 陽 光 発 電 事 業 の 内 容 及 び 実 	発電電力の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 売電 (設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇) ・ <input type="checkbox"/> 自家消費 その他 ()	
	設置工事着手予定年月日	令和〇年	〇月 〇日
	設置工事完了予定年月日	令和〇年	〇月 〇日
	運転開始予定年月日	令和〇年	〇月 〇日
	事業廃止予定年月日	令和〇年	〇月 〇日
地域住民等への説明等の状況			
備考		kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp	

注1 「太陽光発電施設の設置場所」の欄には、届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載すること。

- 2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。
- 3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。
- 4 「発電電力の用途」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
- 5 「地域住民等への説明等の状況」については、全ての説明等の記録及び当該記録の内容が事実であることを確認することができる資料を添付すること。
- 6 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・ 位置図、事業区域図及び配置図
- ・ 現況写真
- ・ その他知事が必要と認める書類

【位置図】

方位、事業区域の位置、周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称

【事業区域図】

方位、事業区域の境界、県界及び市町村界

【配置図】

方位、事業区域の境界、道路及び目標となる地物、工作物の位置形状及び寸法

<留意事項>

事業区域を赤色等で囲んでください。

事業区域図と配置図を同一図面で提出することも可能です。

- ① 設置規制区域確認表を添付してください。
- ② 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意、協定等がある場合には、当該合意、協定等に係る書面の写しを添付してください。

事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真としてください。
太陽光発電施設及び工作物付近の地形や周辺状況が判明する写真としてください。
写真の撮影位置、撮影方向を明示してください。

2部提出してください(P9参照)

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

環境 太郎
電話番号
055-223-1503

設置規制区域外施設の変更届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

太陽光発電施設の設置場所		甲府市丸の内〇-〇（設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
変更の内容	変更前	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設の設置場所 甲府市丸の内〇-〇 太陽光発電施設の出力 〇〇〇.〇kW
	変更後	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設の設置場所 甲府市丸の内〇-〇、〇-△ 太陽光発電施設の出力 〇〇〇〇.〇kW
変更の理由	事業区域拡大のため	
備考	kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp	

注 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

- 位置図、事業区域図及び配置図
- 現況写真
- その他知事が必要と認める書類

①設置規制区域確認表を添付してください。
②太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意、協定等がある場合には、当該合意、協定等に係る書面の写しを添付してください。

2部提出してください(P⑨参照)

第7号様式(第10条関係)

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

環境 太郎

印

電話番号

055-223-1503

設置工事着手届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	令和〇年〇月〇日 環エネ第〇〇〇号	
太陽光発電施設の設置場所	甲府市丸の内〇-〇 (設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)	
設置工事着手年月日	令和〇年 〇月 〇日	
設置工事完了予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	
運転開始予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	
施工業者	氏名(法人にあつては、名称)	株式会社〇〇〇
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	甲府市丸の内〇-〇
	電話番号	055-237-〇〇〇〇
備考	kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp	

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、設置工事に着手する太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。

2 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法(FAX、電子メールアドレス等)がある場合は、その連絡先を記載すること。

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

環境 太郎

印

電話番号

055-223-1503

設置工事完了届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	令和〇年〇月〇日 環エネ第〇〇〇号
太陽光発電施設の設置場所	甲府市丸の内〇-〇 （設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
設置工事完了年月日	令和〇年 〇月 〇日
運転開始（予定）年月日	令和〇年 〇月 〇日
備考	kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、設置工事を完了した太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。

2 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・ 配置図
※現況写真の撮影箇所と撮影の方向を記載すること。
- ・ 現況写真
※事業区域、設置した太陽光発電施設及び標識の写真を添付すること。
- ・ その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

「備考」欄への記載について

①維持管理計画書の提出の理由（新規、変更、地位の承継等）を記載してください。

②事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載してください。

③維持管理計画の公表方法を記載してください（事業地に掲示、インターネットで公表）。インターネットで公表する場合は、公表先のURLも記載してください。※インターネットで公表する場合は、標識の任意の箇所にホームページアドレスもしくは二次元コードを掲載してください。

提出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒400-8501 甲府市丸の内〇-〇

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

環境 太郎

印

電話番号

055-223-1503

維持管理計画の提出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第4項の規定により、次のとおり提出します。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	甲府市丸の内〇-〇（設備ID ○○○○○○○○○○）
事業区域の面積	○○○.〇平方メートル
太陽光発電施設の出力	○○.〇キロワット （太陽電池の合計出力 ○○.〇キロワット）
運転開始（予定）年月日	令和〇年 〇月 〇日
第12条第1項各号に掲げる事項	別紙のとおり
備考	新規 kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp 公表の方法：HPで公開、施設に掲示 https://www.pref.yamanashi.jp/index.html

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、維持管理計画に係る太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。

2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記入すること。

3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第1位まで記入すること。

4 「備考」の欄には、維持管理計画書の提出の理由（新規、変更、地位の承継等）を記載すること。また、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・第12条第1項各号に掲げる事項に関する資料
- ・配置図
- ・その他知事が必要と認める書類

2部提出してください(P9参照)

第10号様式 (第12条関係)

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

報告者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

環境 太郎

印

電話番号

055-223-1503

「維持管理の実施状況」については、下記内容を記載してください。

1.維持管理計画どおりに維持管理を実施したか。

2.維持管理計画に基づき、常時安全かつ良好な状態を維持するために実施した措置内容等

維持管理結果報告書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第4項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	①甲府市丸の内1-1 (設備ID ○○○○○○○○○○) ②甲府市丸の内1-2 (設備ID ○○○○○○○○○○)
維持管理の実施状況	<p>【記載例1】</p> <p>維持管理計画に基づき施設の維持管理を実施した。 維持管理の結果、年間を通じて異常は認められなかった (詳細は別紙のとおり)。</p> <p>【記載例2】</p> <p>維持管理計画に基づき施設の維持管理を実施した。 維持管理の結果、異常等が認められた箇所は修繕等を実施した (詳細は別紙のとおり)。</p>
備考	kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、維持管理を行った太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。

2 「維持管理の実施状況」の欄は、維持管理計画に基づき記載すること。

3 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法 (FAX、電子メールアドレス等) がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- ・維持管理の結果がわかる書類
- ・その他知事が必要と認める書類

2部提出してください(P⑨参照)

第11号様式（第12条関係）

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

報告者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

環境 太郎

印

電話番号

055-223-1503

事故等報告書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第6項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	令和〇年〇月〇日 環エネ第〇〇〇号
太陽光発電施設の設置場所	甲府市丸の内〇-〇 （設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
事故・災害発生日時	令和〇年 〇月 〇日 〇時 〇〇分
事故・被災の原因・内容	太陽光モジュール発火 詳細は別紙参照
周辺地域の影響	影響なし
応急対応・復旧の状況	地元消防団による消火活動 詳細は別紙参照
復旧完了日	令和〇年 〇月 〇日 <input checked="" type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 完了予定
備考	kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp

- 注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、事故等報告をする太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。
- 2 「復旧完了日」の欄は、対応が完了している場合は「完了済」の項目の□にレ印を、現在対応中で完了見込みの場合は「完了予定」の項目の□にレ印を付し、「完了予定」の項目の□にレ印を付したときは、完了済となったときにその旨を報告すること。
- 3 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・ 事故等の発生箇所と事業区域の位置関係が分かる図面
- ・ 配置図
※事故状況等の写真の撮影箇所と撮影の方向を記載すること。
- ・ 事故状況等の写真
※事故等の発生、応急対応、復旧等の状況が分かる写真を添付すること。
- ・ その他知事が必要と認める書類

2部提出してください(P9参照)

第12号様式（第13条関係）

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒400-8501 甲府市丸の内〇-□

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

環境 花子

電話番号

055-223-〇〇〇〇

印

設置規制区域内施設の地位の承継届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継した太陽光発電施設の設置場所		甲府市丸の内〇-〇 （設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
許可年月日及び許可番号		令和〇年〇月〇日 環エネ第〇〇〇号
承継者	氏名（法人にあつては、名称）	環境 花子
	代表者氏名（法人の場合に限る。）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	甲府市丸の内〇-□

被承継者	氏名（法人にあつては、名称）	環境 太郎
	代表者氏名（法人の場合に限る。）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	甲府市丸の内 1-6-1
	電話番号	055-223-1503
承継の内容	承継年月日	令和〇年 〇月 〇日
	承継の理由	相続した為
備考		

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、地位を承継した太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要

2 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・ 承継の事実を証する書面
- ・ 標識の写真
※ 条例第17条の規定により設置する標識について、承継後の内容に変更したことが分かる写真を添付すること。
- ・ その他知事が必要と認める書類

太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意、協定等がある場合には、当該合意、協定等に係る書面の写しを添付してください。

2部提出してください(P9参照)

第13号様式(第13条関係)

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒400-8501 甲府市丸の内〇-□

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

環境 花子

電話番号

055-223-〇〇〇〇

設置規制区域外施設の事業譲渡等届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第19条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲受等した太陽光発電施設の設置場所	甲府市丸の内〇-〇 (設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇)	
譲受人・相続人・承継者	氏名(法人にあつては、名称)	環境 花子
	代表者氏名(法人の場合に限る。)	
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	甲府市丸の内〇-□

譲渡人・被相続人・被承継者	氏名(法人にあっては、名称)	環境 太郎
	代表者氏名(法人の場合に限る。)	
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	甲府市丸の内 1-6-1
	電話番号	055-223-1503
譲渡・相続・承継の内容	譲渡・相続・承継年月日	令和〇年 〇月 〇日
	譲渡・相続・承継の理由	相続した為
備考		

注 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・ 譲渡、相続又は承継の事実を証する書面
- ・ 位置図
- ・ 標識の写真

※条例第17条の規定により設置する標識について、譲渡、相続又は承継後の内容に変更したことが分かる写真を添付すること。

- ・ その他知事が必要と認める書類

太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意、協定等がある場合には、当該合意、協定等に係る書面の写しを添付してください。

2部提出してください(P9参照)

第14号様式(第14条関係)

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

環境 太郎

電話番号

055-223-1503

印

廃止届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	令和〇年〇月〇日 環エネ第〇〇〇号
太陽光発電施設の設置場所	甲府市丸の内〇-〇 (設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇)
事業廃止年月日	令和〇年 〇月 〇日
備考	kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、廃止する太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。

2 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法(FAX、電子メールアドレス等)がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図
- ・その他知事が必要と認める書類

(2) 手引書で定める様式

様式その①～その④

- ・ 既存施設の変更許可申請書 様式その①
(条例附則第 3 条関係・改正条例附則第 3 条関係)
- ・ 既存施設の届出書 様式その②
(条例附則第 4 条関係・改正条例附則第 4 条関係)
- ・ 既存施設の変更届出書 様式その③
(条例附則第 4 条関係・改正条例附則第 4 条関係)
- ・ 既存施設の事業譲渡等届出書 様式その④
(条例附則第 4 条関係・改正条例附則第 4 条)

3部提出してください(P9参照)

様式その①（条例附則第3条関係・改正条例附則第3条関係）

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

環境 太郎 印

電話番号

055-223-1503

既存施設の変更許可申請書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第3条第2項及び山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例附則第3条の規定により、次のとおり申請します。

太陽光発電施設の設置場所		甲府市丸の内〇-〇
事業区域の面積		〇〇〇.〇平方メートル
太陽光発電施設の出力		〇〇.〇キロワット (太陽電池の合計出力 〇〇.〇キロワット)
及び実施予定期間 太陽光発電事業の内容	発電電力の用途	売電(設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)・自家消費 その他()
	設置規制区域の種類	第1号・第2号・第3号・第4号・第5号
	変更工事着手予定年月日	令和〇年 〇月 〇日
	変更工事完了予定年月日	令和〇年 〇月 〇日
	運転開始年月日	令和〇年 〇月 〇日
	事業廃止予定年月日	令和〇年 〇月 〇日
変更の内容	変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設の設置場所 甲府市丸の内〇-〇 ・太陽光発電施設の出力 〇〇〇.〇kW
	変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設の設置場所 甲府市丸の内〇-〇、〇-△ ・太陽光発電施設の出力 〇〇〇〇.〇kW

変更の理由	事業区域増設のため
太陽光発電施設の設置計画	別添資料参照
太陽光発電施設の構造	別添資料参照
環境及び景観に及ぼす影響の評価等	別添資料参照
地域住民等への説明等の状況	別添資料参照
備考	kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp

注1 「太陽光発電施設の設置場所」の欄には、申請に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載すること。

2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。

3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。

4 「発電電力の用途」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八八号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。

5 「設置規制区域の種類」の欄は、条例第7条に掲げる各号の設置規制区域のうち、太陽光発電施設を設置する区域に該当するもの全てに○を付すこと。

※注1～5については、現状について記載すること。

6 「環境及び景観に及ぼす影響の評価等」については、次の各号に掲げる場合に応じ、必要な書類を添付すること。

(1) 第4条第1号に該当する場合 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第25条第3項の規定により送付した補正後の評価書（補正を必要としない場合は、同法第22条第1項の規定により送付した評価書）の写し

(2) 第4条第2号に該当する場合 山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第26条第3項の規定により送付した補正後の評価書及びこれを要約した書類（補正を必要としない場合は、同条例第24条第3項の規定により送付した評価書及びこれを要約した書類）の写し

(3) 第4条第3号に該当する場合 山梨県環境影響評価条例第2条第1項に規定する環境影響評価の方法を基準として、知事が定める方法により行った環境影響評価の書類

7 「地域住民等への説明等の状況」については、実施した全ての住民説明会の記録を添付すること。

8 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

- ・位置図、事業区域図及び配置図
- ・造成計画の平面図及び縦横断面図
- ※土地の形質の変更を行う場合は、当該変更をしようとする箇所を明らかにすること。
- ・擁壁を設置する場合は、擁壁の構造図
- ・排水計画に係る平面図
- ・太陽光発電施設の構造に関する図面
- ・条例第7条各号に掲げる設置規制区域の種類に応じて知事が必要と認める図面及び資料
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類

- ① 設置規制区域確認表を添付してください。
 - ② 太陽光発電施設（架台・基礎）の構造計算書を添付してください。
 - ③ 載荷試験結果（地盤調査結果）を添付してください。
 - ④ 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意、協定等がある場合には、当該合意、協定等に係る書面の写しを添付してください。

2部提出してください(P9参照)

様式その② (条例附則第4条関係・改正条例附則第4条関係)

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

環境 太郎

印

電話番号

055-223-1503

固定価格買取制度 (FIT 制度) の認定を受けていない施設で、売電を行っている場合は、設備 ID に「なし」と記載し、備考欄に売電先を記載してください。

既存施設の届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第4条第2項及び山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例附則第4条第1項の規定について、次のとおり届け出ます。

太陽光発電施設の設置場所		甲府市丸の内〇-〇
事業区域の面積		〇〇〇.〇平方メートル
太陽光発電施設の出力		〇〇.〇キロワット (太陽電池の合計出力 〇〇.〇キロワット)
予定期間 太陽光発電事業の内容及び実施	発電電力の用途	売電 (設備 ID 〇〇〇〇〇〇〇〇) ・ 自家消費 その他 ()
	設置規制区域の種類	第1号・第2号・第3号・第4号・第5号 区域外
	設置工事完了 (予定) 年月日	令和〇年 〇月 〇日
	運転開始 (予定) 年月日	令和〇年 〇月 〇日
	事業廃止予定年月日	令和〇年 〇月 〇日
備考		kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp

注1 「太陽光発電施設の設置場所」の欄は、届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載すること。

2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。

- 3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。
- 4 「発電電力の用途」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
- 5 「設置規制区域の種類」の欄は、条例第7条に掲げる各号の設置規制区域のうち、太陽光発電施設を設置する区域に該当するもの全てに○を付すこと。
- 6 「備考」の欄は、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- ・ 位置図、事業区域図及び配置図
- ・ 現況写真
- ・ その他知事が必要と認める書類

【位置図】

方位、事業区域の位置、周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称

【事業区域図】

方位、事業区域の境界、県界及び市町村界

【配置図】

方位、事業区域の境界、道路及び目標となる地物、工作物の位置形状及び寸法

<留意事項>

事業区域を赤色等で囲んでください。

事業区域図と配置図を同一図面で提出することも可能です。

- ① 設置規制区域確認表を添付してください。
- ② 太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意、協定等がある場合には、当該合意、協定等に係る書面の写しを添付してください。

事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真としてください。

太陽光発電施設及び工作物付近の地形や周辺状況が判明する写真としてください。

写真の撮影位置、撮影方向を明示してください。

2部提出してください(P9参照)

様式その③（条例附則第4条関係・改正条例附則第4条関係）

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

環境 太郎

印

電話番号

055-223-1503

既存施設の変更届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第4条第3項及び山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例附則第4条第3項の規定について、次のとおり届け出ます。

太陽光発電施設の設置場所	甲府市丸の内〇-〇（設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）	
設置規制区域の種類	第1号・第2号・第3号・第4号・第5号 区域外	
変更の内容	変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設の設置場所 甲府市丸の内〇-〇 ・太陽光発電施設の出力 〇〇〇.〇kW
	変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設の設置場所 甲府市丸の内〇-〇、〇-△ ・太陽光発電施設の出力 〇〇〇〇.〇kW
変更の理由	事業区域増設のため	
備考	kan-ene@pref.yamanashi.lg.jp	

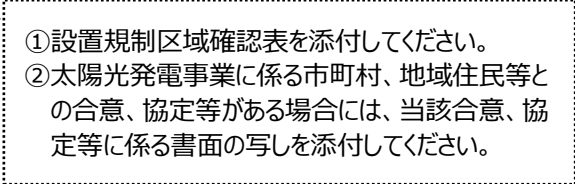
注1 「備考」の欄は、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

2 「設置規制区域の種類」の欄は、条例第7条に掲げる各号の設置規制区域のうち、太陽光発電施設を設置する区域に該当するもの全てに○を付すこと。

※注1～2については、現状について記載すること。

(添付書類) 次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

- ・位置図、事業区域図及び配置図
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類

- 
- ①設置規制区域確認表を添付してください。
 - ②太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意、協定等がある場合には、当該合意、協定等に係る書面の写しを添付してください。

2部提出してください(P9参照)

様式その④（条例附則第4条関係・改正条例附則第4条関係）

令和〇年 〇月 〇日

山梨県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒400-8501 甲府市丸の内〇-□

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

環境 花子

電話番号

055-223-〇〇〇〇

印

既存施設の事業譲渡等届出書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第4条第2項及び山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例附則第4条第2項の規定について、次のとおり届け出ます。

譲受等した太陽光発電施設の設置場所		甲府市丸の内〇-〇 （設備ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
設置規制区域の種類		第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・区域外
譲受人・相続人・承継者	氏名（法人にあつては、名称）	環境 花子
	代表者氏名（法人の場合に限る。）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	甲府市丸の内〇-□

譲渡人・被相続人・被承継者	氏名(法人にあっては、名称)	環境 太郎
	代表者氏名(法人の場合に限る。)	
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	甲府市丸の内 1-6-1
	電話番号	055-223-1503
譲渡・相続・承継の内容	譲渡・相続・承継年月日	令和〇年 〇月 〇日
	譲渡・相続・承継の理由	売買による施設譲渡のため
備考		

注 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・譲渡、相続又は承継の事実を証する書面
- ・位置図
- ・標識の写真

※条例第17条の規定により設置する標識について、譲渡、相続又は承継後の内容に変更したことが分かる写真を添付すること。

- ・その他知事が必要と認める書類

太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意、協定等がある場合には、当該合意、協定等に係る書面の写しを添付してください。